

## 巻 頭 言

# 人生120年時代のSuccessful Aging —年齢を重ねることに成功する—



東京福祉大学・大学院 社会福祉学研究科長  
東京福祉大学・大学院 社会福祉学部長  
博士(経済学)・教授 伊東 眞理子

### 1. はじめに——人口減少、超少子高齢社会の到来

超少子・高齢社会の到来が叫ばれている。アメリカ人口問題研究所によれば、わが国の2050年の男女おしなべた平均寿命 (the average life span) は93.2歳と予測されている。驚くなかれ、現時点でも日本女性は2人に1人が90歳を迎えている。世界最速に平均寿命90歳を叩き出すのは、日本女性なのだ。

ところで、わが国の高齢者 (前期高齢者65～74歳、後期高齢者75歳以上) の内でも、後期高齢者の増大が声高だ。1980年は、前期と後期の割合が2対1であったものが、2006年時点で1対1の同割合となり、2050年には2対3と、後期高齢者の割合が加速する。このことが、要支援・介護高齢者の増大を促す。2025年、団塊の世代 (昭和22～24年生れ) の806万人誕生した彼・彼女たちが後期高齢期を迎える。地域包括ケアシステムは、これに対処する為の策である。

このわが国の高齢化は、当初2025年に4人に1人が高齢者になると予測されていたが、少子化の影響で10年前倒しとなり、2015年に4人に1人、それから7年後の2022年には3人に1人が高齢者となり、2043年にピークを迎える。

このように、超高齢社会となったわが国では、健康長寿の促進が大テーマとなった。そこで、生活のサスティナブル・チョイスの実現というテーマが私のミッション (使命) となった。

### 2. 百歳長寿者 (日米比較)

さて、その高齢化の中身を今、大統領選で注目されていたアメリカと比較してみよう。現在、わが国の総人口は約1億2千万人。老年学の専門用語で「センテナリアン」と呼ばれる百歳長寿者は8万人余であり、2050年には最大約70万人が百歳を迎えるとする予想もある。一方アメリカは約3億2千万人の総人口に、センテナリアンは死亡率が中位相計の場合53万人余とされる。センテナリアンの量的比較は以上であるが、質的内容に目を転じてみたい。

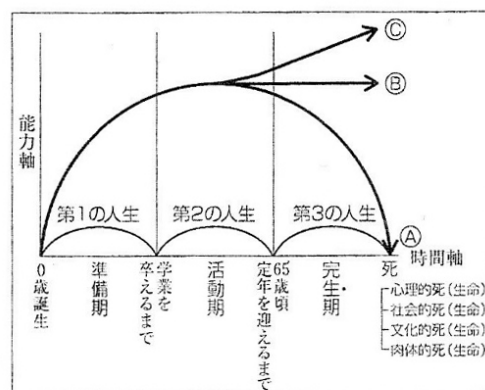
わが国のセンテナリアンの8割はボーッと生きておられるだけだが、アメリカのセンテナリアンの8割は、生き活きと海岸をジョギングする体力と気力を保持している。この違いはどこにあるのだろうか。永年、高齢者福祉政策に携わって来た者として、多くのファクターが考察されるが、最大要因は「老化」に対する考えの違いにあるとの結論を得た。その理由は、彼らが「加齢」は避けられないにしても、「老化」に関しては諦観せず、1つの疾患として「予防」と「治療」が可能かつ、克服できるものと捉えている点にある。

従来からある古びた年齢概念—「暦年齢」（誕生して何年経ったか）に捉われず、暦年齢なんて単なる「息を吸った数字」に過ぎないとし、「精神年齢」、「肉体年齢」、「見かけの年齢」、「社会活動年齢」の総体をもって、実年齢＝リアル・エイジと考えているのである。また、アメリカン・ドリームの源泉の変化も見逃せない。サブプライム問題からアメリカン・ドリームの具現化は、住居・金銭から、環境・健康、つまりエコとヘルシーヘシフト（有形資産→無形資産）したのだ。

### 3. 最新の老年学

人の人生は、旬の時、即ちプラトー（小山）を超えると、㉠線のように放物線を描いて落ちていくものと捉えがちだ。他方、北欧においては㉡線のようにノーマライゼーション（継続性）といって、死ぬまで一番良いときを継続する **Aging in place** という提案をしてきた。

しかし、アメリカ老年学界ではそんなことに満足せず、人間とは高齢期といえども、「成長して成長して、もうこれ以上は成長できないところまで成長して、死を迎える [The final stage of growth]」と、成長理論に基いた㉢線を描いて見せたのだ。これぞ正に、老年学の目標：サクセスフル・エイジング (Successful Aging) といえよう。



出典：「まり子先生の楽しく学ぶ高齢者福祉」（伊東真理子著）

ミネルヴァ書房

※ ㉠日本型 ㉡北欧型 ㉢米国型

### 4. わが国の実例

次に、わが国の人物の中から、実例を挙げてみよう。江戸時代後期を代表する浮世絵師の葛飾北斎がいる。彼は当時、日本一の絵師といわれ、西洋の印象派ゴッホやモネに影響を与えたことでも知られるが、老年学の世界でも光輝く存在だ。江戸時代に 90 歳という長寿を得ただけではない。彼は、天寿を全うする時このようなことを言っているのだ。

「天、我をして、後、十年あらしめよ！ならば、真正の画工になってみせようぞ！」

そして 74 歳のとき四度目の『富嶽三十六景』に挑戦し、自らの画業の見直しと再評価を行っているのだ。これまでの作品群と今後の画業に寄せて、奥付に次の如く述べている。

七十歳までの作品は見るべきものがない。

七十四歳で、動物等の骨格を、やや悟った。

八十歳で、ますます進み

九十歳で、奥義を極め

百歳にして、神妙の域に達し

百十歳になれば、ひと筆ひと筆が生けるが如くに描けるであろう。

九十歳で亡くなったとき、30 年分の画材を蓄えていたのは、つとに有名である。

## 5. おわりに——生涯青春

さて、最後になったが、人生を豊かに生きるには、社会において自他の差をつける世界：競争社会 (gesell-shaft)、もう一つ、自他の差をなくす世界：共生社会 (gemein-shaft)、の双方を生きることである。紀元前の哲学者セネカは、こう言っている。「老年とは、その扱いを知る者にとっては悦楽に溢れたものとなる」

そこで、来るべき超高齢社会にロールモデルとして生きる日本人が増大して行くことを祈念して、サムエル・ウルマンの『青春』という詩を、まり子超約でしめくくりとする。

「青春とは、人生の一時期ではない。

年齢を重ねただけで、人は老いはしない。

理想を失ったとき、

学ぶことを止めたとき、

与えることを止めたとき、

初めて老いる」

### Appendix (付録) ダイヤモンドプリンセスを超えて

実のところ筆者は、ダイヤモンドプリンセスに乗船中に新型コロナに出逢った。2週間、横浜港に停泊留め置かれ、PCR検査を受け陰性が証明され無事に下船した。その筆者に思い至ったことが2つある。

まず1つは、「災難に遭う時節には、災難に遭うがよく候、死ぬる時節には死ぬが良く候。是はこれ、災難をのがるる妙法にて候」

この言葉は、江戸時代の禅僧・良寛が新潟三条の大地震で大切な家族を喪った知人に贈ったお悔やみ状の一節である。禅宗の教え—「あるがまま」を受け留めよ—

もう一つは、かのアウシュビッツ収容所で3年間過ごし生還した精神科医フランクルの名著

『夜と霧』の中で述べられている言葉である。

「逆境の中においては、小さな光を見出し信じた者こそが、生きる力を補充するのだ」と。

そういえば、横浜港の船室のベランダから（ええいっ!! また下船は伸びそうな気がする）と思い、晴れた日に遠くに見える夕焼けに染まる富士山を楽しんでいた。予定通りの下船とはいかなかったが、そんな小さな喜びを見つけたのだ。曲折があるほど人生は深味を増し美しい。

生き残る者とは、強い者でも、ましてや賢い者でもない。変化に対応できる者である。

これら全ては、社会福祉の研究に37才で専業主婦から転身、現場で直に出逢った人生の先達といえる人々や文献から学び取ったものである。

ところで、近年の幸福経済学の知見に、幸せへの4因子といわれるものがある。

1) 自己実現と生きがい —— (やってみなはれ!)

2) 感謝とつながり —— (ありがとう)

3) 楽観と前向き —— (気にしない気にしない)

4) 独立性と自分らしさ —— (人と比べない)

以上、あるがままを受け留め、我が道をゆく人間力!!

これこそが、人生120年を生き抜く極意と言えよう。



## 日本人社員と外国人社員が日本企業で協働するために必要な 異文化コミュニケーション教育

内藤伊都子<sup>\*1</sup>・グエン ティ ミン チャン<sup>\*2</sup>

\*1 東京福祉大学 教育学部 (名古屋キャンパス)

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-16-29

\*2 東京福祉大学大学院 教育学研究科 (名古屋キャンパス)

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-16-29

(2020年11月30日受付、2021年2月25日受理)

抄録：本研究は、日本人社員と外国人社員が協働する職場での異文化コミュニケーションのプロセスを明らかにしたうえで、異文化コミュニケーション教育を検討することを目的とした。日本人と外国人が協働している会社で働いている日本人社員2名、中国人社員5名、ベトナム人社員6名に、半構造化インタビューを実施し、M-GTAによる分析を行った結果、27の概念と6つのカテゴリーが生成された。生成された概念をもとに協働に必要な異文化コミュニケーション教育を検討したところ、①教育機関による教育、②企業側が実施する教育や研修、③個人の経験による学び、④外部機関による教育の4つに大別された。全体的に異文化コミュニケーションは不足傾向であり、それぞれの立場から異文化コミュニケーション教育の提案をおこなった。

(別刷請求先：内藤伊都子)

キーワード：異文化コミュニケーション教育、外国人社員、協働、M-GTA、多文化共生

### 緒言

厚生労働省(2020)によると、2019年10月現在の外国人労働者数は1,658,804人と過去最高を更新している。また、外国人留学生は30万人受け入れを達成し(独立行政法人日本学生支援機構, 2020a)、日本の企業等への就職を目的として行う在留資格変更は、2018年には過去最高の25,942人が許可されている(法務省出入国在留管理庁, 2019)。新たな外国人材の受け入れや共生社会実現に向けた取り組みとして、2019年4月に創設された在留資格「特定技能」による在留外国人数も、2020年9月現在で8,769人となり、6月からの3ヶ月間で約1.5倍に増加している(法務省出入国在留管理庁, 2020a)。さらに、「未来投資戦略2017」(内閣府, 2017)では、2020年末までに1万人、2022年末までに2万人の高度外国人材の認定を目指し、留学生は高度外国人材の卵として、日本の企業への採用や日本社会への定着、活躍が推進されている(経済産業省貿易経済協力局, 2019)。

一方、日本企業に就職する外国人は年々増加しているものの、就職を希望しても叶わない場合や必ずしも日本社会への定着に結び着くとは限らない場合もある。外国人留学生は卒業後の進路として64.6%が日本での就職を希望しているが(独立行政法人日本学生支援機構, 2019)、実際の就

職率は35.1%である(独立行政法人日本学生支援機構, 2020b)。また、日本で就職できたとしても、数年内に離職したり帰国したりする者が多いことや転職希望者が多いことも指摘されている(稲井, 2012; 井口, 2016; 内藤・尹, 2019; 内藤, 2020a)。

近年、日本企業に就職した外国人を対象とした研究は、さまざまな側面から研究が進められている。郷司(2018)は、日本で働く元留学生外国人社員の職場での異文化適応について調査を行った。その結果、一様に日本への同化と異化という2つの志向性が混在しており、同化と異化を組み合わせることで適応を試みていることを明らかにしている。宮城・中井(2017)は、外国人社員とホストである企業側がいかに関わりながら関係を構築していくかについて検討している。それによると、「お互いに対する気遣い」が鍵概念であると述べている。入職1ヶ月期の元留学生の就職状況について調査した内藤・尹(2019)の研究では、日頃は一般的な敬語を使用していても仕事上の敬語や方言が理解できなかったり、ルール重視か結果重視かなどの仕事のスタイルが出身文化と異なっていたりすることに、仕事上の困難さを感じていた。また、入職1ヶ月の時点では好意的にとらえていた同僚に対して、半年が経った時点では、同じ同僚の職務態度に不満を感じたり(内藤, 2020a)、以前は母国の人

を助けたい気持ちから仕事以外でも実習生の面倒を見ていたが、1年経つと仕事以外では関わりたくなかったり、趣味が仕事になって幸せであったが、1年経って趣味が楽しくなくなったりするなど、時間の経過とともに仕事の意識にも変化がみられた(内藤, 2020b)。

このように、外国人社員には言語面や文化面だけでなく職場への適応や対人関係の構築など、異文化コミュニケーションにおける多くの困難がともなうと思われるが、外国人社員の受け入れが成功する要因の1つとして、コミュニケーションの成立を支援する職場環境が重要であることが指摘されている(池田ら, 2018)。このため、職場でのサポート(島田, 2016)やメンタルヘルス(李, 2015)の視点からの研究も行われているが、外国人社員への「教育」という視点からのアプローチは、堀川・三輪(2008)や三輪ら(2008)など日本語教育に関する研究を除くとほとんど見られないのが現状である。

外国人社員が増加している日本企業において、外国人社員が定着して就労するためには、外国人社員とともに職場で協働する日本人社員との異文化コミュニケーション教育が重要になってくると思われる。そこで本研究は、日本人と外国人が協働する職場での異文化コミュニケーションのプロセスを通して、必要とされる異文化コミュニケーションの教育支援を検討することを目的とした。

## 研究対象と方法

本研究では、日本人と外国人が協働している愛知県の会社で、正規雇用として働いている日本人社員および外国人社員を調査対象者として非確率抽出法により選択した。

愛知県は外国人労働者数や外国人を雇用している事業所が東京に次いで多く(厚生労働省, 2020)、調査時点での特定技能在留外国人数が全国でもっとも多い地域であった(法務省出入国在留管理庁, 2020b)。そこで、在日外国人労働者の中でもっとも多い中国人と2番目に多く増加率ではもっとも高いベトナム人(厚生労働省, 2020)を有意選択し、日本人社員は、協力者となった外国人社員からの機縁法により選択した。日本語での調査にともない、外国人は日本語能力試験2級以上の取得者とした。実際の協力者は、後述する表1の通りである。

調査は、研究倫理審査の承認を得たうえで調査協力者との間で調査協力同意書を交わし、録音許可を得て半構造化インタビューを実施した。インタビューは個別に60分程度で、事前にインタビューガイドを作成して質問内容を準備しておき、それらを尋ねながら調査協力者の回答に応じて追加の質問をおこなった。調査期間は、2019年3月24日から2019年5月19日であった。

本研究の分析には、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ法(Modified Grounded Theory Approach: M-GTA)を使用した。M-GTAは「人間と人間が直接的にやり取りをする社会的相互作用に関わる研究であることが基礎的要素(p.89)」(木下, 2003)であり、「現実の問題となっている現象で、研究結果がその解決や改善に向けて実践的に活用されることが期待されている場合(p.66)」(木下, 2007)の研究などに適しているとされている。そこで本研究では、外国人社員が増加し職場での異文化コミュニケーションが問題となっている現象で、その解決や改善に向けて、どのような教育支援が必要であるか実践的に活用できる理論の生成を目指すため、M-GTAを分析方法として採用した。

表1. 調査協力者の属性

ID	出身	性別	年齢	日本語能力:取得時期	在留期間	就労期間	企業規模
CF1	中国	女性	30	N1:2017	49ヶ月	37ヶ月	中小
CF2	中国	女性	26	N1:2015	84ヶ月	12ヶ月	大
CF3	中国	女性	25	N2:2017	49ヶ月	12ヶ月	中小
CM1	中国	男性	32	N1:2012	102ヶ月	72ヶ月	大
CM2	中国	男性	27	N1:2013	55ヶ月	1ヶ月	中小
VF1	ベトナム	女性	30	N2:2014	49ヶ月	12ヶ月	中小
VF2	ベトナム	女性	31	N1:2011	85ヶ月	37ヶ月	中小
VF3	ベトナム	女性	31	N1:2014	84ヶ月	84ヶ月	中小
VF4	ベトナム	女性	31	N2:2009	66ヶ月+41ヶ月	41ヶ月	中小
VM1	ベトナム	男性	30	N2:2013	60ヶ月	12ヶ月	中小
VM2	ベトナム	男性	32	N2:2015	47ヶ月	46ヶ月	中小
JM1	日本	男性	52	—	—	240ヶ月	中小
JM2	日本	男性	46	—	—	240ヶ月	中小

結果

本研究の調査対象者は、日本人と外国人が協働している会社で、正規雇用として働いている日本人社員および外国人社員であり、非確率抽出法により外国人社員11名(中国人5名、ベトナム人6名)、日本人社員2名から調査協力が得られた。調査協力者の属性は、表1の通りである。外国人社員協力者のうち、来日後すぐに働き始めたのは3名(CF1、VF2、VM2)であり、他の8名については日本に留学し卒業後に就職していた。来日してからの日本在留期間は、平均70.09ヶ月(約5年10ヶ月、SD=22.77)である。VF4については、66ヶ月(5年半)の留学期間を経て一度ベトナムに帰国し、3年ほど母国で過ごした後、再来日して41ヶ月経過していた。また、日本での就労期間は、平均33.27ヶ月(約2年9ヶ月、SD=26.78)であった。一方、日本人社員の就労期間については、外国人と協働して働く環境に入ってから期間である。現在の会社は、JM1が10年目、JM2が5年目である。

分析にあたっては、まず調査協力者13名分の音声データを文字化し、次にそのテキストデータに対してM-GTAによる分析をおこなった。M-GTAでは分析テーマと分析焦点者の2点から解釈をおこなうが、本研究における分析テーマは、日本人社員と外国人社員が協働する職場での異文化コミュニケーションのプロセスであり、分析焦点者は、異文化コミュニケーションの当事者である日本人と外国人両社員である。分析ワークシートと呼ばれる「概念名」、その

概念の内容を表す「定義」、類似した例について記述していく「バリエーション(具体例)」、分析上のアイデアをまとめた「理論的メモ」から構成される書式を用い、データの深い解釈を実行していく。分析ワークシートによって説明概念を生成した後は、概念のまとまりとなるカテゴリーを生成していく(木下, 2003;2007)。このような方法にしたがって分析した結果、生成された概念は全部で27、カテゴリーは6つであった(表2)。

カテゴリー別にみていくと、「コミュニケーション行動の文化差」の外国人の母語に関する対極例は見られなかった。「対人関係の形成」の日本人の外国人イメージという概念は、日本人と外国人の両者からの具体例があったが、日本人イメージに関する内容は、日本人・日本語の表現、日本人の非言語、日本人との心理的距離感、日本人のビジネススタイルに吸収された。「日本の企業文化」「職場での期待」「仕事のしやすさ」は、職場での異文化コミュニケーションに関するカテゴリーであり、「コミュニケーション行動の文化差」と「対人関係の形成」は、日頃の異文化コミュニケーションにおいても関連するカテゴリーである。「実際のサポート」は、教育支援としてはすでに得られている肯定的なカテゴリーであった。

日本人社員と外国人社員が協働する日本企業での異文化コミュニケーションを通して、どのような教育支援が必要とされるかを検討するために、生成された概念と上位カテゴリーをもとに生成図を作成した(図1)。

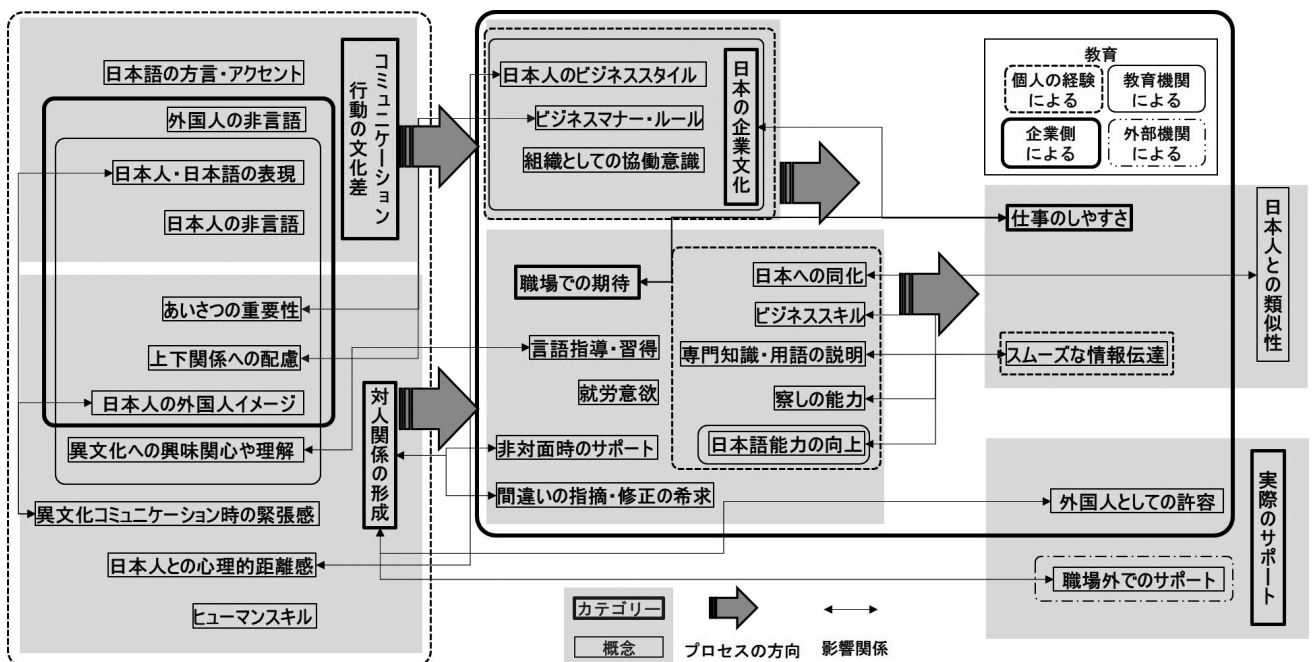


図1. 日本人社員と外国人社員の協働のプロセスと異文化コミュニケーション教育

表2. 職場の異文化コミュニケーションを構成する概念

カテゴリー	概念名	定義
コミュニケーション 行動の文化差	1. 日本人・日本語の表現	外国人社員が感じる日本人が多用する表現や日本語の表現の特徴
	2. 日本語の方言・アクセント	職場の上司や同僚、仕事上接する日本人の方言の使用やアクセントの違いに対する印象や対応
	3. 日本人の非言語	外国人社員からみる日本人の非言語コミュニケーション行動の特徴
	4. 外国人の非言語	日本人社員からみる外国人の非言語コミュニケーション行動の特徴
対人関係の形成	5. あいさつの重要性	あいさつが対人関係の形成や維持に重要な役割を果たしているという認識
	6. 上下関係への配慮	自己と他者との関係や上下関係に応じて行動を調整したりする配慮
	7. 日本人の外国人イメージ	日本人が外国人に対して抱いている主に否定的なイメージに関する日本人社員・外国人社員両者の気持ちや考え
	8. 異文化コミュニケーション時の緊張感	異文化の相手とコミュニケーションを取るときにともなう緊張感
	9. 日本人との心理的距離感	外国人社員が日本人社員に対して感じている心の隔たり
	10. ヒューマンスキル	他者に対する気遣い、思いやり、素直さ、謙虚さなどの人間性
	11. 異文化への興味関心や理解	海外の文化や異文化の相手に対してもつ興味関心や他文化への理解
企業文化 日本の	12. 日本人のビジネススタイル	外国人社員が観察や経験を通して感じた日本人の上司や同僚の職場での仕事の仕方や態度
	13. ビジネスマナー・ルール	敬語の使用など会社員としての礼儀や会社内でのルールの遵守
	14. 組織としての協働意識	組織として同じ目的に向かって協働しているという意識や協調性
職場での期待	15. ビジネスキル	仕事に慣れたり、業務に必要な知識の習得や能力を身に付けたりすること
	16. 日本語能力の向上	外国人社員に対して日本人とのコミュニケーションや業務に必要な日本語能力を身につけ向上させていく必要性
	17. 察しの能力	相手の言いたいことを察したり言われる前に推察して行動したりする能力
	18. 言語指導・習得	日本人社員と外国人社員のお互いの母語と英語についての指導と習得
	19. 専門知識・用語の説明	外国人社員に向けた業務に必要な専門知識や用語に関する詳細な説明
	20. 間違いの指摘・修正の希求	外国人社員が仕事や職場で間違えたり異なることをしたりしたとき、注意をして気付かせてくれたり、その間違いを修正してくれたらすること
	21. 非対面時の日本語サポート	外国人社員が電話やメールなどの非対面時に必要とする日本語サポート
	22. 就労意欲	仕事に対する考え方や働くうえでどのようなことに気を付けて臨んでいるかという意識、意欲的に取り組んでいるという姿勢
	23. 日本への同化	職場での振る舞いや仕事に対して、日本人と同じような行動に変化していくことを求めたり、求められたりすること
	仕事のしやすさ	24. 日本人との類似性
25. スムーズな情報伝達		日本語で話した内容や業務内容に対する理解力があり、伝達内容が手間暇かけずに確かに伝わること
サポート 実際の	26. 外国人としての許容	仕事で間違いや失敗があったとき、外国人であることで、上司や同僚、周囲から許してもらっているという意識
	27. 職場外でのサポート	仕事や職場とは直接関連しないが生活上必要とし受け取っているサポート



## 考察

本研究では、M-GTAの分析にあたって、分析焦点者を異文化コミュニケーションの当事者である日本人社員と外国人社員の両者を含めて分析した。従来の研究では、外国人社員の視点を中心に企業側から、あるいは日本人社員側の視点からおこなわれたり、外国人社員と日本人社員を比較したりする調査研究が多かった。本研究においても分析焦点者を日本人社員あるいは外国人社員に絞って分析することも選択できたが、その場合、分析焦点者の限定度が増す分、結果の適用可能範囲や一般化可能範囲も限定されてくる(木下, 2007)。本研究において、日本人社員のデータが少ないながらも分析焦点者に両者を含めたのは、研究目的が職場での異文化コミュニケーションのプロセスから教育支援を検討することであったため、日本人社員と外国人社員が協働する職場での異文化コミュニケーションを広く理解しようとしたためであった。

まず、生成された概念間やカテゴリーの関係(図1)について見ていくと、最初に生成されたのは、異文化コミュニケーションの場面を対象としていたため、文化の差異が含まれた概念であった。日本人・日本語の表現では、外国人社員より「日本人の話は、内容の目的を最後に話す。」「日本人の話し方は長くて、言いたいことを正直に言ってくれない、遠回りということですよ。」などの具体例が多かった。これは、重要で必要なことは何か、聞き逃さないようにと、異文化コミュニケーション時の緊張感を生じさせる一因にもなっているのではないかと思われる。一方、緊張感は日本人の外国人イメージの「外国人に関する悪いイメージを持っている日本人がいる。外国人はすべて悪い人じゃないとわかってほしい。」「私の上司、香港で置き引きされている。それを聞いていると、～中略～置き引きっていう記憶があるわけよ。」など、お互いの接触時に緊張を生じさせる一因になっていると思われる。

一方で、直接協働してみた相手については「中国人の人は心が通じる。ベトナム人は、さらに人柄がいい、びっくりしました。」「日本人はみんな本当に親切。思っていたよりもっと親切。私いろいろ面倒かけましたけど、助けてくれました。前のイメージと違います。」と言うように、イメージは好転しており、ヒューマンスキルにもつながっていた。これらは、コミュニケーションの経験不足が印象に影響を与えていると考えられる。ただ、イメージが好転したとしても、対人関係を形成し維持するまでの深まりについては、外国人社員が日本人との心理的距離感をもっており、その原因は日本人社員にあると感じている。「友達になります、親友になりにくい。仕事関係のときだけ、コミュニケー

ションする。」「中国人は話しかけなくても、相手から話しかけられるが、日本人は自分が話しかけないと返事が返ってこない。」「仕事上は手伝ってくれるが、仕事時間が過ぎたら終わりの感じです。ベトナムでは、仕事以外のときにも、一緒に遊びに行ったり、食べに行ったりするのは普通で、親しくなりやすい。日本で友だちと同僚ははっきり区別される。」など、具体例は多かった。これは日本人のビジネススタイルと関連し、日本の職場では同僚と友だちを区別する、仕事とプライベートを区別する傾向があると認識し、職場であるという理由とともに外国人であることも一因と感じており、外国人側の遠慮がうかがえた。

上位カテゴリーの「コミュニケーション行動の文化差」や異文化の「対人関係の形成」は、入職前から自身の経験を通して学んだり身につけたりすることができる概念が多く、協働の基礎的な部分であると言える。それが日本の企業文化全体の理解につながり、さらに理解や対応が進んでいくことで仕事のしやすさにつながると考えられる。また、日本人と外国人の協働場面では職場での期待も多い。それらの期待にそれぞれ応えられるようになることで、さらに仕事のしやすさにつながると考えられる。

つぎに、本研究の分析を通して示唆される協働に必要なとされる異文化コミュニケーション教育について、①教育機関、②企業、③個人、④外部機関の4つに大別しながら考察していく。まず、入職以前から準備ができる教育として、図1の実線枠で示した教育機関で対応が可能な部分である。主に、日本人や日本語に関する知識、異文化の対人関係形成にかかわる部分である。外国人にとっては日本語習得が含まれるが、より実践的な内容が求められるものと思われる。また、日本人にとっても多文化共生社会において、客観的に自文化の視点を持ったり日頃は無意識で当たり前である行動や習慣を批判的に思考してみたりすることは重要である。近年、学校教育においては異文化コミュニケーション教育がカリキュラムの一部として実施されるようになってきたが、国際理解教育ほど広く実施されているわけではないことが指摘されている(町, 2013)。大学教育ではビジネスに必要な敬語や文書の書き方、科目としては異文化コミュニケーション論のほか、多文化共生論、企業論などが考えられる。これらの授業の中で、たとえば企業文化を判断保留の姿勢で観察を進めるDIE法やエポケーなどの訓練、日本文化に対する固定観念的な見方で自分の属する職場文化をとらえないようにする訓練など、実践的に活用できる方法による教育が考えられる。就職をして仕事に就く前に備えておきたい教育部分であると言える。

次に、企業側が関係してくる教育は、図1の太実線枠の部分である。仕事内容に関する一般的な研修と合わせて、

外国人社員が協働する職場においては、雇用した社員の必要性に応じ、日本人に対しても異文化研修のような対応が必要であると考え。その中で、専門用語などの言語的な対応や同僚となる社員だけでなく取引先等社外の人間との対人関係形成に関する教育ができる体制を整えることが重要である。異文化研修などは、教育に当たる人材の負担が大きいことや資質を有する人材が多くないこと、時間や費用などの面からも、一般的に実施されていないのが現状であることが示唆されている（サザーランド, 2010）。本研究の協力者の職場においてもとくに異文化研修は実施されていないようであり、日本人と外国人が協働している職場において、企業側からの異文化コミュニケーション教育は充分になされていないことが推測される。今後は、人材の育成についても検討が必要であると思われる。

続いて、図1の「太点線枠」で示した社員個人が学習や努力によって身に付けていく部分である。説明概念の多くがこの個人による枠に含まれており、現在の協働場面は、個人の経験や努力によるところが大きいことがうかがえる。外国人の日本語能力については、教育機関のなかで学ぶだけでなく自主学習をしたり、文化的ネットワークに依存するだけでなく、日本人と積極的にかかわりながらコミュニケーションを取る機会を増やしたりする努力も必要である。本研究の分析によると、職場では日本人と外国人のコミュニケーションが不足していることが示唆されたため、場合によっては職場以外でもコミュニケーションを取る機会を増やすことが考えられる。たとえば、会社で食事会を開いたり、文化交流会などのイベントと一緒に参加したりするなど、そのような機会のなかで間違いの指摘やその修正などをしていったり、日本人と外国人がそれぞれの文化を学んだりすることで、お互いの心理的距離感を縮め、信頼関係を構築しながら、期待に応えられるような職場作りをしていくことが望まれる。職場では就労意欲を高めて行動することで、職場の上司や同僚からのサポートを引き出すことにつながる可能性がある。そうした学習や努力の継続によって、「太点線枠」で示した部分が時間の経過とともに身に付いていくものと考えられる。

最後に、図1の「点々線枠」で示した部分である。これは、職場以外での地域社会からのサポートや外部の教育機関などによる教育である。たとえば、金(2018)の研究では、企業と大学の協働による学びの場の構築に向けた活動を取り上げている。企業における元留学生の社会人交流会の事例を通して、ケース学習の実践の意義と課題を検討している。それによると、参加者は職場でのコミュニケーションや問題発見解決のプロセスを意識化している様子がうかがえたとのことである。職場は生活の重要な一部であり多くの

時間を過ごすことになるものの、多文化共生社会においては、職場を離れてからも職場以外で仕事に関するサポートや訓練、相談などが受けられる場が地域社会で提供されると、より快適に仕事に従事できるのではないかとと思われる。

## 結論

本研究は、日本人社員と外国人社員が協働する職場での異文化コミュニケーションのプロセスを通して、必要とされる異文化コミュニケーション教育を検討した。本調査は、外国人労働者数や外国人を雇用している事業所が東京に次いで多い愛知県において実施し、調査協力者は外国人社員として在日外国人労働者の中でもっとも多い中国人5名と次いで多いベトナム人6名、日本人社員については2名であった。また、協力者の職場は大企業が2名、中小企業が11名、外国人社員の日本での就労期間には幅があり（ $SD=22.77$ ）、日本人社員についてはとくに人数が少なく男性のみであった（表1）。したがって、調査数や調査地、就業年数、企業規模、業種、外国人社員の出身などにおいて、調査協力者の人数や幅が限定的であるため一般化することは困難であるが、本研究の限界を踏まえたうえで、本調査から得られた結論は以下の通りである。

日本企業で協働している日本人社員と外国人社員に半構造化インタビューをおこない、M-GTAによる分析の結果、27の概念と6つの上位カテゴリーが生成された。職場での協働に必要なとされる異文化コミュニケーション教育は、①教育機関、②企業、③個人、④外部機関の4つに大別できたが、現在の協働場面は、③個人の経験や努力によるところが大きいことがうかがえた。一方で、「コミュニケーションの文化差」や異文化の「対人関係の形成」、「日本の企業文化」のカテゴリーに含まれる概念の多くは、①入職以前に教育機関で学ぶことが可能であった。②企業による教育については、現状は十分な異文化コミュニケーション教育がなされていないことが推測され、人材育成の必要性も示唆された。このため、大学や企業が連携を測ったり、④外部機関への委託などによる教育も考えられる。

今後は、調査対象者のデータ数を幅広く収集することにより、職種別や企業規模別の異文化トレーニングを考案したり、留学生の就職希望先に応じた事前教育を検討したりしていくことが必要であると考え。

## 文献

独立行政法人日本学生支援機構(2019):平成29年度  
私費外国人留学生生活実態調査。 <https://www.>

- studyinjapan.go.jp/ja/\_mt/2020/08/seikatsu2017.pdf (2020.8.28 検索).
- 独立行政法人日本学生支援機構 (2020a) : 2019 (令和元) 年度 外国人留学生在籍状況調査結果. [https://www.studyinjapan.go.jp/ja/\\_mt/2020/08/date2019z.pdf](https://www.studyinjapan.go.jp/ja/_mt/2020/08/date2019z.pdf) (2020.8.28 検索).
- 独立行政法人日本学生支援機構 (2020b) : 2018 (平成30) 年度 外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果. [https://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl\\_student\\_d/\\_icsFiles/afiedfile/2019/03/29/degrees17.pdf](https://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl_student_d/_icsFiles/afiedfile/2019/03/29/degrees17.pdf) (2020.8.28 検索).
- 郷司寿朗 (2018) : 元留学生外国人社員の職場での異文化適応に関する研究 — 同化と異化の志向性選択の経験と意味に注目して —. *多文化関係学* **15**, 19-34.
- 法務省出入国在留管理庁 (2019) : 平成30年における留学生の日本企業等への就職状況について. [http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00229.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00229.html) (2020.6.7 検索).
- 法務省出入国在留管理庁 (2020a) : 特定技能1号在留外国人人数. <http://www.moj.go.jp/content/001333045.pdf> (2020.11.25 検索).
- 法務省出入国在留管理庁 (2020b) : 令和2年3月末現在における特定技能在留外国人人数について. [www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06\\_00115.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00115.html) (2020.6.7 検索).
- 堀川有美・三輪充子 (2008) : 外国人社員の日本語使用に関する外国人社員・日本人社員の現状認識 — 双方向性日本語教育プログラム開発に向けて —. *言語文化と日本語教育* **36**, 48-51.
- 井口 泰 (2016) : 外国人労働者問題と社会政策 — 現状評価と新たな時代の展望 —. *社会政策* **8**, 8-28.
- 池田佳代・村中泰子・ファム ホアン イン・沼田秀穂 (2018) : 外国人労働者の環境に関する一考察 — ベトナム人看護師・介護福祉士候補者を対象として —. *環太平洋大学研究紀要* **12**, 19-28.
- 稲井富赴代 (2012) : 中国人留学生に対するキャリア教育と就職支援 — 日本企業に就職した元留学生に対するアンケート調査をもとに —. *研究紀要* **56・57**, 1-37.
- 経済産業省貿易経済協力局 (2019) : 高度外国人材の採用・定着・活躍推進に向けて. [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jetro/activities/support/ryugakusei/pdf/report\\_20190228/2.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jetro/activities/support/ryugakusei/pdf/report_20190228/2.pdf) (2020.9.5 検索).
- 金 孝卿 (2018) : 元留学生社会人交流会「サロン・デ・ゼクスパット」における ケース学習の実践 — 企業と大学の協働による学びの場の構築に向けて —. 大阪大学国際教育交流センター研究論集 **22**, 57-65.
- 木下康仁 (2003) : グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践 — 質的研究への誘い. 弘文堂, 東京.
- 木下康仁 (2007) : ライブ講義 M-GTA 実践的質的研究法 — 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチのすべて. 弘文堂, 東京.
- 厚生労働省 (2020) : 「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (令和元年10月末現在). [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09109.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09109.html) (2020.6.7 検索).
- 李 健實 (2015) : 日本における高度の技術・知識を持つ外国人労働者の職業性ストレスとメンタルヘルス — 日本人労働者との比較検討 —. *ストレス科学研究* **30**, 90-101.
- 町恵理子 (2013) : 異文化コミュニケーション教育. In: 石井 敏・久米昭元 (編集代表), *異文化コミュニケーション事典*. 春風社, 横浜, pp.224-225.
- 三輪充子・一林久美子・矢高美智子 (2008) : 外国人社員が働く職場の日本人に対する協力依頼の実践 — 双方向性日本語教育プログラム開発に向けて —. *言語文化と日本語教育* **36**, 52-55.
- 宮城 徹・中井陽子 (2017) : 「異文化適応の構造モデル」から見た外国人社員の職場での適応 — 理科系ベトナム人元留学生の事例から —. *留学生日本語教育センター論集* **43**, 81-95.
- 内閣府 (2017) : 未来投資戦略2017 — Society 5.0の実現に向けた改革 — 具体的施策. [https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2017/0609/shiryo\\_03-2.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2017/0609/shiryo_03-2.pdf) (2020.6.7 検索).
- 内藤伊都子 (2020a) : 日本で就職をした元留学生の入職半年後の就職状況. *多文化関係学会第19回年次大会プログラム&抄録集*, 52-55.
- 内藤伊都子 (2020b) : 元留学生の日本でのキャリア形成 — 入職1年後の状況を中心に —. *日本比較生活文化学会第36回研究発表大会 研究発表レジュメ*, 5.
- 内藤伊都子・尹 慧 (2019) : 日本で就職をした元留学生の入職1ヶ月期の就職状況. *多文化関係学会第18回年次大会プログラム&抄録集*, 42-45.
- サザーランド真理亜 (2010) : オフショア開発における異文化接触を調整する人材の特定 — 異文化を調整する人材を育成する企業研修の構築のための研究. *プロジェクトマネジメント学会研究発表大会予稿集2010年度春季*, 203-208.
- 島田徳子 (2016) : 新卒元留学生外国人社員の組織社会化と日本人上司による支援に関する研究 — 精神面の支援と文化面の支援の重要性. *留学交流* **59**, 26-38.

## Intercultural Communication Education for the Collaboration between Japanese Employees and Foreign Employees on Japanese Companies

Itsuko NAITO<sup>\*1</sup> and NGUYEN Thi Minh Trang<sup>\*2</sup>

\*1 School of Education, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Nagoya Campus)  
2-16-29, Marunouchi, Naka-ku, Nagoya City, Aichi 460-0002, Japan

\*2 Master of Science in Education, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Nagoya Campus)  
2-16-29, Marunouchi, Naka-ku, Nagoya City, Aichi 460-0002, Japan

**Abstract :** This study was intended to examine necessary intercultural communication education after having clarified a process of the intercultural communication in the workplace where a Japanese employee and a foreign employee collaborated. As for 6 Vietnamese employees, 5 Chinese employees, and 2 Japanese employees semi-structured interview was conducted, and analyzed by Modified Grounded Theory Approach (M-GTA). As a result, 27 concepts and 6 categories were generated. Intercultural communication education necessary for collaboration was examined based on a concept afterwards. There were four viewpoints: 1. Educational institution before the entering a company, 2. Company at the present, 3. Experience of oneself, 4. Collaboration with Institutions outside. On the whole, the cross-cultural communication was a lack tendency and suggested the cross-cultural communication education from each viewpoint.

(Reprint request should be sent to Itsuko Naito)

**Key words :** Intercultural Communication Education, Foreign Employees, Collaboration, M-GTA, Multicultural Coexistence

## 幼児の生活習慣および保護者のサポートが体力発達に及ぼす影響

宮田洋之<sup>\*1\*4</sup>・辻川比呂斗<sup>\*2\*3</sup>・熊倉拓巳<sup>\*3</sup>・鈴木宏哉<sup>\*3\*4</sup>

\*1 東京福祉大学 保育児童学部 (池袋キャンパス)

〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-47-8

\*2 順天堂大学保健看護学部

〒411-8787 静岡県三島市大宮町3-7-33

\*3 順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科

〒270-1695 千葉県印西市平賀学園台1-1

\*4 順天堂大学スポーツ健康科学部

〒270-1695 千葉県印西市平賀学園台1-1

(2020年11月30日受付、2021年3月1日受理)

抄録：幼稚園及び保育所に通う幼児（計72名）を対象に、1年間の縦断データを用いて、幼児の生活習慣および保護者のサポートが体力発達に及ぼす影響について検討することを目的とした。幼児の生活習慣および保護者のサポートと体力発達の関係について検討した結果、男児において、運動系の習い事の有無と体力発達に有意な交互作用が認められた ( $p < 0.05$ )。また、運動系習い事の有無と、保護者による運動支援・奨励の意識との間に有意な関連が認められた ( $p < 0.05$ )。本研究の結果から、運動系の習い事の有無が男児の体力発達に影響を及ぼし、運動系の習い事の有無は、保護者のサポートの有無によって差異が生じる可能性が示唆された。

(別刷請求先：宮田洋之)

キーワード：子ども、体力・運動能力、習い事、スポーツクラブ

### 緒言

文部科学省が1964年から行なっている体力・運動能力調査によると、子どもの体力・運動能力は、1985年頃から近年に至るまで長期的な低下傾向にあった(文部科学省, 2013a)。2010年代に入ると低下傾向はやや下げ止まり、わずかに上昇の様子も見られるが、依然として低い水準にあることが報告されている(伊藤ら, 2011)。幼児においても、全国的規模での調査は少ないものの、同年頃から低下傾向を示しており(杉原, 2007)、依然低下状態が継続しているという報告もある(宮口・出村, 2016)。これらの報告は、幼児期の体力が児童期まで影響している可能性を示唆しており、幼児期から低体力の予防が重要であることを示している。

中央教育審議会(2002)は、「科学技術の発展、経済の発展で、生活が便利になったり、生活様式が変化するなど、子どもたちの生活全体が、歩いたり、外で遊んだりするなどの日常的な身体運動が減少する方向に変化した。」と指摘しており、社会環境の変化が、子どもの身体活動量を減少させ、体力発達を阻害している可能性があることを報告した。幼児期の身体活動量の減少は、体力発達の阻害以外にも、

不健康な生活習慣を生み出し、その後の児童期や青年期において重大な影響を及ぼすことが懸念されている。そこで、日本学術会議(2008)では、子どもの頃から心身の健全な発達をするために、身体活動・運動・スポーツを推進することの重要性が指摘された。

日本体育協会(現:日本スポーツ協会)は、小学生を中心とする子どもを対象に、アクティブ・チャイルド60min(公益財団法人日本体育協会, 2010)を、そして、文部科学省は、幼児期運動指針(文部科学省幼児期運動指針策定委員会, 2012)を策定し、子どもの心身共に健全な発育発達を促すため、1日合計60分以上身体を動かす習慣を身につける必要があることを示した。これは、全ての幼児が十分に体を動かす機会に恵まれているとはいえない現状を考慮し、保育の中で身体を動かして遊ぶこと以外に、散歩や身体活動を伴う手伝いなど、生活習慣の改善、身体活動の習慣化に関する取り組みを、保護者や幼児に関わる全ての大人が共有していく重要性を同時に示したものである。しかし、どの生活習慣および身体活動習慣(以下生活習慣)が体力発達に影響を及ぼしているのか、定量的に示すことが出来ていないのが現状である。

子どもの生活習慣と体力について、中央教育審議会(2002)は、子どもの体力低下の背景には、夜型の生活などライフスタイルの変化や食生活等の生活習慣の乱れが関連していると指摘している。また、規則正しい生活ができていない幼児ほど運動能力が高いことも報告されており(熊谷ら, 2011)、子どもの生活習慣と体力には関連があることが明らかになってきている。食生活においては、朝食を毎日食べる子とそうでない子では、朝食を毎日食べる子の方が高い体力合計点を示し、また、睡眠については、睡眠時間が8時間以上の子どもは8時間未満の子どもに比べて高い体力合計点を示したという報告がある(文部科学省, 2013b)。しかし、これらは、要因が複合的に介在している可能性があり、食生活や睡眠が直接体力に影響を及ぼしているのではなく、それら生活習慣の差異が子どもの身体活動量に影響を与え、結果として体力に影響を及ぼしていると考えられる。子どもの身体活動量のガイドラインは、「1日に少なくとも60分以上の中強度以上の身体活動(以下MVPA)」を推奨しており、多くの国々で採用されている(National Association for Sport and Physical Education, 2002; 2004)。しかしながら、幼児期の子どもは保護者および保育者、または、その他周辺の大人の管理下でのみ身体活動が可能であることから、MVPAの環境に着目する必要がある。

MVPAの差異が生じる要因の一つに、運動・スポーツの実施状況があげられる。スポーツ実施状況と体力・運動能力の関連についての報告では、体力・運動能力や体格といった健康関連指標との関連について検討した結果、両者に有意な関係が見られることが報告されている(Bürgi et al., 2011; Cliff et al., 2009; Fisher et al., 2005; Tanaka et al., 2012; Tanaka and Tanaka, 2013; Williams et al., 2008)。一方、国内における研究としては、地域や民間のスポーツクラブなどでの運動・スポーツへの参加状況と体力発達の関係について検討した報告は見られない(田中ら, 2014)。

幼児は、自分の意志だけでは自由に行動を選択することができず、養育者の影響が小学生や中学生に比べて強いことが明らかになっており(Gustafson and Rhodes, 2006)、子どもの体力低下の最大の原因は、保護者等、子どもにとって身近な大人のサポートであるといえる。両親の身体活動量と子どもの身体活動量には正の相関があり、保護者のライフスタイルは子どもの活動に影響するとの報告(加賀谷, 2003)や、低下が著しく、体の使い方が重要とされるボール投げ(投能力)の伸びは、「園児自身の運動嗜好性」と「休日の運動習慣」が関与し、「園児自身の運動嗜好性」は「父親の運動嗜好性」が関係しているとする報告があるなど(山下, 2014)、環境因子を介して直接的に関連を示した研究がある。また、ベビーカーの使用を3歳未満でやめた家庭の子どもは、

体力が高いことを示した、平野ら(2014)の報告のように、保護者のサポートが、直接的に幼児の身体活動および体力に影響を及ぼすことを明らかにした研究がある。したがって、子どもを取り巻く大人が、間接的および直接的に、子どもの体力に影響を及ぼすことが明らかになってきている。

子どもの体力に関する保護者の意識や関心を高める方法として、春日(2008)は、運動能力テストの体力評価法を配布したことによって、親子での戸外遊びが増加し、「体力測定を毎年継続してほしい」と保護者が望むようになるなど、子どもの体力的な発育・発達への関心が高まったと報告している。しかし、子どもの体力に関する保護者の意識・関心が高まったとしても、体力を高める方法や、環境整備に関しては、具体的な知見が少ないのが現状である。幼児は、自身でその行動を選択する機会が限られており、保護者のサポートが生活習慣を決定し、ひいては体力発達を促す機会を決定していると考えられる。したがって、保護者のサポートが幼児の体力発達に及ぼす影響を検討することにより、体力発達を促すための具体的な保護者のサポートを明らかにすることができると思われる。

幼児の体力に及ぼす要因の検討について、これまで報告されてきた多くの研究は、横断的なデータによって行われているものがほとんどであり、田中ら(2014)は、縦断的な観察や介入に基づく検討が必要であると述べている。幼児の生活習慣と体力発達の関係について、縦断的なデータを用いて検討することで、「どの」生活習慣が、幼児期の子どもの体力発達に影響を及ぼしているのか、明らかにすることが可能となる。したがって、本研究で得られる知見は、多様な保育形態および運動指導環境が混在している我が国において、幼児の健全な体力発達を促す環境整備の構築のために役立つと考えられる。

そこで、本研究では、年中児から年長児に至る1年間の縦断データを用い、幼児の体力および生活習慣、保護者のサポートについて調査し、得られた結果から、①幼児の生活習慣と体力発達の関係②保護者のサポートと幼児の体力発達の関係について検討し、幼児の生活習慣および保護者のサポートが体力発達に及ぼす影響について検討することを目的とした。

## 研究対象と方法

本研究は、静岡県三島市の幼稚園、保育園に通う幼児およびその保護者を対象とした。幼児は調査初年度に年中児であり、次年度までの1年間在籍していた男児49名、女児32名、計81名のうち、体力測定および質問紙調査に欠損がなかった男児41名、女児31名、計72名(年中時4歳:4.3±0.9、

4.5歳:4.7±0.1、5歳:5.0±0.4)を対象とした。本研究の対象園には年中時および年長時に、保護者に対して体力測定の結果をフィードバックした。なお、対象園では特別な運動プログラムは実践されておらず、両園とも同じ敷地内に設置されているため、園庭およびホールの広さ、地域等の環境に差異はない。

調査に先立ち、静岡県三島市スポーツ推進課、子ども保育課、各園の職員の同意の上、保護者に対して、本研究の目的、方法、提供者がこうむる恐れのある不利益について十分な説明を行ない、書面にて同意の意思を確認した。本調査は、順天堂大学スポーツ健康科学部研究等倫理審査承認後に開始し、調査にあたっては、身体的拘束時間を最小限に抑えるための工夫をし、また、調査項目を最小限に抑えた。

### 体力調査

幼児の体力は、幼児期の体力構造や全国的に利用され普及しているテスト項目および走・跳・投の運動動作を比較的反映すると考えられる春日(2008)の報告を参考に、計7項目の体力測定を行なった。

また、形態については、各園が保育中に毎月行なっている形態計測の記録を利用した。なお、形態計測の記録は、体力測定実施日と一番近い日に計測された記録を採用した。

体力測定：握力は、幼児を対象とする幼児用握力計の利用が普及しており(春日, 2009a; 村瀬, 2017)、幼児が握りやすい握り幅に調節できる、幼児用握力計(竹井機器工業社製, T.K.K.5825)を用いて、左右各2回握力計を全力で握り、それぞれ良い記録の平均を測定値とした。

体支持持続時間は、高さ70~75 cmの台(巧技台)を2台30~35 cm間隔で設置した。左右の手を台の上に置き、両腕を伸ばした姿勢で足裏を床から離し、両腕で体重を支えられなくなるまでの時間を1秒単位で1回計測した。時間の計測にはストップウォッチを使用した。

長座体前屈は、長座姿勢から前屈した時の移動距離を0.5 cm単位で2回測定した。前屈距離の測定では、両肘を伸ばした状態で、手と台の位置がずれないように台上に持ち手が設置してあり、左右斜めへの進行を防ぐためのレールを活用し、幼児用長座体前屈計(竹井機器工業社製, T.K.K.5826)を用いて、良い方の記録を測定値とした。

25m走は、長さ30 mの走路を全力疾走し、スタート地点から25m地点到達までに要した時間を計測した。タイムの計測には光電管タイム計測システム(竹井機器工業社製, T.K.K.5824)を使用し1/10秒までを1回計測した。

立ち幅とびは、踏切線から両足同時踏切で前方に跳び、踏切線と着地した地点との最短距離をcm単位で2回計測し、良い方の記録を測定値とした。

反復横とび(1本線)は、異なる方法のテストが存在するが(村瀬, 2016)、1本ラインによる方法を採用し、1本の線を両足揃えて左右交互に5秒間跳んだ回数を2回測定した。測定には反復横とび測定器(竹井機器工業製品, T.K.K.5823)を使用し、良い方の記録を測定値とした。

ソフトボール投げは、ソフトボール検定1号球を遠投した時のボール落下地点までの距離を0.5 m単位で2回測定し、良い方の記録を測定値とした。なお、ソフトボール投げの測定には、円弧または平行ラインを示して測定する方法が普及しているが(村瀬, 2016)、本研究では園庭の狭い幼稚園・保育所においても測定が実施可能である幅6 mで投げ出す地点から平行にラインを示した測定方法(杉原・河邊, 2014)を採用した。

幼児の生活習慣は、WHO Health Behavior in School-aged children(高倉ら, 2006)を参考に、身体活動量に関する項目の他、テレビ・パソコン(TV/PC)等メディア暴露時間、睡眠時間、食習慣、習い事の有無等を加え、計17項目を設定した。保護者のサポートは、保護者自身の生活習慣、幼児に対する運動支援・奨励、TV/PC等メディア暴露時間等、計11項目を設定した。

### 質問紙調査

幼児および保護者の質問紙調査は、保護者に対して記名自記式で行なった。

幼児の生活習慣に関する質問紙調査：中等度および高強度の身体活動量(Moderate to Vigorous Physical Activity:以下MVPA)は、1週間で10分以上連続的に高強度の身体活動を行なった日数(0:0日、1:1日、2:2日、3:3日、4:4日、5:5日、6:6日、7:7日)と、その平均時間(1日合計何分か)の積を1週間の高強度身体活動時間とし、それと同様に、1週間の中強度身体活動時間を算出し、1週間の高強度身体活動時間と1週間の中強度身体活動時間を加え、MVPAとした。テレビ・ビデオ視聴時間(平日および休日)(1:まったくみない、2:1日約30分、3:1日約1時間、4:1日約2時間、5:1日約3時間、6:1日約4時間、7:1日約5時間、8:1日約6時間、9:1日約7時間以上)は、コンピュータ(タブレット端末を含む)・携帯電話・スマートフォン(ゲーム、メール、チャット、インターネットなど)の使用時間(1:まったくみない、2:1日約30分、3:1日約1時間、4:1日約2時間、5:1日約3時間、6:1日約4時間、7:1日約5時間、8:1日約6時間、9:1日約7時間以上)と加え、「メディア暴露時間」とした。また、その他の項目は、運動系の習い事の有無(1:している、2:していた、3:していない)、1日60分の運動頻度(直近1週間および普段)(0:0日、1:1日、2:2日、3:3日、4:4日、5:5日、6:6日、7:7日)で構成した。

保護者のサポートに関する質問紙調査：父親の運動支援・奨励および母親の運動支援・奨励（1：全くしていない、2：していない、3：している、4：とてもしている）、父親の運動習慣および母親の運動習慣（1：全く運動していない、2：週に1回未満、3：週に1～2回程度、4：週に3～5回程度、5：週に5回以上）、テレビ・ビデオ視聴時間（幼児と同様）で構成した。

なお、質問紙調査の結果、回答が著しく偏った項目（睡眠に関する項目および食生活等）に関しては分析に用いなかった。

### 分析方法

本研究の対象者において、月齢区分によっていくつかの項目で有意な差が認められたことから、月齢要因を排除するため、全国平均値および標準偏差（森ら, 2010; 村瀬, 2017）をもとに、月齢区分および性別に、体力項目ごとのTスコアを次式のように求め、7項目のTスコアを加えた値をTスコア合計点として算出し、分析を行なった。

$$\text{式} : \frac{(\text{測定値} - \text{全国平均}) \times 10}{\text{全国標準偏差}} + 50$$

分析のはじめに、体格および体力の性差、月齢区分間の差を検討するため、性別、月齢区分ごとの平均値と標準偏差を算出し、対応のないt検定および一元配置分散分析を行なった。性差に関しては、体格および体力ともに、年中時および年長時において有意な差は認められなかった。月齢区分別の差に関して、年中時の男児においては、身長のみ有意差が認められ、多重比較の結果、4歳児よりも4.5歳児および5歳児の方が有意に高かった。年中時の女児においては、握力、反復横とび（1本線）、立ち幅とび、ソフトボール投げにおいて有意な差が認められ、握力では4歳児よりも4.5歳児および5歳児の方が有意に優れ、反復横とび（1本線）および立ち幅とびでは、4歳児および4.5歳児よりも5歳児の方が有意に優れ、ソフトボール投げでは4歳児よりも5歳児の方が有意に優れていた。年長時の男児においては、身長、体重、体支持持続時間、立ち幅とび、Tスコア合計点において有意な差が認められ、身長、体重、体支持持続時間においては5歳児よりも5.5歳児の方が有意に優れ、立ち幅とびにおいては、5.5歳児よりも6歳児の方が有意に優れていた。

質問紙調査の結果について、MVPAは幼児期運動指針（幼児期運動指針策定委員会, 2012）を参考に、420分以上を「positive群」、420分未満を「negative群」に分類した。

幼児および保護者のメディア暴露時間については、NASPE（2002）を参考に、合計2時間未満を「positive群」、2時間以上を「negative群」に分類した。なお、メディア暴露時間は平日と休日をそれぞれ検討した。

父親の運動支援・奨励および母親の運動支援・奨励については、「とてもしている」および「している」を「positive群」、「していない」および「全くしていない」を「negative群」に分類し、父親と母親の運動支援・奨励をそれぞれ検討した。

運動系の習い事の有無については、運動系の習い事を6か月以上継続して行なっている群を「positive群」とし、運動系の習い事をしていない、もしくは、していても6か月未満の場合は「negative群」とした。

その他の項目について、1日60分の運動頻度（直近1週間および普段）、父親の運動習慣および母親の運動習慣の回答結果を、中央値（中央値はpositive群に含む）を基準に「positive群」と「negative群」に分類し、分析した。

なお、質問紙調査は年中時と年長時それぞれ回答を得たが、体力発達を検討するうえでは、年中時（調査開始まで）の生活習慣が影響を及ぼしていると考えられたため（西嶋, 2003）、年中時の質問紙調査を採用した。また、運動系習い事の有無と保護者のサポートの有無の関係について検討するにあたり、年長時の回答を採用し、分析を行なった。

### 統計処理

幼児の生活習慣および保護者のサポートと体力発達の関係を検討するため、共変量として年中時のTスコア合計点を加え、二元配置共分散分析（年中・年長×生活習慣および保護者のサポート）を採用した。

共変量を利用した理由について、年中時の体力を「低体力群」「中体力群」「高体力群」に3分位の3群に分け、分散分析を行なったところ、握力、長座体前屈、25m走、立ち幅とび、Tスコア合計点において有意な交互作用が認められ、低体力群が高体力群よりも有意に高い体力発達を示したことから、本研究の対象者は、春日（2009b）の報告とは異なり、平均へ回帰している傾向が見られ、分析をするにあたり年中時の体力の高低が影響する可能性が考えられたためであった。

また、運動系習い事の有無と保護者のサポートの有無について検討するため、各項目の回答（2件法）のクロス集計を行ない、回答の出現頻度の違いを統計的に検討するため、フィッシャーの直接確率計算を用いた。

なお、本研究の統計的有意水準はすべて5%未満とし、統計解析にはIBM SPSS statistics 23.を使用した。

## 結果

### 対象者の特徴

年中時と年長時の体格および体力について、表1-1および表1-2にそれぞれ示した。体力について、Tスコア合計点



表1-1. 年中時の体格及び体力

	男児			女児		
	4歳	4.5歳	5歳	4歳	4.5歳	5歳
	(n=16)	(n=21)	(n=5)	(n=8)	(n=14)	(n=9)
	M ±SD	M ±SD	M ±SD	M ±SD	M ±SD	M ±SD
身長 (cm)	100.4 ±4.2	105.4 ±4.7	106.3 ±5.3	101.2 ±3.7	104.3 ±4.4	104.3 ±3.1
体重 (kg)	15.6 ±1.5	17.2 ±2.2	17.8 ±1.9	16.0 ±1.7	17.3 ±1.9	16.6 ±0.9
BMI指数	15.5 ±0.9	15.4 ±1.0	15.7 ±1.1	15.6 ±1.0	15.8 ±1.2	15.3 ±0.5
握力 (kg)	7.3 ±1.4	8.3 ±1.6	8.3 ±2.0	5.4 ±1.7	7.5 ±1.9	8.3 ±1.1
体支持持続時間 (秒)	14.0 ±10.7	22.4 ±12.7	10.8 ±8.8	12.8 ±6.3	13.9 ±9.7	28.8 ±29.8
反復横跳び1本線 (回)	6.9 ±1.8	7.4 ±2.0	8.8 ±0.8	6.5 ±1.1	6.3 ±1.7	9.2 ±1.7
長座体前屈 (cm)	22.4 ±5.9	25.0 ±9.0	22.4 ±5.7	24.3 ±7.6	26.6 ±3.9	21.8 ±8.1
25m走 (秒)	8.0 ±1.1	7.5 ±1.0	8.0 ±1.4	8.6 ±1.5	7.7 ±0.8	7.5 ±1.0
立ち幅跳び (cm)	73.1 ±18.0	82.7 ±18.3	84.4 ±25.6	70.0 ±11.6	71.9 ±16.8	89.3 ±11.6
ソフトボール投げ (m)	2.9 ±1.6	3.6 ±1.4	3.3 ±1.5	2.3 ±0.7	2.7 ±0.6	3.4 ±1.2
Tスコア合計点	360.1 ±35.9	357.1 ±37.9	319.1 ±55.0	353.7 ±30.1	343.1 ±41.1	343.3 ±27.9

表1-2. 年長児の体格及び体力

	男児			女児		
	5歳	5.5歳	6歳	5歳	5.5歳	6歳
	(n=16)	(n=21)	(n=5)	(n=8)	(n=14)	(n=9)
	M ±SD	M ±SD	M ±SD	M ±SD	M ±SD	M ±SD
身長 (cm)	106.1 ±4.6*	111.3 ±4.9*	111.5 ±5.5*	106.9 ±3.3*	110.3 ±4.6*	109.8 ±3.4*
体重 (kg)	17.2 ±1.6*	19.4 ±2.8*	19.9 ±2.2*	17.9 ±2.0*	19.5 ±2.5*	18.6 ±1.0*
BMI指数	15.2 ±0.9	15.6 ±1.4	16 ±1.3	15.7 ±1.2	16 ±1.7	15.4 ±0.6
握力 (kg)	8.1 ±2.0*	9.7 ±2.1*	8.7 ±1.1	7.5 ±1.8*	8.9 ±2.6*	9.5 ±0.8*
体支持持続時間 (秒)	26.4 ±20*	45.3 ±24.8*	35 ±25.1	25.4 ±13.4*	24.6 ±11.7*	55 ±46.9*
反復横跳び1本線 (回)	9.4 ±3.1*	9.3 ±2.3*	9.8 ±2.2	8.9 ±2.1*	8.1 ±2.6*	10.7 ±1.3
長座体前屈 (cm)	25.9 ±6.0	26 ±7.8	28.4 ±12.2	34 ±11.3*	26.9 ±5.7	29.9 ±6.8*
25m走 (秒)	6.9 ±0.6*	6.6 ±1.0*	7.7 ±0.5	7.1 ±0.5*	6.7 ±0.7*	6.4 ±0.4*
立ち幅跳び (cm)	88.6 ±16.2*	102.7 ±15.9*	79.4 ±23.8	79.8 ±11.6	90.1 ±10.8*	96.7 ±12.0*
ソフトボール投げ (m)	4.6 ±1.5*	5.9 ±2.2*	5 ±1.9*	3.6 ±1.0*	4.6 ±1.4*	5.1 ±1.0*
Tスコア合計点	354.9 ±34.7	353.9 ±41.6	303.2 ±46.9	359.4 ±33.8	342.8 ±40.4	354.5 ±12.3

注) 年中時との記録の比較 (\* :  $p < 0.05$  )

で見ると、男児においては、4歳→5歳群および4.5歳→5.5歳群は、年中時および年長時ともに全国平均値を上回る値を示し、5歳→6歳群は、年中時および年長時ともに全国平均を下回る値を示した。女児においては、4歳→5歳群は、年中時および年長時ともに全国平均を上回る値を示し、4.5歳→5.5歳群は年中時および年長時ともに全国平均を下回る値を示した。また、5歳→6歳群は、年中時は全国平均を下回っていたものの、年長時には全国平均を上回る値を示した。なお、月齢区分および性別に分け、年中時と年長時の体格および体力項目(Tスコア以外)を比較すると、体格においては、身長および体重は全ての群において有意

な差が認められ、年中時よりも年長時の方が有意に高い値を示した。なお、BMI指数は全ての群において差は見られなかった。体力においては、男児の5歳→6歳群のみ年中時と年長時の差が見られなかったが(ソフトボール投げ以外)、その他の群においては、それぞれほぼ全ての体力項目において、年中時よりも年長時の方が有意に高い値を示した( $p < 0.05$ )。

#### 幼児の生活習慣と体力発達

年中時における幼児の生活習慣と体力発達の関係について、男児を表2-1に、女児を表2-2にそれぞれ示した。

表2-1. 年中時の子どもの生活習慣と体力発達 (男児)

要因(source)		体力Tスコア合計点						
子どもの生活習慣		年中時		男児 年長時		交互作用	偏η <sup>2</sup>	伸び率%
		M	±SD	M	±SD			
MVPA	positive (n=7)	355.0	±41.0	360.5	±42.2	n.s.	0.036	2%
	negative (n=33)	354.3	±41.3	344.9	±42.3			
1日60分以上の運動頻度 (直近1週間)	positive (n=24)	350.1	±44.0	347.0	±46.9	n.s.	0.013	-1%
	negative (n=17)	358.7	±35.7	349.7	±35.9			
1日60分以上の運動頻度 (普段)	positive (n=24)	357.6	±40.7	353.7	±40.2	n.s.	0.006	-1%
	negative (n=17)	348.1	±40.1	340.2	±44.9			
メディア暴露時間 (平日)	positive (n=17)	350.5	±34.8	347.5	±42.7	n.s.	0.009	-1%
	negative (n=23)	359.7	±48.3	351.9	±42.0			
メディア暴露時間 (休日)	positive (n=31)	354.7	±40.1	352.2	±43.1	n.s.	0.034	-1%
	negative (n=9)	353.4	±45.4	339.8	±38.0			
運動系の習い事の有無	positive (n=17)	348.3	±35.4	353.2	±47.0	p < 0.05	0.121	1%
	negative (n=24)	357.4	±44.1	344.5	±39.0			

表2-2. 年中時の子どもの生活習慣と体力発達 (女児)

要因(source)		体力Tスコア合計点						
子どもの生活習慣		年中時		女児 年長時		交互作用	偏η <sup>2</sup>	伸び率%
		M	±SD	M	±SD			
MVPA	positive (n=1)	(390.2)		(387.1)		n.s.	0.002	-1%
	negative (n=30)	344.4	±33.8	349.2	±32.5			
1日60分以上の運動頻度 (直近1週間)	positive (n=21)	350.1	±28.1	346.6	±30.7	n.s.	0.156	-1%
	negative (n=10)	337.1	±45.0	358.6	±36.8			
1日60分以上の運動頻度 (普段)	positive (n=20)	351.9	±28.8	347.8	±32.3	n.s.	0.157	-1%
	negative (n=11)	335.0	±41.7	355.3	±34.4			
メディア暴露時間 (平日)	positive (n=20)	350.3	±33.2	355.4	±36.2	n.s.	0.001	1%
	negative (n=11)	337.9	±36.4	341.5	±24.0			
メディア暴露時間 (休日)	positive (n=23)	350.1	±32.7	350.1	±31.6	n.s.	0.069	0%
	negative (n=8)	333.8	±38.0	351.6	±38.0			
運動系の習い事の有無	positive (n=12)	350.4	±35.4	348.2	±28.7	n.s.	0.034	-1%
	negative (n=19)	343.1	±34.2	352.0	±35.6			

男児において、運動系の習い事の有無と体力発達の関係に有意な交互作用が認められ ( $F(1,38) = 4.72, p < 0.05$ )、運動系の習い事をしている群は、していない群に比べ有意に高い体力発達を示した (図1)。その他の項目と体力発達には有意な関連は認められなかった。一方、女児においては、生活習慣と体力発達の関係に有意な関連は認められなかった。なお、運動系の習い事の有無で「している」と回答し、さらに加入期間が6ヵ月以上である「positive群」における運動系の習い事種目別加入率は、男児において、水泳が71%、体操が35%、フットサルが18%、サッカーが6%であった。女児において、水泳が100%、体操が42%、チアダンスが8%であった (複数回答あり)。

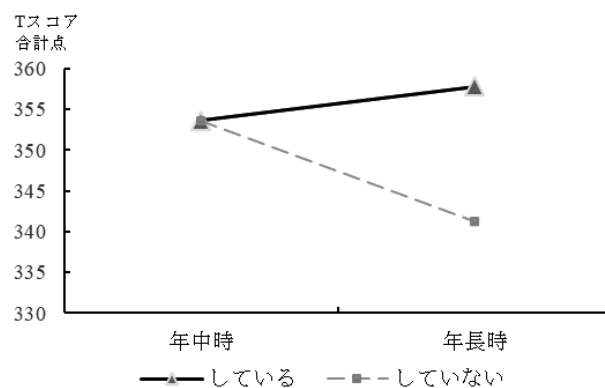


図1. 習い事の有無と体力発達 (男児)  
注) Tスコア合計点は共変量調整済の値

**保護者の運動支援・奨励の有無と運動系習い事の有無の関係**

年長時における保護者の運動支援・奨励の有無と、運動系習い事の有無の関係について、父親の運動支援・奨励の有無と、男児の運動系習い事の有無を表3-1に、母親の運動支援・奨励の有無と、男児の運動系習い事の有無を表3-2に、父親の運動支援・奨励の有無と、女児の運動系習い事の有無を表4-1に、母親の運動支援・奨励の有無と、女児の運動系習い事の有無を表4-2にそれぞれ示した。

直接確率計算の結果、男児において、父親および母親ともに、運動支援・奨励がある群は、運動系習い事を行なっている割合が高く、運動支援・奨励がない群は、運動系習い事を行っていない割合が高い結果であった ( $p < 0.05$ )。一方、女児において、母親の運動支援・奨励の有無と運動系習い事の有無については男児と同様の結果であった ( $p < 0.05$ )。父親の運動支援・奨励の有無と運動系習い事の有無の関係についても、同様の傾向を示したが、有意な差は認められなかった。

**考察**

**幼児の生活習慣と体力発達**

本研究では、年中時と年長時の1年間の追跡調査による縦断データを用い、幼児の体力発達に影響を及ぼす要因について、幼25m走児の生活習慣および保護者のサポートに着目して検討した。

幼児の生活習慣と体力発達の関係について検討した結果、運動系の習い事の有無が男児の体力発達に影響を及ぼしている可能性が示唆された。田中ら(2014)は、課外のスポーツクラブへの参加は、走力の指標である25m走に関連があることを明らかにしているが、本研究の縦断データを用いた体力発達と検討した結果、体力総合点であるTスコア合計点との関連が認められた。文部科学省(2008)は、学童期以降の子どもを対象に、学校の体育授業以外に、課外での運動教室等に参加している子ども達の体力が高いことを報告しており、本研究の結果から、その後の体力発達

**表3-1. 父親の運動支援・奨励と運動系習い事の有無の関係 (男児)**

		運動支援・奨励		合計
		していない	している	
習い事	していない(n=17)	6 (35.3%)	11 (64.7%)	17 (100%)
	している(n=24)	2 (8.3%)	22 (91.7%)	24 (100%)
	合計	8	33	41

注)  $p < 0.05, phi = 0.335$

**表3-2. 母親の運動支援・奨励と運動系習い事の有無の関係 (男児)**

		運動支援・奨励		合計
		していない	している	
習い事	していない(n=17)	8 (47.1%)	9 (52.9%)	17 (100%)
	している(n=24)	2 (8.3%)	22 (91.7%)	24 (100%)
	合計	10	31	41

注)  $p < 0.05, phi = 0.444$

**表4-1. 父親の運動支援・奨励と運動系習い事の有無の関係 (女児)**

		運動支援・奨励		合計
		していない	している	
習い事	していない(n=18)	6 (33.3%)	11 (66.7%)	18 (100%)
	している(n=13)	1 (7.7%)	22 (92.3%)	13 (100%)
	合計	7	24	31

注)  $n.s, phi = 0.303$

**表4-2. 母親の運動支援・奨励と運動系習い事の有無の関係 (女児)**

		運動支援・奨励		合計
		していない	している	
習い事	していない(n=18)	6 (33.3%)	12 (66.7%)	18 (100%)
	している(n=13)	0 (0.0%)	13 (100%)	13 (100%)
	合計	6	25	31

注)  $p < 0.05, phi = 0.416$

の差異は幼児期から影響を及ぼしている可能性を示唆する結果となった。

MVPAおよび運動頻度と体力発達に関連が見られず、運動系習い事の有無にのみ有意な関連が見られたことについて、幼児期の子どもは、MVPAおよび運動頻度の確保だけでなく、様々な動きが習得できる取り組みが重要な時期であることから、MVPAおよび運動頻度の確保の他に、運動の質が関連している可能性が考えられる。幼児期運動指針(2012)では「幼児期の運動は、一人一人の幼児の興味や生活経験に応じた遊びの中で、幼児自らが体を動かす楽しさや心地よさを実感することが大切であるため、幼児が自発的に体を動かして遊ぶ機会を十分保障することが重要である。さらに、幼児が楽しく体を動かして遊んでいる中で、多様な動きを身に付けていくことができるように、様々な遊びが体験できるような手立ても必要となります。(p.2)」と述べている。そのポイントとして「多様な動き」が経験できるように様々な遊びを取り入れること、楽しく体を動かす「時間」の確保、「発達の特性」に応じた遊びを提供することを挙げている。「多様な動き」「時間」「発達の特性」の3つのポイントが、幼児の体力発達の軸であると考えた場合、MVPAおよび運動頻度が高く、身体活動の「時間」の確保は満たしていても、「多様な動き」の経験「発達の特性」に応じた遊びの要因は満たせていない可能性がある。一方、運動系の習い事を行なっている幼児は、専門家による指導を受けており「多様な動き」「時間」「発達の特性」の全ての要因を網羅できている可能性があることから、体力発達に違いが見られた可能性がある。

杉原ら(2007)は、早期の特定スポーツへの専門化を危惧し、また高橋(1999)は特殊なスポーツ能力だけでなく、総合的な体力の獲得の必要性を指摘している。しかし、現在の我が国の幼児は、自然発達のな体力向上が望めない社会環境におかれている可能性があり、西嶋(2003)が報告したように、体力向上を目指すためには、運動の量と質の両方が重要になっている。さらに、鈴木(2015a)は、身体活動が習慣化していない集団において、体力の低下が考えられると指摘しており、全ての子どもの体力発達を促すためには、身体活動が習慣化していない子どもに対して身体活動量の確保を促すことに加え、発達の特性に応じた、多様な動きを経験させることができるようなアプローチが重要だと考えられる。

### 保護者のサポートと体力発達

幼児の生活習慣の他に、幼児を取り巻く生活環境が体力に影響を及ぼす要因として、一般的に、物理的環境要因(遊び場、住宅形態、園庭の広さなど)と、心理社会的環境要因

(教育や運動に関する保護者の考え方、教育現場の方針など)に分類できる。しかし、本研究では、幼児と一番関わりの深いと考えられる、保護者のサポートに着目して検討した。

保護者のサポートと幼児の体力発達の関連を検討した結果、関連は見られなかった。この理由として、本研究の保護者のサポートに関する質問項目は、幼児の体力発達に直接的に関わるものではなく、間接的に影響を与える要因であったことが挙げられる。

一方、保護者の運動支援・奨励の有無と体力発達においては関連を見ることはできなかったが、保護者の運動支援・奨励の有無と運動系習い事の有無には、父親および母親の運動支援・奨励と男児、母親の運動支援奨励と女兒に有意な関連が認められた。これは、運動系習い事への参加は、保護者の運動支援・奨励があつてはじめて可能となることを示している。つまり、幼児の体力発達に影響を及ぼす要因は、間接的で、心理社会的支援・奨励でなく、より具体的な支援・奨励、すなわち、直接的で物理的な支援・奨励の有無と関連があると考えられる。

しかし、間接的、心理社会的要因が子どもの体力に影響を与えないというわけではない。杉原・河邊(2014)は、泥んこを嫌がる保護者は(心理社会的:間接的要因)、汚れる事をあまりさせないし(直接的要因)、運動することに価値をもたない保護者は(心理社会的:間接的要因)、運動を積極的にさせるようなことはしない(直接的要因)と述べており、間接的要因が直接的要因に影響を与えていると報告している。

したがって、保護者のサポートは幼児の体力発達に全く関連がないのではなく、間接的要因を介して子どもに影響を与え、運動系習い事に参加させる等、より具体的な行動を起こすことで、幼児の体力発達に影響を及ぼすのではないかと考えられる。

### 今後の研究および幼児教育現場に求められること

本研究の結果から、幼児の体力発達に影響を及ぼす要因として、MVPAや運動頻度などの量的な確保だけでなく、専門家の指導を含め、発達に即した運動内容および運動習慣など、質的な部分も重要である可能性が示唆された。しかし、幼児の体力発達を促すためには、運動系の習い事をさせることが最善の解決策とは言い難い。少子化問題などの関係から、課外教室、スポーツ教室にかかる費用は増加傾向にあり、自然発達のな体力向上が望めない現状において、習い事に通わせようにも、経済格差が弊害となっている可能性がある。鈴木(2015b)は、笹川スポーツ財団子どものスポーツ・ライフ2013のデータから、最近の子どもにとっての運動・スポーツ環境は不自由になっており、それを認識

し、対応できる家庭の子どもたちだけが、不自由な環境から脱却できている可能性がある」と述べている。つまり、幼児の健全な体力発達を望むには、家庭および保護者に全てを求めるのではなく、教育現場に期待をかけることが当然の流れといえる。

幼児を取り巻く社会環境の変化から、子どもの体力に関する需要も、家庭・地域の子育て拠点である幼稚園、保育所に求められるようになってきている。しかし、幼児期運動指針策定以前の報告では、保育の一環で運動指導を多く行っている園よりも、全く行っていない園の方が、体力が高いという報告や(森ら, 2004; 杉原ら, 2010a)、その運動が子ども主体か、指導者主体か、すなわち運動を遊びとして行っているかどうかで比較した研究では(杉原ら, 2010b)、運動を遊びとして行っている園の方が、体力が高いという報告があり、必ずしも教育現場で運動指導を実践することが効果的でない可能性を示している。幼児期運動指針策定委員会(2012)の策定により、幼児教育現場に向けて一定の運動水準を提供できたことは効果的であったと考えられるが、様々な家庭環境が存在し、幼児の生活習慣が多様である現在において、間接的・直接的に幼児の健全な体力発達を促すためには、さらに科学的根拠に基づいた身体活動研究ならびに領域「健康」に関する研究を蓄積し、幼児教育現場と共有し、実践していかなければならないと考える。

## 結論

保護者のサポート意識は、幼児における運動系習い事の有無に影響を及ぼし、運動系の習い事は男児の体力発達に影響を及ぼす。

## 文献

- Bürgi, F., Meyer, U., Granacher, U., Schindler, C., MarquesVidal, P., Kriemler, S., Pude-r, J. (2011): Relationship of physical activity with motor skills, aerobic fitness and body fat in preschool children: a cross-sectional and longitudinal study (Ballabeina). *Int J Obes (Lond)* **35(7)**, 937-944.
- 中央教育審議会(2002): 子どもの体力向上のための総合的な方策について(答申). 文部科学省, 東京.
- Cliff, D.P., Okely, A.D., Smith, L.M., Mckeen, K. (2009): Relationships between fundamental movement skills and objectively measured physical activity in preschool children. *Pediatr Exerc Sci* **21(4)**, 436-449.
- Fisher, A., Reilly, J.J., Kelly, L.A., Montgomery, C., Williamson, A., Paton, J.Y., Grant, S. (2005): Fundamental movement skills and habitual physical activity in young children. *Med Sci Sports Exer* **37**, 684-688.
- Gustafson, S.L., Rhodes, R.E. (2006): Parental correlates of physical activity in children and early adolescents. *Sports Med* **36(1)**, 79-97.
- 平野朋枝・山下 晋・加藤玲香・春日規克(2014): 幼児期の生活状況が学童期の運動能力に及ぼす影響. 名古屋短期大学研究紀要 **52**, 91-96.
- 伊藤静夫・森丘保典・青野 博(2011): 子どもの運動能力の年代比較. *体育の科学* **61**, 164-170.
- 加賀谷淳子・清水静代・村岡慈歩・岡田知雄・西固ますみ・木村有里・大森芙美子(2003): 歩数からみた幼児の身体活動の実態—子どもの身体活動量目標値設定にむけて—. *日本女子体育大学基礎体力研究所紀要* **13**, 1-8.
- 春日晃章(2008): 子どものゆとり体育を育む英才教育. 子どもと発達 **5(4)**, 208-211.
- 春日晃章(2009a): 力を計る～幼児用握力計の開発～. 子どもと発達 **7**, 137-139.
- 春日晃章(2009b): 幼児期における体力差の縦断的推移: 3年間の追跡データに基づいて. *発達発達研究* **41**, 17-27.
- 公益財団法人日本体育協会(監修)(2010): 竹中晃二(編). アクティブ・チャイルド60min～子どもの身体活動ガイドライン～. サンライフ企画, 東京.
- 熊谷啓子・新田晶子・山本肇一(2011): 子どもの体力・運動能力と生活習慣等とのかかわりについて, 幼児期から児童期における子どもの健全な心と体を育てるため. 奈良県立教育研究所, 平成22年度研究紀要 **2**, 1-10.
- 宮口和義・出村慎一(2016): 石川県における幼児の体格・基礎運動能力についての考察: 1985年と2013年との比較. *発達発達研究* **73**, 20-28.
- 文部科学省(2008): 平成19年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果. 文部科学省, 東京.
- 文部科学省(2013a): 平成24年度体力・運動能力調査報告書. 文部科学省, 東京.
- 文部科学省(2013b): 平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書. 文部科学省, 東京.
- 森 司朗・杉原 隆・吉田伊津美・近藤充夫(2004): 園環境が幼児の運動能力発達に与える影響. *体育の科学* **54(4)**, 329-336.
- 森 司朗・杉原 隆・吉田伊津美・筒井清次郎・鈴木康弘・中本浩揮・近藤充夫(2010): 2008年の全国調査からみた幼児の運動能力. *体育の科学* **60(1)**, 56-66.

- 村瀬智彦 (2016) : 幼児の体力・運動能力の測定と評価の研究動向 : 研究と保育の両面からのアプローチ. 教育医学 **61(3)**, 246-256.
- 村瀬智彦 (2017) : 保育現場への測定と評価支援による運動能力評価基準値の作成. 教育医学 **62(4)**, 419-432.
- National Association for Sport and Physical Education (2002): Active start: a statement of guidelines for children birth to five years. Reston, V.A.
- National Association for Sport and Physical Education (2004): Physical activity for children: a statement of guidelines, 2nd Ed. Reston, V.A.
- 日本学術会議心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会 (2008) : 我が国の子どもの成育環境の改善にむけてー成育空間の課題と提言ー. <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t62-15.pdf> (2017.12.15 検索).
- 西嶋尚彦 (2003) : 子どもの体力の現状. 子どもと発育発達 **1**, 13-22.
- 杉原 隆 (2007) : ジュニア期のスポーツ・身体活動の意義. 体育の科学 **57(10)**, 69-72.
- 杉原 隆・河邊貴子 (2014) : 幼児期における運動発達と運動遊びの指導. ミネルヴァ書店, p68.
- 杉原 隆・近藤充夫・吉田伊津美・森 司朗 (2007) : 1960年代から2000年代に至る幼児の運動能力発達の時代変化. 体育の科学 **57(1)**, 69-73.
- 杉原 隆・吉田伊津美・森 司朗・筒井清次郎・鈴木康弘・中本浩揮・近藤充夫 (2010a) : 幼児の運動能力と運動指導ならびに性格との関係. 体育の科学 **60(5)**, 341-347.
- 杉原 隆・吉田伊津美・森 司朗・筒井清二郎・鈴木康弘・中本浩揮・近藤充夫 (2010b) : 幼児の運動能力と運動指導ならびに性格との関係. 体育の科学 **60(5)**, 341-347.
- 鈴木宏哉 (2015a) : 子どもにおける体力・身体活動の大規模調査と縦断的調査の意義. 体育の科学 **65(4)**, 271-277.
- 鈴木宏哉 (2015b) : 子どものスポーツライフ・データ2013 (SSF笹川スポーツ財団)ー調査の特徴と可能性ー. 体育の科学 **65(7)**, 497-504.
- 高倉 実・小林 稔・宮城政也・小橋川久光 (2006) : 児童における身体活動質問項目の信頼性と妥当性 : WHO Health Behavior in School-aged children Survey, 日本語版の場合. 琉球大学教育学部紀 **69**, 199-205.
- Tanaka, C., Hikihara, Y., Ohkawara, K., Tanaka, S. (2012): Locomotive and non-locomotive activity as determined by triaxial accelerometry and physical fitness in Japanese preschool children. *Pediatr Exerc Sci* **24**, 420-434.
- Tanaka, C., Tanaka, S. (2013): Objectively-measured physical activity and body weight in Japanese preschoolers. *Ann Hum Biol* **40**, 541-546.
- 田中千晶・引原有輝・安藤貴史・大河原一憲・薄井澄誉子・佐々木玲子・田中茂穂 (2014) : 関東圏在住幼児の体力・運動能力と就学前の保育・教育施設内および施設外における運動・スポーツの実施状況や日常の身体活動量に関する横断的研究. 体力科学 **63(3)**, 323-331
- 高橋健夫 (1999) : 運動遊びが体と心を育てる. 教育と情報 **499(10)**, 2-7.
- Williams, H.G., Pfeiffer, K.A., O'Neill, J.R., Dowda, M., McIver, K.L., Brown, W.H., Pate, R.R. (2008): Motor skill performance and physical activity in preschool children. *Obesity (Silver Spring)* **16**, 1421-1426.
- 山下 晋・平野朋枝・浅川正堂 (2014) : 幼児の運動能力の伸びに関わる生活及び環境因子. 岡崎女子大学岡崎女子短期大学研究紀要 **47**, 25-32.
- 幼児期運動指針策定委員会 (2012) : 幼児期運動指針. 文部科学省, 東京.

## Influence of Preschooler's Lifestyle and Family Support on Physical Fitness Development

Hiroyuki MIYATA<sup>\*1\*4</sup>, Hiroto TSUJIKAWA<sup>\*2\*3</sup>, Takumi KUMAKURA<sup>\*3</sup> and Koya SUZUKI<sup>\*3\*4</sup>

\*1 School of Childcare and Early Childhood Education,  
Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Ikebukuro Campus)  
2-47-8 Minami-ikebukuro, Toshima-ku, Tokyo 171-0022, Japan

\*2 Juntendo University Faculty of Health Science and Nursing  
3-7-33 Omiya-cho, Mishima-city, Shizuoka 411-8787, Japan

\*3 Juntendo University Graduate School of Health and Sports Science  
1-1 Hiraka-gakuendai, Inzai-city, Chiba 270-1695, Japan

\*4 Juntendo University Faculty of Health and Sports Science  
1-1 Hiraka-gakuendai, Inzai-city, Chiba 270-1695, Japan

**Abstract :** The purpose of this study was to examine the influence of preschoolers' lifestyle and family support on physical fitness development. The subjects were preschoolers attending kindergartens and nursery schools. A total of 72 preschoolers (41 boys and 31 girls) were used as analytic data. There is a statistically significant interaction ( $p < 0.05$ ) between belonging to sports club (Yes/No) and time factors. On the other hand, there are no significant interactions between the other lifestyle (the amount of physical activity, parenting support) and time factors. In addition, a parenting support significantly ( $p < 0.05$ ) associated with sports club participation. These results suggest that a parenting support promotes sports club participation to preschoolers, and the sports club activity affects a physical fitness development during early childhood.  
(Reprint request should be sent to Hiroyuki Miyata)

**Key words :** Children, Physical fitness and motor ability, After school activities, Sports club





## 保育者養成校の学生の自尊感情に関連する大学コミットメントの重要性 — COVID-19パンデミック時における調査を経て —

戸次佳子

東京福祉大学 保育児童学部 (池袋キャンパス)

〒171-0022 東京都豊島区南池袋1-22-1-3F

(2020年11月30日受付、2021年3月17日受理)

抄録：本研究は、保育者養成校の学生の授業科目への取り組み意欲、大学コミットメント、保育者志望度、保育者効力感および自尊感情との関連を検討することを目的として、2019年に2年生89名と3年生80名(第一次調査)、2020年に3年生70名(第二次調査)を対象とした質問紙調査を分析検討した結果に基づいている。3年生はいずれも保育実習を経験しており、2年生は実習が未経験であった。分析の結果、第一次調査・第二次調査のいずれにおいても、実習を経験した3年生は、保育系授業科目への取り組み意欲が、大学コミットメントを媒介することにより保育者効力感を上昇させ、保育者効力感を媒介することにより自尊感情を上昇させることが明らかになった。本研究は、COVID-19パンデミック期間において、大学の授業が全てオンラインで実施された時期の調査を経て分析されたものであるが、パンデミック時特有の状況を反映した貴重な調査結果が得られたと考える。

(別刷請求先：戸次佳子)

キーワード：保育者養成、授業科目への取り組み意欲、大学コミットメント、保育者効力感、自尊感情、COVID-19

### 緒言

2020年は、人類にとって未知のウィルスとの闘いの年であった。新型コロナウイルスが発見・報告された当初は、科学の発達したこの時代なのだから、ウィルスの感染経路や特徴が解明されれば、まもなく特効薬やワクチンが開発され通常の生活に戻るものと信じていた人が多かったのではないだろうか。当初、パンデミックを否定していたWorld Health Organization (WHO)も、新型ウィルスによる世界の累計患者数が11万8,381人、死者数が4,292人に至った<sup>1)</sup>として、3月11日に、「COVID-19」によるパンデミック(世界的な大流行)を宣言し、各国に一層の対策強化を求めた(WHO, 2020)。

一方、これに先立ち、日本政府は2月27日に、全国の小中学校に3月2日から春休みまでの臨時休校を要請し、その後の4月7日には、一都一府四県に緊急事態宣言を発出した。突然の日常が失われたことに戸惑いながら、学校の教職員はもちろん、子育て中の保護者もまた、突然の対応を余儀なくされたことは記憶に新しい。学校の休校に伴い幼稚園の多くは休園となったが、保育を必要とする子どもを預かる保育所は閉めることができず、感染対策を継続しながら保育を続けたところが多かった。100年に一度と言われるパンデミックによる外出自粛期間においても、子どもの命を守る保育士の仕事は休むことなく続けられ、こうした状

況の中、今までにも増して、子どもの命を守る保育の仕事の重要性を改めて感じる年であったと言える。

厚生労働省の調査によれば、2019年10月時点での待機児童の人数は、2018年10月時点に比べて3,376人減少したものの、依然、43,822人の子どもが希望の保育所等に入所できない状態が続いており、そのうちの9割以上に当たる41,270人が3歳未満児であった(厚生労働省, 2020)。厚生労働省は、「保育士確保プラン」を策定し、保育士の量的な確保に力を入れると同時に、保育士の離職率の高さも課題であるとして、保育士の待遇改善にも着手した(厚生労働省, 2015)。

一方で、質の高い保育を担える保育士を育てることは、保育士の量的な確保と共に、あるいはそれ以上に重要な課題であり、保育士の人材育成に取り組む養成校が担う役割は大きい。我々は、保育職に就くことを希望して入学する学生を教育する際に、専門的な知識を修得させると共に、保育を学ぶ自分自身に高い自己肯定感をもたせることが重要であると考えている。「自己肯定感」についての明確な定義はないが、日本セルフエスティーム普及協会(2020)では、「自己肯定感」を、ありのままの自分をかけがえのない存在として肯定的、好意的に受け止めることができる感覚としており、大学生が学習意欲をもち、目標を実現しようとする行動には自己肯定感が不可欠である(破魔ら, 2020)。

そこで筆者らは、学生の保育への意識と自己肯定感<sup>2)</sup>との関連を明らかにすることを目的として、保育者養成大学

の2年生と3年生を対象として、「授業科目への取り組み意欲」「大学コミットメント」「保育者志望度」「保育者効力感」および「自尊感情」を調査し、それらの関連の分析を行った(戸次・池田, 2020)。「保育者効力感」とは、「保育場面において子どもの発達に望ましい変化をもたらすことができるであろう保育的行為を取ることができる信念」(三木・桜井, 1998)とされ、短大の2年生では1年生よりも低くなるという結果(田頭, 2016)や、保育者効力感と実習経験との関連が報告されている(浜崎ら, 2008)。「自尊感情」とは、自分に対する肯定的あるいは否定的な態度であり、自尊心が高いということは、自分自身になんらかの意味で価値を認めていることである(Rosenberg, 1965)。学生の自尊感情については、精神的健康と関連があり、自尊感情が低いほど精神的健康が悪化しているとの報告がある(橋本・垂水, 2015)。

戸次・池田(2020)の研究の結果、大学2年生と3年生のどちらの学年においても、保育系授業科目に意欲的に取り組む学生は大学コミットメントが高く、大学コミットメントを媒介することにより、保育者志望度を上昇させることが明らかになった。また、実習を経験した3年生においては、保育系授業科目への取り組み意欲が、大学コミットメントを上昇させ、媒介することにより、保育者志望度および保育者効力感を上昇させること、さらに保育者効力を媒介することにより、自尊感情を上昇させることが明らかになった。この先行研究により、保育を学ぶ学生の自尊感情を高めるためには、大学コミットメントが重要であることが示された。

本研究は、先行研究である2019年の第一次調査(戸次・池田, 2020)と同じ対象グループに、同じ調査項目を用いた質問紙調査を行った縦断的調査である。本研究は、各調査項目のスコアを、第一次調査の2年生および3年生と第二次調査の3年生とで比較し、学年による変化や対象グループによる違いの有無を検討した。さらに、授業科目への取り組み意欲、大学コミットメント、保育者志望度、保育者効力感、自尊感情の関連を、第一次調査の2年生および3年生と第二次調査の3年生とで比較し、学年による変化や対象グループによる違いの有無を検討し、保育者を志望する学生の自尊感情に関連する要因を明らかにするものである。

ただし、本調査対象の3年生は、前述したCOVID-19の影響により、大学内への入構は禁止となり、メールや電話、オンラインによる面談やミーティングなどを活用し、大学教員との情報交換や遠隔授業を約6ヶ月間経験した学生である。第二次調査の3年生は2020年春に2週間の保育実習を経験したが、その後の実習は、COVID-19による感染拡大防止のため延期になっており、第一次調査の3年生の実習経験とは異なる背景をもつ。したがって、本調査の結果に

は、実習経験の影響だけでなく、COVID-19パンデミックによる様々な影響、例えば日常生活の変化から、遠隔授業による大学生活の変化、実習予定変更などによる影響が予想される。しかしながら、このCOVID-19パンデミックによる影響を受けながらも、学び続けた学生たちの調査データを分析し、結果を発表することは、一定の学術的な意義があるものと考えている。

## 研究対象と方法

### 1. 対象者と手続き

2019年9月および10月に、首都圏にある4年制の保育者養成大学の2年生89名(男子23名, 女子66名)と3年生80名(男子18名, 女子62名)を対象として、質問紙調査を実施し(第一次調査)分析を行った。調査時、2年生は、未実習の段階であり、3年生は、既に2週間の保育所での実習および2週間の施設での実習、計4週間の実習を終えた段階であった。調査は、調査者が研究趣旨の説明をした上で、同意書と質問紙を配付し、回答後回収した(回収率2年生94%, 3年生93%)。

本研究の調査は、2020年9月に、第一次調査と同じ保育者養成大学の3年生91名<sup>3)</sup>(男子22名, 女子69名)を対象として行った(第二次調査)。第二次調査の3年生は、調査時、COVID-19の影響により全ての科目が遠隔授業となっており、また、保育実習も一部延期されたため、2週間の保育実習の経験のみであった。

調査は、調査者がオンライン上で研究趣旨の説明をした上で、同意書と質問紙をメールにて配付および回収し、70名(男子19名, 女子51名)から回答を得た(回収率77%)。第一次調査、第二次調査共に、質問紙の表紙には、調査目的に加え、調査協力者の回答への自由、回答中断の権利、個人情報取り扱い等、調査倫理に関わる注意事項を明記し、質問項目は同一のものとした。なお、第一次調査は、教室で回収したため無記名としたが、第二次調査は、メールで回収したため記名とした。本研究は、東京福祉大学の倫理審査の承認を得た上で、倫理規定に則って行った<sup>4)</sup>。

### 2. 調査項目

調査は、以下の5つの尺度を使用した。

#### (1) 授業科目への取り組み意欲

授業科目への取り組み意欲は、専門の科目を、保育系、音楽系、心理系、造形系、運動系に分けて質問項目を作成した<sup>5)</sup>。「意欲をもって取り組めたとと思うか」との質問に対して、それぞれに、「5. 非常にそう思う」から「1. ほとんどそう思わない」までの5段階で回答を求めた。科目の「～系」

に関しては、具体的な授業名では示さず、学生自身が考える授業のグルーピングに従って回答すれば良いこととした。

(2) 保育者志望度

学生の保育職につきたい現在の気持ちの強さを、「5. 非常にそう思う」から「1. ほとんどそう思わない」までの5段階で回答を求め、保育者志望度とした。

(3) 大学コミットメント

所属大学への関わりを測るスコアは、小平(2011)の「階層的大学コミットメント尺度(保育版)」の16項目の尺度(4因子「専門職への志向」「専門領域への興味」「大学適応」「職業の継続性」)を用いて求めた。回答は「5. 非常にそう思う」から「1. ほとんどそう思わない」までの5件法で求めて点数化した。本研究では、16項目の平均値を求めて、大学コミットメントとした。

(4) 保育者効力感

保育者効力感は、三木・桜井(1998)の保育者効力感尺度15項目から反転項目と負荷量の低い項目を除いた10項目(田頭, 2016)の尺度を用いて求めた。回答は「5. 非常にそう思う」から「1. ほとんどそう思わない」までの5件法で求めて点数化した。10項目の平均値を求め、保育者効力感とした。

(5) 自尊感情

自尊感情は、Rosenbergの自尊感情尺度10項目(山本ら, 1982)を用いた。回答は「5. 非常にそう思う」から「1. ほとんどそう思わない」までの5件法で求めて点数化した。10項目の平均値を求めて、自尊感情とした。

3. 分析方法

回答は全てデータ化し、間隔尺度として分析を行った。分析には、IBM SPSS ver.26を使用し、*t*検定、およびパス解析を行った。有意水準は5%未満とした。

結果

1. 各項目の学年別平均値

第一次調査の2年生と3年生、第二次調査の3年生における授業科目に対する取り組み意欲(保育系、音楽系、心理系)、大学コミットメント、保育者志望度、保育者効力感、自尊感情のスコアの学年別平均値を求め比較した(図1)。各スコアの平均値を、第一次調査の2年生と3年生、第一次調査の2年生と第二次調査の3年生、第一次調査の3年生と第二次調査の3年生の間で、それぞれ*t*検定を行ったところ、保育系授業科目への取り組み意欲においては、第一次調査の2年生は第一次調査の3年生より5%水準で有意に高く、第二次調査の3年生は第一次調査の3年生より1%水準で有意に高いスコアが認められた(それぞれ、順に $t(167)=2.21, p<.05, t(148)=3.37, p<.01$ )。音楽系授業科目への取り組み意欲においては、第一次調査の2年生は第一次調査の3年生より1%水準で有意に高く、第二次調査の3年生は第一次調査の3年生より1%水準で有意に高いスコアが認められた(それぞれ、順に $t(167)=5.18, p<.01, t(148)=3.04, p<.01$ )。

また、大学コミットメント、保育者志望度、保育者効力感においては、第一次調査の2年生は第一次調査の3年生より

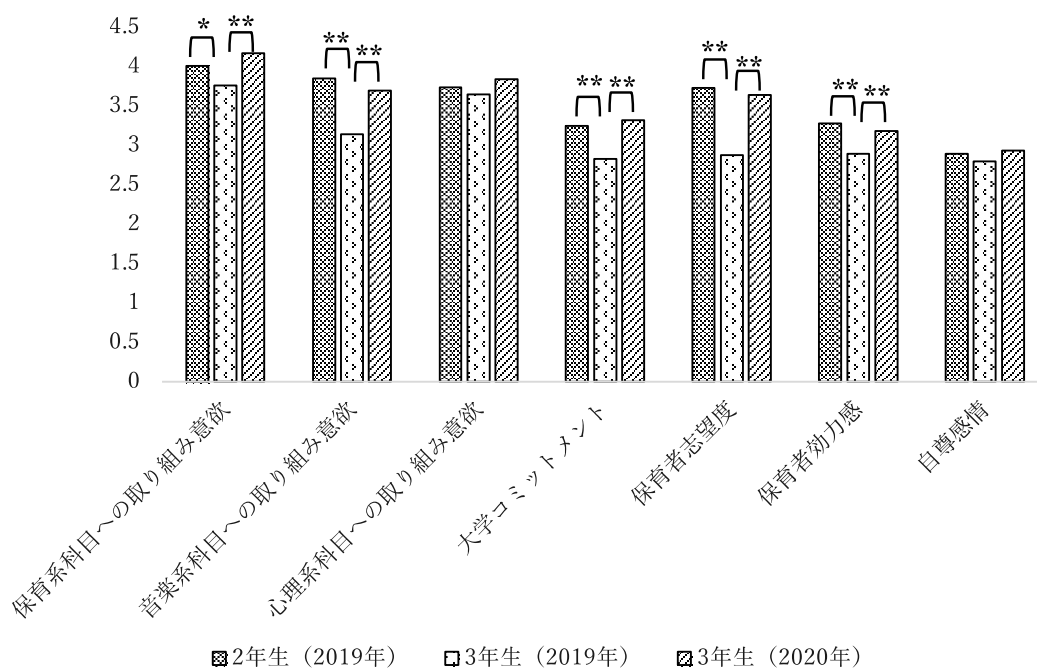


図1. 各調査項目のスコアの学年別平均値

1%水準で有意に高く(それぞれ、順に $t(167)=5.03, p<.01, t(167)=5.12, p<.01, t(167)=5.53, p<.01$ )、第二次調査の3年生は第一次調査の3年生より1%水準で有意に高いスコアが認められた(それぞれ、順に $t(148)=4.52, p<.01, t(148)=3.87, p<.01, t(148)=3.69, p<.01$ )。心理系授業科目への取り組み意欲と、自尊感情においては、第一次調査、第二次調査のいずれにおいても学年による有意な差は認められなかった。

## 2. 各質問項目間の関連

質問項目である「授業科目への取り組み意欲」「大学コミットメント」「保育者志望度」「保育者効力感」「自尊感情」間にどのような関連があるのかを検討するために、第一次調査の2年生と3年生、及び第二次調査の3年生それぞれにおいて重回帰分析(ステップワイズ法)を繰り返すパス解析を行った。結果は、パスが示されなかった変数を削除して、結果を図に示した(図2, 図3, 図4)。

第一次調査の2年生では、保育系( $\beta = .409, p<.01$ )と心理系( $\beta = .229, p<.05$ )取り組み意欲から大学コミットメントを媒介することにより保育者志望度( $\beta = .554, p<.01$ )と保育者効力感( $\beta = .263, p<.05$ )への正のパスが引かれた。

また、保育系取り組み意欲からは、直接、保育者志望度への正のパスが引かれた( $\beta = .198, p<.05$ )。音楽系取り組み意欲からは、直接、自尊感情へ正のパスが引かれた( $\beta = .313, p<.05$ ) (図2)。

第一次調査の3年生では、保育系授業科目への取り組み意欲のみから大学コミットメントに正のパスが示された( $\beta = .542, p<.01$ )。さらに、大学コミットメントを媒介することにより、保育者志望度( $\beta = .653, p<.01$ )と保育者効力感( $\beta = .334, p<.01$ )への正のパスが示された。また、保育者効力感を媒介することにより、自尊感情への正のパスが示された( $\beta = .447, p<.01$ )。心理系授業科目への取り組み意欲からは、直接、自尊感情へ有意な正のパスが示された( $\beta = .248, p<.05$ ) (図3)。

第二次調査の3年生では、保育系( $\beta = .453, p<.01$ )と音楽系( $\beta = .247, p<.05$ )の授業科目への取り組み意欲から大学コミットメントに有意な正のパスが示され、さらに、大学コミットメントを媒介することにより、保育者志望度( $\beta = .724, p<.01$ )と保育者効力感( $\beta = .287, p<.05$ )への正のパスが示された。また、保育者効力感を媒介することにより、自尊感情への有意な正のパスが示された( $\beta = .408, p<.01$ ) (図4)。

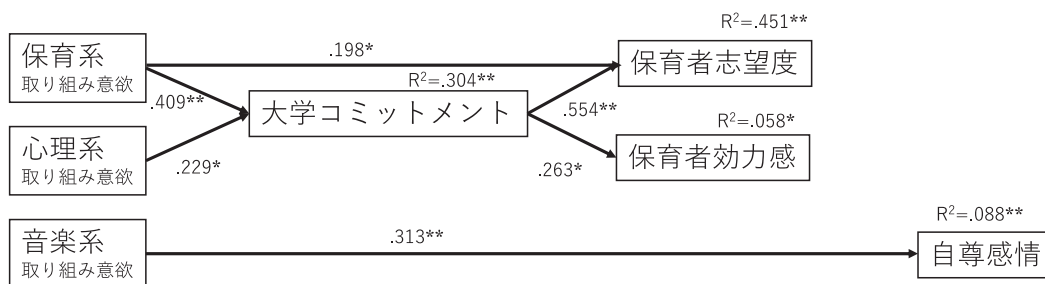


図2. 調査項目間のパス解析の結果(2年生<第一次調査>)

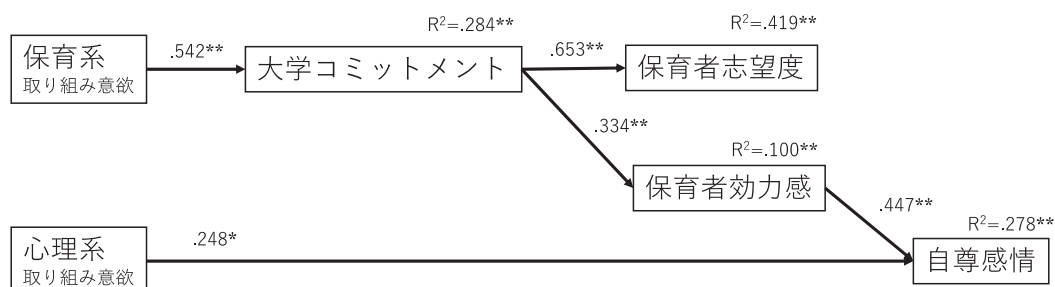


図3. 調査項目間のパス解析の結果(3年生<第一次調査>)

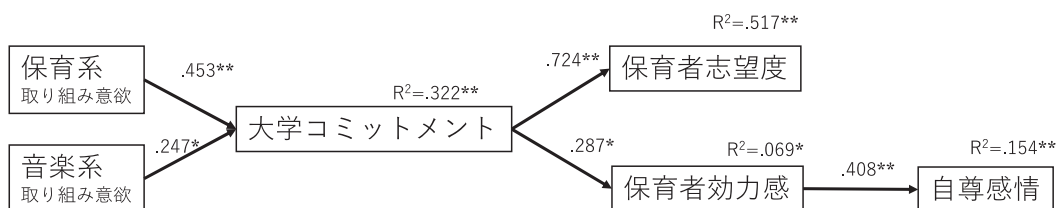


図4. 調査項目間のパス解析の結果(3年生<第二次調査>)

## 考察

### 1. 各項目の学年別平均値

#### (1) 授業科目への取り組み意欲について

第一次調査では、4年制大学の3年生における保育系、音楽系授業科目への取り組み意欲の平均値が、2年生よりも有意に低かった。一方、本研究の第二次調査における3年生の授業科目への取り組み意欲は、第一次調査の2年生時のスコアと有意差が認められず、学習意欲の低下が認められなかった。保育系科目、心理系科目においては、有意差は無いものの、3年生で2年生よりスコアの若干の上昇が認められた。このように、2年生から3年生にかけて、学習意欲が維持されている学年が認められたことは、本調査から得られた貴重な結果である。

第二次調査において、授業科目への取り組み意欲が3年生でも高いままに保たれた要因として、以下の二つの可能性が考えられる。一つは、第一次調査における2年生が、第一次調査における3年生よりも元々高い学習モチベーションをもった学年グループであったという可能性である。第一次調査では、対象者の異なる2年生と3年生を対象とした横断的研究であったため、学年による差であるのか、対象者による差であるのか明らかではなかった。本研究結果は同じ対象者を調査したことによって、学年が上がっても授業科目への取り組み意欲が低下しないグループがあるという結果が示された。

二つ目の要因として、COVID-19パンデミック時という今年度特有の条件が学生のモチベーションを高いままに持続させたという可能性である。研究対象と方法で前述したように、本調査の前の半年間、対象大学における授業は全て遠隔授業となり、学生は、それぞれが政府の発出した緊急事態宣言下<sup>6)</sup>の不安な状況の中で、オンライン画面に向かって授業を受けるという状況が続いた。このような状況下であったからこそ、学生は、外出もままならない中で、新しい授業形態に緊張感をもって臨み、結果的に、そのことが授業科目への取り組み意欲を高いままに保つ要因として働いたという可能性である。また本調査校では、学期中、各授業に最低二つのレポート課題が課せられたため、対象の学生は、日々の授業を受けながら、それぞれの提出期限に合わせてレポート作成と担当教員へのメール添付による提出に取り組んだ。このことが、結果的に授業科目への取り組み意欲として学生自身の自己評価につながったのではないかと考えられる。大学生活折り返し地点の3年生頃になると、平常時であれば大学生活に慣れてくる時期であり、また、実習が始まり取り組むべきことが多くなる上に、保育への職業意識も現実化してくる中で、本格的に自分の進路を熟慮

する時期でもある。そのような中で、本来ならば、専門の科目の授業に集中して取り組むべき時である一方で、友人との交流やアルバイトなど、授業に集中できない様々な要因が入り込んでくる時期とも言える。しかしながら、パンデミックは、実習の延期や授業形態の変化をもたらし、レポート課題の作成や提出を増加させた。このような自宅学習時間の増加が、結果的に学生の授業取り組み意欲に良い影響を与えたのかもしれない。

もしそうであるならば、このことは、今後の大学における学生の授業取り組み意欲を維持するための方策のヒントとなりうるであろう。例えば、大学での取り組みとして、折り返し地点である3年生ごろから、科目によって遠隔授業を導入する、また、オンデマンドの授業を配信し、大学間連携による学びの相互交流を展開するなど、新しい授業形態で変化や緊張感を持たせることは、学生の授業科目への意欲を維持・増進させる方策の一つとして考えられる。それぞれの大学がパンデミックで経験した多様な授業形態のあり方を参考に、学生の実態に合わせた授業形態の多様化といった授業改革を行うことも、今後、検討に値するものと思われる。

一方で、パンデミックが収束し平常の大学生生活に戻った際にも、折り返し地点における授業形態の変化が学生の授業科目への取り組み意欲を維持させる方策となりうるかという点については、本研究のみから論じることには限界があり、今後の発展的な調査研究や議論が必要であろう。

#### (2) 大学コミットメント、保育者志望度、保育者効力感

第二次調査の3年生は、大学コミットメントや保育者志望度、保育者効力感においても、2年生時と同様に高いスコアを維持することができた。前述したように、対象の学生らは、大学構内に入らず、オンラインでの授業や教員とのやりとりが続いていた。また、実習も2週間の保育所での実習のみ実施されたものの、3年生春に実施される予定であった2週間の施設での保育実習が延期となっている状況であった。このような不安を抱えた状況下では、大学コミットメントや保育者志望度、保育者効力感も低下するのではないかと筆者の予想であったが、結果は2年生時と変わらぬスコアで、有意差は認められなかった。これに対しても、授業科目への取り組み意欲と同様、以下の二つの要因が考えられる。

一つは、授業科目への取り組み意欲と同様、第二次調査の対象学年特有のモチベーションの高さによるものである。そして、二つ目は、パンデミックにより、アルバイトにも大学にも行かれない自宅待機の日々で、大学教員との相談や情報交換が普段よりも多くなったこと、人と繋がる手段である授業がオンラインで続けられたことが、図らずも、大学に

所属しているという意識をより高め、学生が自分と向き合い将来について考える時間が増えたという可能性である。

一方で、多くの学生たちが、パンデミックによってこれまでの当たり前の日常が壊され、不安な日々を過ごしたことは紛れも無い事実である。学生たちが受けた精神的なダメージを今後修復しつつ、将来を前向きに考えられるようサポートしていくのも大学教員にとって重要な課題である。

## 2. 各質問項目間の関連から

2019年(第一次調査)2020年(第二次調査)の2年に亘る調査結果により、共通して保育系授業の科目への取り組み意欲が大学コミットメントを上昇させ、大学コミットメントを媒介することにより、保育者志望度および保育者効力感を上昇させるという結果が示された。

さらに、実習を経験した第一次調査と第二次調査の3年生では、保育系科目への学び意欲が、大学コミットメントと保育者効力感を媒介することにより、自尊感情に影響するという結果が共通して確認された。このことは、3年生においては、保育実習の介入により、実習に向けた保育系科目での様々な学びに加えて、現場での実践的な学びを体験することで、保育者としての効力感が変化し、さらに、職業として保育士を目指す自分自身の自尊感情に影響を及ぼす可能性があることを示唆している。

さらに、パンデミック下で実施された2020年の3年生の調査では、自尊感情への関連は、保育系及び音楽系科目への学び意欲から大学コミットメントと保育者効力感を媒介してのみ認められており、学生の自尊感情を高める要因として、大学コミットメントの重要性がより一層示されたと言える。

## 結論

本研究調査により、保育者を志望する大学3年生の学生において、授業科目への取り組み意欲、大学コミットメント、保育者志望度、保育者効力感、自尊感情は、COVID-19パンデミック時のオンライン授業においても維持され、自尊感情は、保育系授業科目への取り組み意欲とそれに伴う実習経験を前提として、保育職への興味関心や就職希望、そして大学への適応といった「大学コミットメント」と強く関連することが示された。本研究の結果から、保育者養成校において、各学生が自尊感情を高く持ちながら保育者として高い専門性を身につけるよう学び続けるためには、各学生の大学コミットメントを高めることが重要であることが明らかになった。この結果は、高い専門性を身につけた自己肯定感の高い保育士を養成するためには、学生の大学

コミットメントを高めるための養成校の教員の取り組みや工夫の重要性を示していると言えよう。例えば、保育者養成校の教員においては、学生が保育系学びに意欲的に取り組めるようなカリキュラムや教育指導法を工夫すること、学生が大学生生活に適応して、将来保育者となるための見通しが持てるようなアドバイスや援助を、丁寧かつ積極的に続けること、このような取り組みが学生の自尊感情を高めることに有効であるかもしれない。

一方、本研究は一つの大学の二学年の調査によるものであったこと、また、COVID-19パンデミック時における調査を経て分析されたものであり、授業形態が大きく異なったことや、実習経験の一部延期、調査時の回収方法や記名法の違いなど、調査結果を左右する様々な要因が結果に影響していることに、研究の限界があった。しかしながら、一方で、平時には調査できないCOVID-19パンデミック時における遠隔授業を経て分析されたものであり、パンデミック時特有の状況を反映した貴重な結果が得られたものと考えられる。

COVID-19は、いずれ収束する時期が来るであろう。しかし、このような新しいウィルスの出現は近い将来にまたあるかもしれない。こういった自然災害や人的災害の発生の可能性を考えれば、どのような状況下においても、学生の学びを止めないための方策、すなわち今回経験した授業形態の多様化を、元に戻すのではなく、さらに発展させて前に進めていく必要がある。また、COVID-19は、世界的に流行した疫病であるからこそ、グローバルな視点からの教育の変革推進が可能な時期でもある。場所や時間を問わず世界中の誰もがつながって学べるオンライン授業は、“持続可能な開発のための教育 Education for Sustainable Development” (文部科学省, 2020)にも通ずるところがある。

今後も、本研究結果を主軸として、学生の自尊感情に関連する大学コミットメントの重要性について引き続き研究していく所存である。

## 注

- 1) 約8ヶ月半経った現時点(2020年11月29日)での、累計罹患者数は61,654,661人、死者数は1,444,596人にまで達している(WHO <https://covid19.who.int> 2020.11.29 検索)。
- 2) 戸次・池田(2020)の研究では、保育者効力感および自尊感情を「自己肯定感」の指標として、調査研究を行なったが、本研究では、自尊感情に焦点をあてて議論している。
- 3) 本研究調査の3年生は、2019年の第一次調査時の2年生と同じ学年グループであるが、記名式のマッチングを行ってはいないため、対象者の中には一方の調査にのみ参加した学生もいる。

- 4) 研究倫理審査の申請においては、調査は記名式で行うことで審査を通過している。
- 5) 5科目(保育系、音楽系、心理系、運動系、造形系)の調査を行ったが、本研究における分析は、すべての学生が履修している3科目(保育系、音楽系、心理系)で行った。
- 6) 新型コロナウイルス特別措置法に基づく措置で、本研究調査を実施した大学の所在地では、4月7日から5月25日まで、感染拡大防止のため、外出の自粛や学校の休校、人が集まる施設の使用制限が要請された。

## 謝辞

本調査にご協力いただいた学生に感謝申し上げます。池田幸代氏には、調査に関するご助言をいただきました。感謝申し上げます。

## 文献

- 戸次佳子・池田幸代(2020)：保育者養成校における学生の保育への意識と自己肯定感に関連する大学コミットメントの重要性。東京福祉大学・大学院紀要 **10**, 59-66.
- 破魔幸枝・浅枝麻夢可・原久美子(2020)：青年期における自己肯定感と対他者との意識に関連する要因の検討。神戸常盤大学紀要 **13**, 93-99.
- 浜崎隆司・加藤孝士・寺蘭さおり・荒木美代子・岡本 香(2008)：保育実習が保育者効力感、自己評価に及ぼす影響—実習評価を媒介した因果モデルの検討—。鳴門教育大学研究紀要 **23**, 121-127.
- 橋本 翼・垂水直樹(2015)：保育者志望短期大学生のメンタルヘルスに関する探索的研究：UPI(学生精神健康調査)と自尊感情との関連及びUPIの継時的分析を通して。近畿大学九州短期大学研究紀要 **45**, 69-82.
- 小平英志(2011)：大学適応の階層性に関する検討：保育系短期大学生を対象に。日本福祉大学子ども発達学論集 **3**, 49-69.
- 厚生労働省(2015)：「保育士確保プラン」の公表。 <https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11907000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Hoikuka/0000070942.pdf> (2020.11.29 検索)。
- 厚生労働省(2020)：令和元年10月時点の保育所等の待機児童数の状況について。 <https://www.mhlw.go.jp/content/11922000/000661459.pdf> (2020.11.29 検索)。
- 三木知子・桜井茂男(1998)：保育専攻短大生の保育者効力感に及ぼす教育実習の影響。教育心理学研究 **46**(2), 83-91.
- 文部科学省(2020)：持続可能な開発のための教育(ESD)。 <https://www.mext.go.jp/unesco/004/1339957.htm>. (2020.11.29 検索)。
- 日本セルフエスティーム普及協会(2020)：自己肯定感とは？。 <https://www.self-esteem.or.jp/selfesteem/> (2020.11.15 検索)。
- Rosenberg M. (1965)：Society and adolescent self-image. Princeton University Press, Princeton, NJ, p.340.
- 田頭伸子(2016)：保育者効力感の発達の变化について：保育専攻短大生と保育者の比較。広島文化学園短期大学紀要 **49**, 29-33.
- WHO(2020)：WHO Coronavirus Disease (COVID-19) Dashboard。 <https://covid19.who.int> (2020.11.29 検索)。
- 山本真理子・松井 豊・山城由紀子(1982)：認知された自己の諸側面の構造。教育心理学研究 **30**, 64-68.

## Impact of University Commitment on Student's Self-esteem in a Preschool Teacher Facility: Survey During the Period of COVID-19 Quarantine

Yoshiko BEKKI

School of Childcare and Early Childhood Education, Tokyo University  
and Graduate School of Social Welfare (Ikebukuro Campus)  
1-22-1, Minami-Ikebukuro, Toshima-ku, Tokyo 171-0022, Japan

**Abstract :** The purpose of this study is to clarify the relationships among “learning motivation for each subject”, “university commitment”, “aspiration for a preschool teacher”, “preschool teacher efficiency”, and “self-esteem” of students in a preschool teacher facility. To this end, we have carried out a questionnaire survey for 89 second-year students, and 80 third-year students in 2019. The same questionnaire survey has been additionally conducted for 70 third-year students in 2020. All the third-year students have experienced a childcare training whereas the second-year students have not. According to the path analysis among the variables in each grader, it is shown that the learning motivation for “childcare” enhances the “preschool teacher efficiency” via the “university commitment”, which leads to a further enhancement of the students' “self-esteem” of third-year students in both 2019 and 2020. Finally, it should be pointed out that this study is significant because the questionnaire results might be substantially influenced by the peculiar situation during the COVID-19 quarantine when all the university courses are provided online.

(Reprint request should be sent to Yoshiko Bekki)

**Key words :** Preschool teacher training facility, Learning motivation, University commitment, Preschool teacher efficiency, Self-esteem, COVID-19



## チェンマイ日本語学校調査で生じた所在地についての疑問点 — タイ出張報告と共に —

山口雅代

東京福祉大学 教育学部 (名古屋キャンパス)  
〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-16-29  
(2020年11月24日受付、2021年2月25日受理)

抄録：2020年2月21日(金)から2月27日(木)まで、タイで行った発表と調査から生じた疑問点について出張報告と共に述べる。2月23日(日)に「タイ日研究ネット Thailand 2020年国際シンポジウム」において山口・北村(2020)の発表で、チェンマイ日本語学校で教えた富田博士の証言を取り上げた。それによると、チェンマイ日本語学校のあった場所は、ボルネオ・カンパニーの建物に置かれ、町の真ん中にあった、という証言を得た。チェンマイでの調査においてボルネオ・カンパニー所有者の孫娘の証言からチェンマイ日本語学校があった場所について、富田博士の証言と合致する新たな証言を得た。その場所は、チェンマイ日本語学校学習者が示したとされる、山口(2016)の場所とは異なっていた。山口(2016)が示した場所は、ボルネオ・カンパニーの敷地内ではないことから、チェンマイ日本語学校の場所は、今回の発表・調査で判明した場所にあった可能性が高いことが明らかになった。

(別刷請求先：山口雅代)

キーワード：チェンマイ日本語学校、ボルネオ・カンパニー、富田竹二郎

### 緒言

#### 1. はじめに

今回報告するのは、2020年2月21日(金)から2月27日(木)にタイで行った発表と調査についてである。2月22日(土)・23日(日)両日「タイ日研究ネット Thailand 2020年国際シンポジウム」がバンコクで行われ、23日(土)に山口・北村(2020)で発表した。24日(月)にバンコクからチェンマイに移動し、26日(水)までチェンマイ日本語学校に関する調査を行い、26日夜タイを離れ、27日午前帰国した。

今回の発表と調査によりチェンマイ日本語学校についていくつかの疑問が生じることになった。そこで、どのような疑問が出てきたのか、発表と調査を報告しつつ精査を行っていく。以下で、チェンマイ日本語学校についてこれまでにわかっていることを先行研究で述べ、その後バンコク発表とチェンマイ調査について報告し、結論で先行研究と今回の発表・調査を照合し生じた疑問について記述する。

#### 2. 先行研究

チェンマイ日本語学校に言及した資料や研究は少ない。戦前の資料として文部省図書監修官・日本語教育振興会<sup>1)</sup> 常務理事の釘本久春が、1943年12月21日から1944年4月23日まで南方諸地域の日本語普及状況を視察し<sup>2)</sup>、帰国後チェンマイ日本語学校について言及している。その釘本(1944)

の報告によると、バンガローの建物に教室が2つ、日本語教師としてトホヤマ、イトウ、タイ人学習者として、腕まくりをしたシャツ1枚の13、4才の少年から真白の背広で威容を保つ55、6の老紳士、4、5人の近代的な様相をした少女、カーキー色の制服シャツを着たタイ人の役人であろう堂々たる中年紳士など、60人が学んでいると述べている。山縣(1944)にもバンコク日本語学校の分校としてチェンマイ日本語学校ができる<sup>3)</sup>と述べているが、詳しい記述はない。柳澤は、1942年4月から7月初旬まで日タイ文化会館<sup>3)</sup>設置のためタイに派遣された。その折に柳澤(1943)は、バンコク日本語学校を何度も見学し、帰国後バンコク市内に分校を設けることや、チェンマイなどに日本語学校を設けることを記している。柳澤の帰国後の1942年9月にバンコクの商業地街にバンコク日本語学校第2校が設置されたが、チェンマイ日本語学校開校についての記述はない。

先行研究では、松井・北村・ウォーラウト(1999)がチェンマイなどにも日本語学校を開設し日本語教育を行っていたとし、Reynolds(1991)は1942年から1943年の時期に柳澤が日本語教育を他の拠点に広げることがを望み、その場所としてチェンマイなどをあげていると述べている。山口(2016)は、チェンマイ日本語学校の場所を特定している。それによると、ボルネオ・カンパニーにあったとされる<sup>4)</sup>チェンマイ日本語学校学習者の証言から富田竹二郎先生(以下富田先生)に日本語を学んだこと、遠山先生が校長

であったこと、チェンマイ日本語学校がワット・ゲート横の、現在は学校になっている場所にあったと述べている。その証言では、1942年から1943年まで上級クラスで日本語を勉強したとしている。これらのことから、設立時期を1942年以降<sup>5)</sup>としている。また、チェンマイのボルネオ・カンパニーについて、スコットランド出身のウィリアム・ベン(以下ベン氏)が、父親の遺産を譲り受け1935年に広大な敷地を購入し、手に入れたとし、そのベン氏の孫娘姉妹2人(プラニー(姉)・プラニート(妹))のインタビューから、ワット・ゲートという寺が父親の菩提寺であったこと、ボルネオ・カンパニーを日本軍が接収したことが述べられている。タイ駐屯軍司令官の中村明人(1954)によるとバンコクのボルネオ・カンパニーは日本軍が接収したと述べている。そのボルネオ・カンパニーは、畠山(1971)によると、ビルマ独立を目的としてビルマ独立義勇軍設立に関わった南機関という諜報工作機関の本部が置かれていたと報告されている。また、南機関に所属していた泉谷(1989)は、チェンマイにも南機関の支部があったと述べている。これらのことから、南機関のチェンマイ支部の可能性として、山口(2016)はチェンマイのボルネオ・カンパニーをあげている。しかし、立証できる資料や証言は得られていない。

## バンコク発表とチェンマイ調査

### 1. バンコク発表とチェンマイ調査の概要

2020年22日(土)・23日(日)両日、「タイ日研究ネット Thailand2020年国際シンポジウム」がタイ商工会議所大学で行われる予定であった。しかし、COVID-19感染症対策としてタイ保険省より日本からの来タイ者に対する検疫が強化されたことに伴い、サイアム大学に移動して行われる旨の通知が、2月19日(水)になされた。日本からタイへの入国も懸念されたが、予定通り開催され、23日(日)に山口・北村(2020)で発表した。24日(月)チェンマイに移動し、26日(水)夕方まで調査を行った。チェンマイ調査の目的として、大まかに2つ設定した。1つは、チェンマイ大学の研究協力者 Walaiporn Kanjanakaroon (以下ワライポーン)先生と Teerat Panyo (以下ティーラット)先生との打合せと情報交換である。2つ目は、チェンマイ日本語学校と南機関についての調査である。チェンマイのボルネオ・カンパニーに南機関が置かれていた可能性を示す資料や証言を探すための調査である。以下でバンコクでの山口・北村(2020)の発表とチェンマイでの調査について分けて記す。

### 2. バンコクでの発表:山口・北村(2020)

戦時下のチェンマイに関係の深い、富田竹二郎博士

(1919～2000年)と西野順治郎氏(1917～2001年)のインタビューについて、北村(2019)からチェンマイに関係したところを確認し、先行研究と照合し、発表した。

富田竹二郎博士(以下富田博士<sup>6)</sup>)は、大阪外国語学校(後の大阪外国語大学、現大阪大学)を終えた後、1942(昭和17)年1月19日に国際学友会とタイ文部省との間に締結された「日本泰両国間学生交換協定」による交換学生としてタイに留学した。1946(昭和21)年までタイ語研究の傍ら日本語教育にも携わった。帰国後は大阪外国語大学タイ語科設立に関わり、教授となった。1998年8月27日(水)と1998年10月30日(金)に北村武士先生(以下北村先生)が富田博士の自宅でインタビューを行った。西野順治郎氏(以下西野氏)は、戦前外務省の留学試験に合格し、タマサート大学法学部に留学後、在タイ日本国大使館やチェンマイ領事館に勤務し、退官後再びタイに渡り、タイ・トーメン社長、会長となり、日本人会会長なども歴任した。1999年2月10日(水)<sup>7)</sup>に北村先生がインタビューしたものである。

チェンマイでの調査と関連ある、富田博士のインタビューは以下である。

- 1944年にチェンマイ方言の調査のためチェンマイに行き、その折にチェンマイ日本語学校で教えた。
- チェンマイ日本語学校では、遠山が教えていて、遠山は国文学の先生で非常におとなしい人であった。
- チェンマイ日本語学校は、ボルネオ・カンパニーの建物に置かれ、そこはチェンマイの町の真ん中にあり、田中写真館<sup>8)</sup>の並びにあったチェンマイ有数の建物であった。
- ボルネオ・カンパニーというのはイギリスの大きな会社で、主人達は敵性会社だから全部捕まえられたか、逃げたかした。

西野順治郎氏のインタビューから明らかになった点は以下である。

- チェンマイに行った目的は、領事館開設であった。
- どの建物を借りるかを見て回るために田中写真館の盛之助氏が町を案内してくれた。
- チェンマイ領事館は、現在のチェンマイオーキッドホテルの隣にあった王族の屋敷を借りた。
- ボルネオ・カンパニーは、チークの植林をやっている、英国人経営者は戦争が始まって、国境からミャンマーの方に逃げた。

### 3. チェンマイ調査について

24日(月)午前バンコクを出発し、午後チェンマイに着いた。24日(月)午後から26日(水)の午後までの内訳は表1の通りである。

表1. チェンマイ調査について

	調査内容	山口との同行者(敬称略)
24日(月)午後	・プラニート氏インタビュー ・ワット・ゲート博物館 ・その他周辺調査	北村、川口
25日(火)午前	チェンマイ王妃チャオドゥアンドゥアンを表敬訪問	ヤワマール、北村、ワライポーン、ティーラット
25日(火)午後	・ワット・ムーンサン博物館	ヤワマール、北村、ワライポーン、ティーラット
26日(水)午前	・チェンマイ王妃チャオドゥアンドゥアン親族を表敬訪問 ・チェンマイ領事館跡地	北村、ワライポーン、ティーラット
26日(水)午後	・チェンマイ大学で打合せ ・ソーシャル・リサーチセンター職員ティティナッター氏インタビュー	北村、川口、ワライポーン、ティーラット

チェンマイに着後、戦前ボルネオ・カンパニーのあった場所に向かった。北村先生と通訳・翻訳の川口泰広氏(以下川口氏)と共にチェンマイ日本語学校があったボルネオ・カンパニーのオーナーの孫娘プラニート氏に再会しインタビューを行った。インタビュー後、ボルネオ・カンパニーの周辺や、菩提寺のワット・ゲートや博物館を見て回った。25日(火)は、友人のYaowamarl Ratanamarno氏(以下ヤワマール氏)の紹介で、北村先生、ワライポーン先生、ティーラット先生と共に、チェンマイ王妃チャオドゥアンドゥアンを表敬訪問した。午後からは、ワライポーン先生とティーラット先生の案内で北村先生と共にチェンマイにある日本兵縁の寺であるワット・ムーンサンを見て回った。26日(水)は、チェンマイ王妃チャオドゥアンドゥアンの親族を北村先生、ワライポーン先生、ティーラット先生と表敬訪問し、その後チェンマイ領事館(1941~1945年)があった場所に立ち寄った。しかし、そこは空き地となっていた。午後は川口氏も加わりチェンマイ大学で打合せを行った。打合せの結果、ソーシャル・リサーチセンターに歴史に詳しい教授がいる情報を得、ワライポーン先生の教え子のソーシャル・リサーチセンター職員ティティナッター氏にコンタクトをとり、インタビューを行った。

今回報告するのは、ボルネオ・カンパニー孫娘プラニート氏とソーシャル・リサーチセンター職員ティティナッター氏のインタビューである。それぞれの音源は、帰国後川口氏に翻訳を依頼した。以下で、プラニート氏とティティナッター氏のインタビューについて翻訳スクリプトをもとに要点を記す。

### 3.1 プラニート氏インタビューから

プラニート氏のインタビューからわかったことは以下である。6)は、姉のプラニー氏に電話で確認し、わかったことである。

- 1) スコットランド出身の祖父ウィリアム・ベンには2男2女がおり、長男はジャック、次男はウィリアムで、父ジャックには1男3女がいる(図1)。
- 2) 祖父は、ボルネオ・カンパニーから土地を買った。
- 3) ボルネオ・カンパニーの所有地は110ライ<sup>9)</sup>あり、ワット・ゲートは含まれていない。
- 4) 父ジャックは当時9ライ持っていたが、土地を持っている者には税が課せられたので、5ライをイスラムの学校に売った。
- 5) ボルネオ・カンパニーを日本軍が接収し、馬を飼っていた。
- 6) ボルネオ・カンパニーの事務所近くに日本語を教えていたところがあり、現在その跡地に4棟の家が建っている(図2はその1棟である)。
- 7) ボルネオ・カンパニーの事務所は、現在、次男ウィリアムの妻がヒーリング・ファミリー財団<sup>10)</sup>に土地をかしているところにあった。
- 8) 田中さんの孫娘に聞けば、ボルネオ・カンパニーと日本軍のことについてわかるかもしれない。
- 9) 田中さんが、ミャンマーへ逃げるように言ったが、祖父ウィリアムは逃げなかったので、日本軍につかまり、バンコクに連れていかれた。クリスティナー叔母がタイ軍人大将の息子と結婚していたので、カンチャナブリで日本軍の捕虜にならずにすんだ。

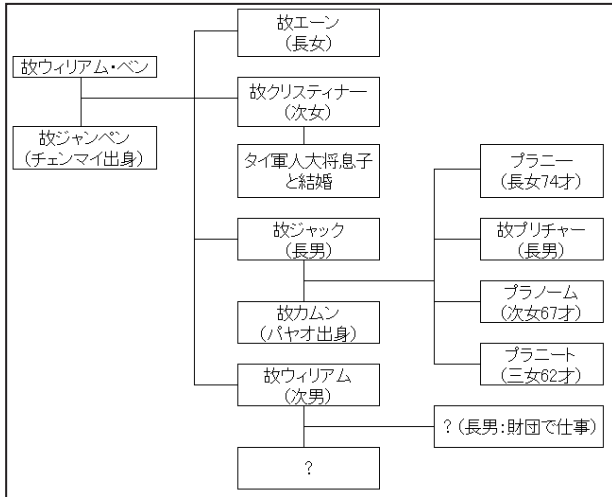


図1. ボルネオ・カンパニーオーナー;ウィリアム・ベン家系図 (川口氏作成・訳参考に筆者作成)



図2. ボルネオ・カンパニー事務所近く (2020.2.24筆者撮影)

父ジャックは自由タイ運動に合流し、チェンライに行った。

10) 父が、ワット・ゲートの博物館を作った。

6) の証言を検証すべく、ワット・ゲート博物館と、山口(2016)がチェンマイ日本語学校の場所とした学校に行った。学校の設立について教頭先生に伺い、戦前に設立したとの証言を得た。次に、7) の証言の、ヒーリング・ファミリー財団に向かった。ヒーリング・ファミリー財団で許可を取り、ボルネオ・カンパニー事務所の近くで日本語を教えていたとされる場所の写真を撮った。それが図2である。

その後、8) の証言にある、田中写真館孫娘宅に向かった。家は売りに出されていたが、電話番号に電話し、コンタクトを取ったが、日程的に会うことは叶わなかった。

### 3.2 ティティナッター氏へのインタビュー

ティティナッター氏へのインタビューでは、南機関についての情報や資料検索方法などについて聞いた。また、チェンマイで発行された新聞記事がないのかも聞いた。新聞があれば、チェンマイ日本語学校の募集広告などを見つけられると思ったからである。インタビューでわかったことは以下である。

- 1) 田中写真館の田中はスパイだったという証言がある。
- 2) チェンマイの「コムアン」新聞が発行されたのは戦後である。
- 3) チェンマイの国立公文書館などに資料がある可能性がある。

ティティナッター氏自身もワット・ゲートについて調査をしたが、資料が残っていないことや、調査の難しさについて「海の中で真珠を探すようなものだ」と述べていた。

松本(1992)によると、田中はタイに来る以前は、日本軍参謀本部地図局に勤務していたとしている。また、西野(1996)によれば、昭和19年10月10日付でタイに在留する男子のほとんどが軍籍に編入されたと述べている。戦時下において田中は日本軍に属していた。

## 結論

### 1. 先行研究と発表・調査の照合結果

山口・北村(2020)の発表では、ボルネオ・カンパニーについて、富田博士はイギリスの大きな会社で、主人達は敵性会社だから全部捕まえられたか、逃げたかしたとの証言があり、西野氏の証言では、英国人経営者は戦争が始まって、国境からミャンマーの方に逃げたと述べていた。プラニート氏のインタビューから、田中写真館の田中がミャンマーへ逃げるよう言ったが、祖父ベンは逃げず日本軍に捕まりバンコクに送られたが、身内にタイ軍大将の息子がいたので、日本軍の捕虜にならなかったこと、父ジャックがチェンライに逃げたとの証言を得られた。

チェンマイ日本語学校については、山口(2016)では、チェンマイ日本語学校学習者が1942年から1943年に富田先生に習ったと報告していた。しかし、富田博士の証言では、1944年にチェンマイ方言研究のためチェンマイに行き、その折にチェンマイ日本語学校で教えたと述べていた。このことから、1942年から1943年に富田先生に習うことは不可能であり、日本語学習者が日本語を習った時期は1944年となる。また、釘本(1944)は、1943年12月21日から1944年4月23日まで南方諸地域の日本語普及状況を調査し、チェンマイ日本語学校でトホヤマ、イトウが教えていたことを報告しているが、富田先生の名前はない。

富田博士のインタビューでは遠山先生について言及しているが、イトウについての言及はない。このことから、富田博士がチェンマイ日本語学校で教えていた時には、イトウはいなかったと言える。チェンマイ日本語学校は、富田博士がチェンマイに行く以前に既に設立されていた。

チェンマイ日本語学校があったとされる場所について、山口(2016)はワット・ゲート横の学校だとしている。しかし、今回の調査で、ワット・ゲートはボルネオ・カンパニーの敷地ではないこと、学校は戦前からあったという証言から、チェンマイ日本語学校があったとは考えにくい。チェンマイ日本語学校があった場所は、ボルネオ・カンパニーの事務所近くにあった可能性が高い。

## 2. 考察

今回の発表と調査で、チェンマイ日本語学校の設立と場所について新たな事実がわかった。設立時期は未だ定かではないが、1944年に富田先生がチェンマイに行く以前にチェンマイにあったことがわかった。チェンマイ日本語学校があった場所は、今回の発表と調査を照合した結果、山口(2016)が示したワット・ゲート横の学校ではなく、ボルネオ・カンパニー事務所の近くにあった可能性が高くなった。

今回の発表と調査で、チェンマイ日本語学校の場所として新たな可能性が出てきた。資料がない以上、それが正しいかどうか立証するのは難しい。しかし、引き続き資料を追い続けていきたい。

## 3. おわりに

今回、チェンマイに縁の深い富田竹二郎博士と西野順治郎氏のインタビューについて山口・北村(2020)で発表することができた。既に故人であるため、音源が残っていることは貴重である。チェンマイ調査の目的であった、研究協力者の北村先生、チェンマイ大学のワライポーン先生とティーラット先生との打合せを行い、情報交換を行った。もう一つの目的である、ボルネオ・カンパニーと南機関チェンマイ支部については、情報は得られなかったが、国立公文書館等の検索や田中写真館孫娘と会うことが課題として残された。今後も研究協力者と共に、資料の検索や、当時を知る人のインタビューを少しでも残していきたいと考えている。それが、今を生きる我々が後世にできる貢献であり、タイにおける日本語教育史の蓄積につながるからである。

## 附記

日本でCOVID-19の感染者が増え始め、タイ政府が日本人の受け入れ検閲を強化した、2020年2月中旬にタイ出張

が叶ったことに安堵しました。このような時期に「タイ日研究ネット Thailand 2020年国際シンポをジウム」を開催していただいた、サイアム大学の高田知仁先生はじめ関係者の皆様、発表と調査の両方において協力いただいた北村武士先生、チェンマイ調査において同行いただいた、翻訳・通訳の川口泰広氏、チェンマイ大学日本語科のWalaiporn Kanjanakaroon先生とTeerat Panyo先生、そして友人のYaowamarl Ratanamarno氏に、深謝申し上げます。COVID-19が収束し、再びタイにおいて調査・発表できることを強く願っています。

尚、タイ出張は科学研究費補助金19K13240の助成を受け行いました。

## 注

- 1) 1940年12月23日に設立された日本語教育振興協会は、当初は欧米人を対象とした日語文化(1913年10月開校)に置かれたが、1941年8月25日に文部省内に移管された(山口, 2016)。大東亜共栄圏への日本語普及を目的とし(日本語教育振興会, 1941)、教科書編纂や日本語教師派遣を行った(山口, 2016)。
- 2) 日本語教育振興協会(1944)による。
- 3) 日タイ文化会館は、1943年3月3日に開設され、初代館長として柳澤健(1942)が外務省より託され、バンコク日本語学校も移管された。
- 4) 山口(2016)は、国際交流基金日本センターの北村武士講師より伺ったとしている。
- 5) 山口(2016)は、日タイ文化研究所への外務省助成金は日本公使館会計官吏が管理したとし、日本公使館副領事の天田六郎が1942年5月27日付でチェンマイ領事として着任すれば、チェンマイ日本語学校開設も可能であるとしている。しかし、村嶋(2019)によれば、天田はチェンマイに赴任することなくバンコクで勤務したと報告している。
- 6) チェンマイ日本語学習者の先生の場合は富田先生とし、インタビューにおいては富田博士とする。
- 7) 山口・北村(2020)では、2000年8月22日(火)になっているが、北村先生に再確認したところ、1999年2月10日(水)にバンコクでインタビューを行ったとのことである。
- 8) 田中写真館については、松本(1992)に詳しい。
- 9) 1 rai = 1,600m<sup>2</sup>
- 10) ヒーリング・ファミリー財団に関しては、ヒーリング・ファミリー財団、Healing Family Foundationなどに詳しい。

## 文献

- 畠山清行(1971): 続秘録陸軍中野学校. 番町書店, 東京.
- ヒーリング・ファミリー財団: <https://verbal3.rssing.com/chan-2654355/latest.php> (2020年8月4日検索).
- Healing Family Foundation: <http://www.hffcm.org/en/main.php> (2020年8月4日検索).
- 泉谷達雄(1989): ビルマ独立秘史くその名は南機関. 徳間文庫, 東京.
- 北村武士(2019): タイ国における日本語教育史関連インタビュー報告—富田竹二郎氏・西野順治郎氏へのインタビュー. 日タイ言語文化研究 **6**, 151-160.
- 釘本久春(1944): 戦争と日本語. 龍文書局, (日本語教育史資料叢書〈復刻版〉(2008)日本語教授法と言語政策. 冬至書房, 東京.).
- 松井嘉和・北村武士・Chirasombutti, Voravudhi (1999): タイにおける日本語教育—その基盤と生成と発展. 錦正社, 東京.
- 松本逸也(1992): シャムの日本人写真師. めこん, 東京.
- 村嶋英治(2019): 天田六郎氏遺稿、「シャム三十年」など. 研究シリーズNo.8 早稲田大学アジア太平洋研究センター, 東京.
- 中村明人(1954): 駐在4年回想録1~3. 防衛省防衛研究所戦史研究センター蔵, 東京.
- 日本語教育振興会(1941): 彙報. 日本語1-8, (日本語教育史資料叢書〈復刻版〉(1999)冬至書房, 東京, 76-80.).
- 日本語教育振興会(1944): 彙報. 日本語4-6, (日本語教育史資料叢書〈復刻版〉(1999)冬至書房, 東京, 37.).
- 西野順治郎(1996): タイの大地と共に. 日経事業出版社, 東京.
- Reynolds, E. Bruce (1991): Imperial Japan's Cultural Program in Thailand. Japanese Cultural Policies in Southeast Asia during World War 2. Macmillan, Houndmills, Basingstoke (Eng.), pp93-116.
- 山縣三千雄(1944): 泰国に於る言語上の諸問題. 日本語1, 日本語教育振興会, (日本語教育史資料叢書〈復刻版〉(1999)冬至書房, 東京, 45-51.).
- 柳澤 健(1942): 日泰文化会館の組織について. 国際文化 **22**, 国際文化振興会, 東京, 70-71.
- 柳澤 健(1943): 泰国と日本文化. 不二書房, 東京.
- 山口雅代(2014): バンコク日本語学校が戦後に残したもの. 日タイ言語文化研究 **2**, 日タイ言語文化研究所, 61-77.
- 山口雅代(2016): 戦前・戦中のタイにおける日本語教育と諜報工作—チェンマイ日本語学校とインパール作戦. 大空社, 東京.
- 山口雅代・北村武士(2020): 戦時下の北部タイにおける日本語学習と日本軍の関係について—インタビュー資料を通して—. タイ日研究ネットワークThailand 研究論集, 148-157.

## The Questions about the Location, raised in the Chiang Mai Japanese Language School Survey: with Thailand Business Trip Report

Masayo YAMAGUCHI

School of Education, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Nagoya Campus)  
2-16-29, Marunouchi, Naka-ku, Nagoya City, Aichi 460-0002, Japan

**Abstract :** I describe the questions and the business trip report raised from the announcement and survey conducted in Thailand from February 21st (Friday) to February 27th (Thursday), 2020. The testimony of Dr. Tomita, who taught at the Chiang Mai Japanese Language School, was taken up in the presentation by Yamaguchi and Kitamura (2020) at the "Network for Thai-Japan Studies in Thailand 2020 " on Sunday, February 23rd. According to the testimony, the place at the Chiang Mai Japanese language school was located in the building of the Borneo Company and was in the middle of the town. In a survey in Chiang Mai, we found that a new testimony from the granddaughter of the president of the Borneo Company indicates that the location of the Chiang Mai Japanese Language School is the same as described by Dr. Tomita. The location was different from that Yamaguchi (2016) indicated, which was allegedly indicated by a learner at the Chiang Mai Japanese Language School. Since the location indicated by Yamaguchi was not on the premises of the Borneo Company, it became clear that the location of the Chiang Mai Japanese Language School was likely to be in line with the survey and announcement.

(Reprint request should be sent to Masayo Yamaguchi)

**Key words :** the Chiang Mai Japanese language school, the Borneo Company, Takejiro Tomita





## 子どもの願いを裏切らない虐待再発防止のケースワークの要素 — 特性要因図を用いた分析 —

谷口恵子<sup>\*1</sup>・菱川 愛<sup>\*2</sup>

\*1 東京福祉大学 心理学部 (王子キャンパス)

〒114-0004 東京都北区堀船2-1-11

\*2 東海大学 健康学部健康マネジメント学科 准教授

〒259-1207 神奈川県北平塚北金目4-1-1

(2020年11月30日受付、2021年2月25日受理)

抄録：本調査は、子ども虐待防止におけるベストプラクティスの要素を見出すための研究の一端である。この調査では、子ども虐待防止におけるベストプラクティスを「子どもの願いを裏切らない虐待再発防止」と位置づけている。特性要因図 (Cause-Effect Diagram) の大骨 (中核となる要素) である「プランニング」「フィードバック」「子ども」「家族」「ネットワーク」「組織」「ワーカー」の7つに沿って、フォレンジック・インタビューが実施された5事例について、それら事例の担当者もしくは経緯をよく知る立場の職員を対象に面接調査を実施した。結果、「ワーカー」の要因に関する発言が最も多く、次いで「ネットワーク」「家族」であることが明らかになった。「ワーカー」についてはクライアントとの関係形成に関するもの、メゾレベルでの働きに関するものが見出された。

(別刷請求先：谷口恵子)

キーワード：児童虐待、特性要因図、ベスト・プラクティス

### 緒言

児童虐待の問題は、大きな社会問題であるにも関わらず、虐待の相談対応件数は増加の一途をたどっている。虐待の相談対応件数とは、「児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数」である。児童相談所や警察における相談件数は、令和元年度、それぞれ193,780件(相談対応件数)、98,222件(通告児童数)となっており、前年度比およそ20%の増となっている(厚生労働省, 2020; 警察庁生活安全局少年課, 2020)。相談対応件数の中で、施設入所等親と離れて暮らすことになるケースは、3%程度であり、それ以外のケースは地域での見守りとなる。さらに、平成25年度のデータによると(厚生労働省子ども家庭局, 2019)、児童相談所に対して通告のあったケースで、調査の結果、虐待非該当となったケースを除いた7,434件のうち全体の2/3弱(4,828件)が「完全な新規受理」、1/3強(2,729件)が再受理ケースであった。さらに再受理ケースのうち3/4(2056件)は前回は「虐待」ケースとして受理していたことがわかっている。子どもの安全を確保して、ケース終了したにも関わらず、再虐待が起きているのである。これらの状況に危機感を覚え、ソーシャルワークの本来の専門性に叶った、尚且つ虐待の再発防止という社会的使命に対しての実効性のある援助計画を作成するために必要な要因は何か明らかにすることを目的に、

2019年より、「子どもの願いを裏切らない虐待再発防止が確実な援助方針作成ガイドと教材の開発」とする3年間の研究に取り組んでいる。「子どもの願いを裏切らない」とは、子どもの思いに沿ったケースワークを行うということである。2019年には、平均して12.4年の児童相談所での経験年数を有する職員5名による「子どもの願いを裏切らない虐待再発防止」の要素を見出すためのブレインストーミングを実施し、特性要因図 (Cause-Effect Diagram) 作成のための大骨 (中核となる要因) を見出した(谷口・菱川, 2020)。結果として「プランニング」「フィードバック」「子ども」「家族」「ネットワーク」「組織」「ワーカー」の7つが挙げられた。これら7つの要因は、「ソーシャルワーク」というミクロ、メゾ、マクロに焦点をあてながらケースワークを進めることの大切さの再認識へとつながった。しかしながら、これらの要素をどのように実践に活かしていくことが可能なか、7要因の実践への活かし方、特性要因図 (魚骨図) に照らし合わせて言うと魚骨図の小骨を見出すことが必要である。本研究では、被害事実について信用性の高い子どもの叙述を得るフォレンジック・インタビュー後、どのような要因が結果として「家に帰りたい」という子どもの願いを叶えることと虐待の再発がないことの両方の特性に至ったのかの詳細を明らかにすることを目的に、先の研究で挙げられた7つの要因から更なる細かな要因を見出すことを目指した。

## 対象及び方法

特性要因図を用いて「子どもの願いを裏切らない虐待再発防止」を結果とする要因(小骨)を明らかにする。なお、本研究は東海大学の「『人を対象とする研究』に関する倫理委員会」及び東京福祉大学の「倫理・不正防止専門部会」による倫理審査の承認を得たうえで実施した。

### 1. 特性要因図について

特性要因図とは、「結果(特性)に原因(要因)がどのように関係しているかを矢印を使って書き表した図(p.70)」(綾野,1992)であり、石川馨が、製造業において要因の集まりである工程をしっかり押さえて、良い製品・目標・結果をつくりこむという工程(プロセス)管理の考え方を理解してもらうために開発したものである。魚骨図(fish-bone diagram)、cause and effect diagram, Ishikawa diagramとも呼ばれる(飯田, 2018)。「最大の利点は、計画的・系統的に物事を整理し検討・解析できること(p.36)」である(伊東, 1961)。特性要因図は、医療の現場でも活用が広まっており(飯田, 2018; 平川, 2017)「製造業」における「工程」という「物」への活用を超えて、“人”に対してより質の高いサービスの提供を分析するためにも活用されている。本研究においては児童虐待対応における「好ましい特性」の要因を「系統的に整理し検討する」ために活用した。

### 2. 対象

フォレンジック・インタビュー(被害事実確認面接)が実施された児童虐待事案を対象にしたため、組織的な取り組みとしてフォレンジック・インタビューを実践している

児童相談所において、フォレンジック・インタビュー後のケースワークを把握している調整担当部署に協力を依頼した。フォレンジック・インタビューとは、「子どもの発達を十分に考慮し、同時に法的に妥当性のある方法<sup>1)</sup>を用い、事実という情報を児童虐待事案、暴力に晒されている事案において得るもの。十分にトレーニングされた中立的な専門職が、より大きな調査という流れの中で調査研究、実践ベースの知見を活用しつつ行うもの」(U.S. Department of Justice, 2015)で、日本の児童虐待対応においては主に、性虐待や、虐待が重篤な場合などに限られて実施されており、すべてのケースにおいて行われるものではない。

児童虐待事案の種別や重篤度にかかわらず、「家に帰りたい」という望み(=子どもの願い)を口にした児童の事例で、その後のケースワークを通して再統合された事例を抽出し、それら事例の担当者もしくは経緯をよく知る立場の職員を対象に(職員の経験年数は加味していない)特性要因図に示された7つの要因について聞き取り調査を行った。協力を得られたのは下記の通り5事例であり、平均して53.5分のインタビューを行った。

- ① A児童相談所(2事例):事例をスーパーバイズする立場にある方2名へのインタビュー
- ② B児童相談所(2事例):各事例について、事例の担当者及び調整担当の方、合計4名へのインタビュー
- ③ C児童相談所(1事例):事例の担当者及び調整担当の方2名へのインタビュー

### 3. 方法

聞き取り調査は、先の研究(谷口・菱川, 2020)で明らかになった特性要因図(図1)を示しながら、下記に示す構成

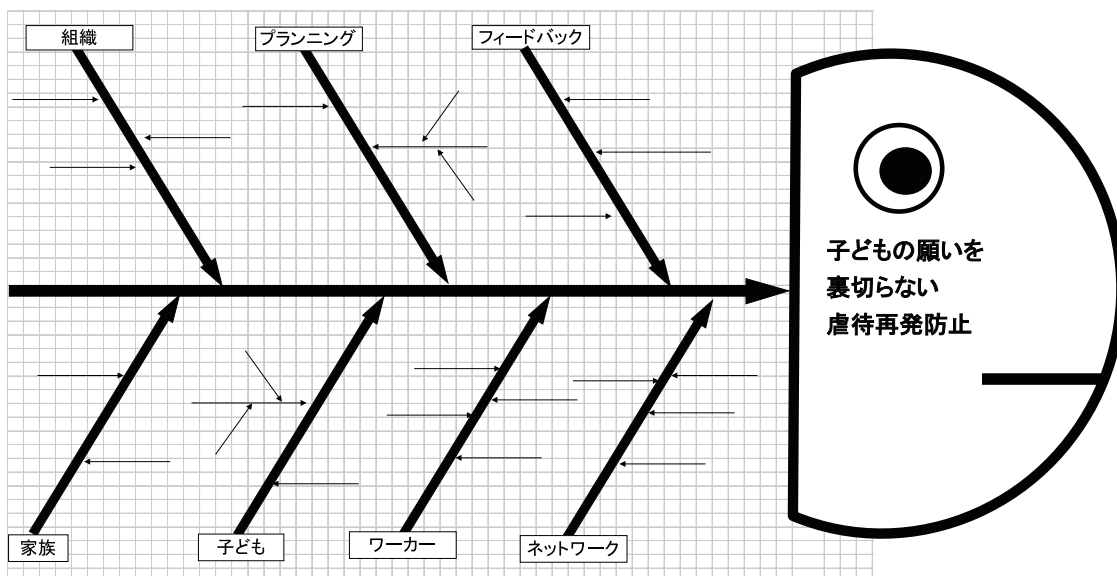


図1. 子どもの願いを裏切らない虐待再発防止の特性要因図大骨(谷口・菱川, 2020)

を進めた(半構造化面接)。

**【聞き取り調査の構成】**

**最初の説明**

「この図(図1)は、子どもの願いを重視し、尚且つ虐待再発防止が確実であるというサービス特性の構成要素です。上下の位置や魚の頭からの距離は、要素間の関係もしくは重要度と一切関係がありません。『フォレンジック・インタビューを実施した後、子どもの願っていた通りの生活が再発の恐れなくできている一事例』について、図を参照しながら質問にお答えください。」

- ① 特性要因図を示し、「どこからが話しやすいですか？」  
(インタビューの話しやすいところからオープンに聞き取りを開始する。詳細を得ることが目的のため、ランク付け、例えば「一番大事だったのは」という聞き方は不要)
- ② インタビュイーが選んだ要因について、「○○(例えば「組織」)のどういうところが子どもの願いを裏切らない虐待再発防止につながりましたか」
- ③ 「なぜそれ(②で語った内容)が「子どもの願いを裏切らない虐待再発防止」(特性要因図の魚の頭部を指しながら)につながったのか教えてください」  
(特性要因という大骨を支える中骨、小骨をもれなく見出すために「なぜ」を繰り返す聞き方が大切とされている)
- ④ 「他にはそれ(②で語った内容)のどういうところが魚の頭につながりましたか」  
(「他には・・・」という聞き方も上記と同様の注意を払って聞く)

- ⑤ 一つの要因について聞き取りが終わってから再び①に戻り、「次はどこについて話したいですか?」、続けて②～④の質問の聞き取りを行う。この手順を繰り返す。
  - 必ずしもすべての要因が特性と因果関係にあるとは限らない。選ばれなかった要因が残っても問題ではない。
  - 話し手がいくつかの構成要素にまたがって語ることを妨げるものではない(半構造的)。
- ⑥ 「最後に後から思い出したことや変更があれば教えてください。」  
(面接の最後に、付け加えたいことが無いか確認し、調査協力に対する謝辞を述べて聞き取りを終了する)

面接は、録音し逐語に起こし、質的分析ソフトであるMAXQDAを用いて、意味のまとまりを1発言とし、発言ごとにコードをつけた。コードについては、一人の研究者がその発言の意味にふさわしいキーワードを当てはめ、もう一人の研究者が確認をするという方法で進めた。その後、共起関係を確認し、共起関係にあるものについて再度コードをつけなおした。さらに、発言の中で「子どもの願いを裏切らない虐待再発防止」として「まず、最初に欠くことのできないもの」を抽出し、発言の重要度に応じてスコア(1～5)をつけた。これらの過程は、二人の研究者で確認をしながら行い、一人の研究者のみによる考えにならないよう配慮した。

**結果**

5事例の面接調査の全442発言を、55のコードに分類した(表1)。尚、大骨を見出す際に挙げられた「フィードバック」は、発言数1であり、分析に含めないこととした。

**表1. 面接調査の結果、発言のコード数**

ネットワーク(12)	発言数	プランニング(12)	発言数	ワーカー(13)	発言数	家族(8)	発言数	子ども(6)	発言数	組織(4)	発言数
オープンさ	4	CLと協働作業	10	CLとの情報共有	4	加害者の変化	2	つながる力	1	ワーカーへの協力、励まし	6
家族の主体的な行動	4	CLの強さを活用、引き出す	1	CLとの信頼関係	5	課題がわかる、言える	2	もとの生活に戻りたい気持ち	3	意識の統一	4
スムーズな多機関連携	2	ゴールの明確化	2	CLを尊重	10	協力的	17	子どものからの開示・オープンさ	7	相談できる機会、頼れる機会がある	7
家族の相談先	9	ネットワークの活用	1	子どもに寄り添う(子の気持ちの理解)	9	結びつきの強さ	2	親への愛情・親がいい	4	多職種連携	7
家族の負担軽減	1	プランに対する自信	2	子の安全の尊重	3	行動力	9	約束を守る	1	役割分担	5
共通理解	3	家族の希望を取り入れる	1	振り返り	1	子への思いの強さ	9	話す力・主張する力	9		
見守る姿勢	6	課題が見える	2	真摯な説明	10	正直さ	2				
子の相談先	4	客観的な視点	2	親に寄り添う(親の理解)	5	他者を頼れる	3				
児相の働きかけ	1	現実的	1	親子をつなぐ	5						
情報共有	6	子どもの願いを取り入れる	1	先を見通す	3						
多機関の意見を取り入れる	3	情報量の多さ	1	組織を動かす力	2						
多様さ	2	多様な意見の取り入れ	3	多職種と協力関係を育む努力	2						
				面接への準備	3						
	45		27		62		46		25		29

表2. 面接調査の結果、ウェイトの高かったコードと点数  
コード名の右の( )の中は発言数を示している。

コード	ウェイト
ネットワーク	9
スムーズな多機関連携 (1)	5
家族の相談先 (2)	2
家族の負担軽減 (1)	1
共通理解 (1)	1
プランニング	6
プランに対する自信 (1)	1
家族の希望を取り入れる (1)	5
ワーカー	8
CLを尊重 (1)	1
親に寄り添う (親の理解) (1)	1
組織を動かす力 (1)	1
多職種と協力関係を育む努力 (1)	5
家族	25
協力的 (4)	12
行動力 (3)	7
子への想いの強さ (2)	6
子ども	21
もとの生活に戻りたい気持ち (2)	10
子どもからの開示・オープンさ (1)	5
主張する力 (2)	6
組織	22
意識の統一 (2)	6
ワーカーへの協力、励まし (1)	5
相談できる機会、頼れる機会 (1)	1
多職種連携 (1)	5
役割分担 (1)	5

子どもの願いを裏切らない虐待再発防止のために必要な要素として、最も発言数の多かったものは、「ワーカー」の62発言であり、また13のコードを見出した。次いで、「家族」の46発言、8コード、ネットワークの45発言、12コードであった。

さらに、発言の中で「子どもの願いを裏切らない虐待再発防止」として「まず、最初に欠くことのできないもの」を抽出し、その発言の重要度(虐待再発防止にとっての必要な要素)に応じて二人の研究者でウェイト(1~5のスコア)をつけた。結果は(表2)の通りである。「家族」が高いスコア、25スコアとなり、次いで「組織」、22スコア、「子ども」21スコアであった。

それぞれ高いスコアをつけた発言(子どもの願いを裏切らない虐待再発防止のためにより重要な要素)は表3に示した通りである。

これらを元に、ウェイトの高かったコードを、ケースワークの入り口(フォレンジック・インタビュー)に位置づけた。また、それぞれの発言数の多さを、骨の太さで表した。小骨は、発言数が多かったものをより中心近くに位置づけた。結果は図2の通りである。

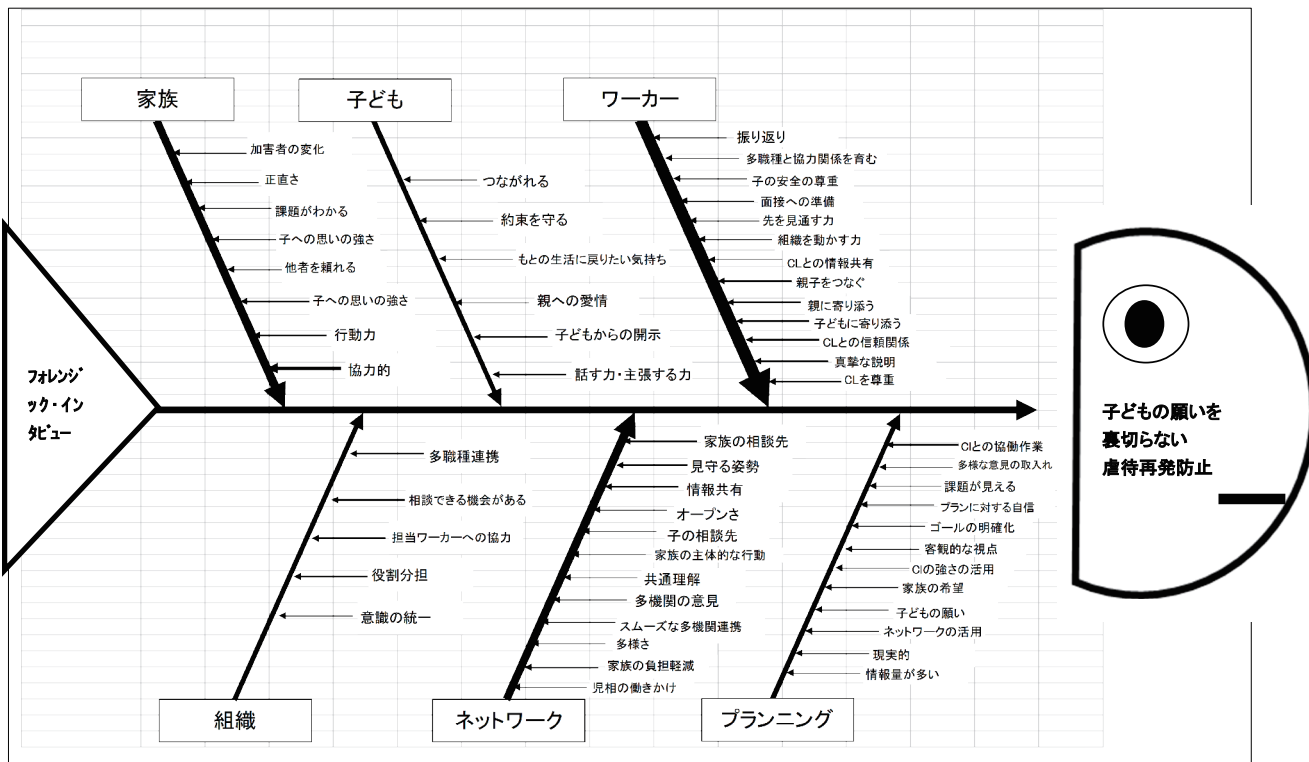


図2. 子どもの願いを裏切らない虐待再発防止の特性要因図

表3. 高いスコア(5点)をつけた発言(個人情報特定されないよう、具体名などは削除済み)

コード	発言
<ネットワーク> スムーズな多機関連携	早急に警察との連携ってということで、この事案が発生した時に、即警察に連携をということで、もう既におばあちゃんは、警察のほうに相談は行ってたんですけども、児童相談所のほうからも、翌日、お母さんと養父さんと面接をした後、こういう重大なことがあると、警察に伝えなきゃいけないので、警察のほうに連絡しますということで、即連携で、すぐに3機関共同面接の流れになりました。司法とも連携しながら。
<プランニング> 家族の希望を取り入れる	やっぱり方向性が見いだせて、ちょうどその時期には、じゃあ、もうこのぐらいの時期にはおうちに帰れるように、一緒に頑張っていきましょうって、そのご家族が最初から希望されていた、いわゆるその時期みたいなのところもやっと話げできたので、そこがすごくきっかけ?というか、一番大きかったかなって感じはします。
<ワーカー> 多職種と協力関係を 育む努力	僕自身が割と会話するのが好きなので、対策課に。ここだったんですけど、部屋が別なので、結構入りにくかったりするんですけど、特に進展もなくとも来てみたりとか、あと、一時保護所のほうにも、何も用事なくても、歯ブラシしに行ってみるとかして、できるだけ関わってるケースの方と、おんなじ空気が吸えるようには意識はしました。じゃないと、なんか警察の方がどんな今、熱量なのかとかも、一番見えないし、やっぱり警察って怖いイメージが、どうしても一般的にあるなっていうのがあったので、できるだけお話しできたらなとは思って意識はしました。席にはあんまいなかったかもしれないんですけども。
<家族> 協力的	家族にも入っちゃうかもしれないんですけど、いざプランをつくっていきましょうっていうことになったときに、(省略)すぐ協力者の方をご家族のほうに出していただけました。父方、母方、それぞれのおばあちゃんなんですけど、こちらからの訪問もすぐに即日受けていただいたりだとか、何でしょう、そのプラン一緒につくるってなったときにも、一緒にこちらに来ていただいて、家族みんなで話し合えたりとか、病院の結果聞きに行くときも、お父さん、お母さんだけじゃなくて、おじいちゃん、おじいちゃんじゃ、おばあちゃん2人も来ていただいて、じゃあ、これからどういうふうにその病氣と向き合っていくかっていうのを、話し合ったりとかっていうのはできたかな。なので、ちょっと協力者の人と一緒になって考えられたプランだったかなとは思ってます。
<家族> 行動力	お母さんのほうが積極的にお友達に今回の状況だったとかを説明してくれていて。今後何かあったときには協力者になってほしいということをしつかり隠さず言えたっていうところもすごく協力的にやっていたのかなと思っています。
<子ども> もとの生活に戻りたい 気持ち	本人は結構継続して学校に行きたいであったりとか、学校のお友達のことを心配する話とかが多かったかなと思うのと。なんですけど、その思いが継続してあるなあっていうところがあったので。
<子ども> 子どもからの開示・ オープンさ	お子さんについては、やっぱり家に、「ママがいい」って言い方なんですけど、ずっとおうちに帰りたいっていう意思是示してくれてました。
<子ども> 話す力、主張する力	お子さまたちもかなりおしゃべりが上手なお子さまだったので、スムーズに被害の状況とかもお話しされて、面接は非常にスムーズでした。
<組織> 意識の統一	所内でみんなでなんか取り組んだ感じはすごいありますね。このケース。やっぱりそれぐらいにしないと、対応できなかったかなって思います。
<組織> ワーカーへの協力、 励まし	そうですね、はい。皆さん応援してくれるし。自分、新人で1年目だったので、全然分かんない状態だったけど、皆さんがすごいサポートしてくださったので、僕自身がぶれないで済みましたね。たぶん、逆に周りのサポートなかったら、ぶれぶれで、真っすぐ進まないような。養父に寄っちゃったり、実父に寄っちゃったりってして大変だったと思うんですけど、なんか自分の軸は守れたかなっていうふうに思います。
<組織> 多職種連携	このケースに関しては、やっぱり外の、外部の警察とかと連携するっていうこともあったりするんで、虐待対策課、別の課の機能を使わせていただいたりとか、あと、その里親を使うっていうことで、里親さんとも連携ってのがあったので、普段の支援の枠よりも広く、対応したイメージが非常にあります。
<組織> 役割分担	そうですね。組織として動いた中では、当時いた、対策課にいた警察の職員が中心となって、警察とのやりとりをプランニングしてくださって、私はその警察関係の調整はほとんどせずに、なので役割分担は所内でもできてたかな。なので私は、基本は親御さんとのやりとり。で、対策課の警察の方が警察とのやりとり。あとは課長が司法とのやりとりをしてくださったので、なんか全部やんなきゃっていう感じではなかったんで、初めてのそういう連携だったんですけど、スムーズだったかなっていうふうに思います。

## 考察

最も多くコードがつけられたものは「ワーカー」の要素であった。これは、ワーカーの資質、CLを尊重する姿勢やCLに対して真摯に説明することなどが子どもの願いを叶えることと虐待の再発防止を両立させるために、大きく影響を与えることを示している。CLとの関係性に関する要因（CLを尊重、CLとの信頼関係、子どもに寄り添う、親に寄り添う、CLとの情報共有、子の安全の尊重）に加え、組織を動かす力、多職種と協力関係を育む力と言った、メゾレベルでのソーシャルワークを実践するための力量が求められていることがわかる。そして、このようにワーカーがクライアントとの関係性を育む力が3番目に発言数が多かった「家族」の要因へつながっていることも示唆できる。「家族」における最も多くコード化されたものが「協力的」(17発言)であった。これは、担当ワーカーが家族からの協力を得る努力をしており、家族との関係性が良好であるからこそ引き出される家族の力だと考察できる。

2番目に発言数が多かった要素が「ネットワーク」である。つまりこれは、「家に帰りたい」という子どもの願いを叶え、再発防止を徹底するためには、家族の周囲にネットワークを育ててこそ可能となることなのだと考えられる。このネットワークは「家族の相談先」であり、家族を見守ってくれる（見守る姿勢）存在である。そして、このネットワークは家族が主体的に行動して得たものであり、ここでも家族の主体性を引き出すためのワーカーの力量が必要になると考えられる。

「最初に欠くことのできないこと」として、高い数値だったものは「家族」(25スコア)であり、「組織」(22スコア)であった。家族が協力的であり、行動力があることが、特性（子どもの願いを叶え、虐待再発防止を叶える）を備えたケースワークにつながるということがわかる。そしてそれらの家族の力を引き出すことがワーカーが目指すべきことだと言えるだろう。また、今回の事例は、虐待の重篤度に関係なく抽出されたものではあるが、フォレンジック・インタビューからケースがスタートしているという点を考えると、通常であれば子どもが帰りたいと願っても家に帰ることが難しいと判断される可能性も高いケースである。それら困難事例においては、一人の担当ワーカーの力や、努力だけではなく、「組織」としての在り方も問われることがわかった。担当ワーカーが孤独の中で親と対峙するのではなく、「組織」というバックアップがあってこそ、家族との良好な関係を築けるのだと言える。

ウェイトにおいては「子ども」が次に高スコアを示した。子どもが自らの願いを主張できる力が必要であることも

に、その子どもの力を引き出し、そのための機会をきちんと設けることの必要性を示唆していると言えるだろう。子どもの主張「家に帰りたい」という思いがはっきりしているからこそ、またその思いをワーカーがきちんと受け止めているからこそ困難なケースであっても、確固としたゴールを決めた対応が可能となるのだと言える。子どもの主張する機会を設けること、そしてそれらをしっかりと共有できることはケースワークの出発点なのだと考察できた。

本研究によって明らかになったことは、子どもの安全を「より地域に近いところで、当事者を主体として、そのニーズに基づきインフォーマルなネットワークを駆使(p289)」(菱川・渡邊・鈴木, 2017)することによってつくっていくというサインズ・オブ・セーフティの考え方にも通じるものであるといえるだろう。

## 結論

本研究は、子どもの願いを裏切らない虐待再発防止の要素を特性要因図に落とし込み明らかにすることを目的に実施した。そして、次のステップとして、これら明らかになったことを元に、教材開発することを目指している。「ワーカー」の要因が大きいのという結果になり、ワーカーの質を高めることの必要性が明らかとなった。クライアントと良好な関係性を育み、家族の協力を得て、家族の行動力を高めること。そして、一人ではなく、メゾレベルで動ける力を育むことが必要であることがわかった。家族の相談先となるネットワークを家族とともに築く力も求められていることがわかった。これら、本分析の結果から明らかになったことを基に、どのような教材開発をするべきかさらに考察を深めていくことが今後の課題である。

また、本研究は、2人の研究者のみで分析を行ったことで、十分な客観性の担保には限界があった。今回の結果を基に複数の専門家でも分析の精度を高めていくことも必要である。

## 謝辞

事例を抽出して頂いたり、機関として面接調査の許可を得たりなど、多くの児童相談所職員の方たちの協力があった、今回の調査は可能となりました。ご協力いただいた皆様に深く感謝いたします。

本調査は、文部科学省科学研究助成費による「子どもの願いを裏切らない虐待再発防止が確実な援助方針作成ガイドと教材の開発」と題する3年間の研究(基盤研究(C) K9K016、研究代表 菱川愛)の一部として実施しました。

注

- 1) 「法的に妥当性のある方法」とは、アメリカではフォレンジック・インタビューでの子どもの供述が裁判において証拠として使用されており、誘導・示唆する面接となっていないことを法的に示すことができる方法を意味する。

文献

- 綾野克俊(1992)：手法シリーズQC手法べからず集(3)パレート図・特性要因図(層別)編. 品質管理 **43(3)**, 69-76.
- 平川仁尚(2017)：一般病院における認知症ケアの質向上のためのストラテジー立案. 日本農村医学会雑誌 **65(6)**, 1188-1193.
- 菱川 愛・渡邊 直・鈴木浩之(編)(2017)：子ども虐待対応におけるサインズ・オブ・セーフティアプローチ実践ガイドー子どもの安全を家族とつくる道すじ. 明石書店, 東京.
- 飯田修平(2018)：シリーズ医療安全確保の考え方と手法4 特性要因図作成の基礎知識と活用事例〔演習問題付き〕. 日本規格協会.
- 石川 馨(1989)：第3版 品質管理入門. 日科技連出版社, 東京.
- 伊東静男(1961)：特性要因図. 品質管理 **12(12)**, 36-39.
- 警察庁生活安全局少年課(2020)：令和元年における少年非行、児童虐待および子供の性被害の状況, 警察庁. [https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou\\_gyakutai\\_sakusyu/R1.pdf](https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou_gyakutai_sakusyu/R1.pdf) (2020.11.26検索).
- 厚生労働省(2020)：令和元年度児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>, 厚生労働省. <https://www.mhlw.go.jp/content/000696156.pdf> (2020.11.26検索).
- 厚生労働省子ども家庭局(2019)：市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の整備に関する取組状況について, 厚生労働省. <https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000444962.pdf> (2020.11.26検索).
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会(2019)：子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第15次報告), 厚生労働省子ども家庭局. <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000680019.pdf> (2020. 11.26検索).
- 谷口恵子・菱川 愛(2020)：子どもの願いを裏切らない虐待再発防止のケースワークの要素を探る：特性要因図の大骨を見出す. 東京福祉大学・大学院紀要 **10**, 67-73.
- U.S. Department of Justice (2015): Child Forensic Interviewing: Best Practices <https://www.ojjdp.gov/pubs/248749.pdf> (2020.11.26検索).

## The Elements of Best Practice in Child Protection Casework: The Result of Cause-Effect Diagram

Keiko TANIGUCHI<sup>\*1</sup> and Ai HISHIKAWA<sup>\*2</sup>

\*1 School of Psychology, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Oji Campus)  
2-1-11 Horifune, Kita-ku, Tokyo 114-0004, Japan

\*2 TOKAI University School of Health Sciences  
4-1-1 Kitakaname, Hiratsuka-shi, Kanagawa 259-1207, Japan

**Abstract :** This study was conducted as part of a three-year research in order to find out the factors related to the best practice, which is the casework of child abuse that ensure prevention abuse without betraying children's wishes. We chose 5 cases that were conducted forensic interviews and interviewed case managers or person who knows the case well. The interviews were conducted by asking 7 factors, "planning", "feedback", "children", "family", "network", "organization" and "workers". As a result, we found out that the most frequently mentioned factors were "workers", followed by "network" and "family". Regarding "workers", those related to making good relationships with clients and those related to working on the meso level were mentioned as important factors for the best practice.

(Reprint request should be sent to Keiko Taniguchi)

**Key words :** Child abuse, Cause-effect diagram, Best practice



## 福祉実習コンピテンスの取り組みの成果と今後の課題 ー ソーシャルワーク実習及び精神保健福祉援助実習におけるセルフアセスメント およびコンピテンステスト結果との関連性分析 ー

水島正浩\*<sup>1</sup>・姜 壽男\*<sup>1</sup>・西村明子\*<sup>2</sup>・青木 正\*<sup>2</sup>  
谷口恵子\*<sup>3</sup>・馬場さやか\*<sup>4</sup>・藤島 薫\*<sup>1</sup>

\*1 東京福祉大学 社会福祉学部 (池袋キャンパス)  
〒170-8426 東京都豊島区東池袋4-23-1

\*2 東京福祉大学 保育児童学部 (池袋キャンパス)  
〒170-8426 東京都豊島区東池袋4-23-1

\*3 東京福祉大学 心理学部 (王子キャンパス)  
〒114-0014 東京都北区堀船2-1-11

\*4 東京福祉大学 福祉専門職支援室 (池袋キャンパス)  
〒170-0022 東京都豊島区東池袋2-14-2

(2020年11月11日受付、2021年2月25日受理)

抄録：本研究は、ソーシャルワーカー養成教育における福祉実習コンピテンスの実践例としてT大学で実施された福祉実習コンピテンス確認テスト(以下コンピテンステスト)及びセルフアセスメントシート(以下セルフアセスメント)が実習の前後において具体的にどのような点で学生に影響を及ぼしているのかについてその一旦を明らかにすることを目的とした。特にコンピテンステストやセルフアセスメントの結果における実習前後の差異、項目及び相互の関連性、ストレングス認識の変化等に焦点をあて分析を試みた。セルフアセスメントの分析では、特に基本姿勢や自己理解、社会スキル等の実習に臨む姿勢の向上が図られているという傾向が、そしてコンピテンステストの分析では学習スキルや生活習慣の向上等の実習前に必要な知識の習得の促進が図られているという傾向が示唆されており、セルフアセスメント及びコンピテンステスト実施における具体的関連性の一端が見出された。

(別刷請求先：水島正浩)

キーワード：コンピテンス、コンピテンステスト、セルフアセスメント、ストレングス

### 緒言

1970年代前半にマクレランド(McLelland, D.C.)らによって提唱されたコンピテンシーの概念を活用した能力評価の方法は、1990年代のアメリカにおいてモデル化が進むなど発展し(加藤, 2011)、わが国におけるソーシャルワーカー養成教育においても2000年以降、独自の評価項目作成や実施等に向けての動きが活発化していった(日本社会福祉士養成校協会, 2003, 2004)。

2005年に実施された実習コンピテンスやセルフアセスメントの量的分析・インタビュー調査によれば、それらの実施が、各自の実習に向けた準備状態や実習後の到達状態を把握し、それに向けた学習の焦点化のために役立つということが示唆されている(池田, 2005)。

その後も2009年から3年間の施行期を経て実習前評価システムを取り入れた北海道ブロック(日本社会福祉士養成校協会)での取り組みが行われるなど多くの大学等での取り組みが活発化してきている。阿部(2014)によれば、

それらの取り組みによって学生自身による客観視の機会の創出や教授側の教授方法・内容の見直し、学生間の意識の高まりなどにおける効果等が示唆されている。

このように活発な動きが見られる反面、全国的な導入には至っておらず、特に学生のどのような側面に影響を及ぼしているのかといった具体的な効用や教育上の効果の検証等に関しては多くの研究がなされているとは言い難い。

本研究では、それらの状況を踏まえ、福祉実習コンピテンスとして設定したコンピテンステストやセルフアセスメントが実習の前後において具体的にどのような点で学生に影響を及ぼしているのかについてその一旦を明らかにすることを目的としている。

### 研究対象と方法

#### 1. 研究対象

研究調査対象者は、東京都にある私立T大学の社会福祉学部(以下社会福祉士)に所属する社会福祉士受験資格課程(以下社会福祉士)

を受講する3年次生87名及び精神保健福祉士受験資格課程(以下精神保健福祉士)を受講する3年次生28名である。

分析の対象者は、2019(令和1)年度における実習実施者(上記学生の内実習中止者等を除く)である。内訳は、社会福祉士のソーシャルワーク基礎実習(ソーシャルワーク実習前※6月に行う10日間集中型の法定外の独自実習)実施者84名、ソーシャルワーク実習(10月～1月にかけて週2日間30日間行う通年型の法定実習)実施者70名及び精神保健福祉士のソーシャルワーク基礎実習(精神保健福祉援助実習前※上掲)実施者26名、精神保健福祉援助実習第一段(10月～12月にかけて週2日間24日間行う通年型の法定実習)実施者22名、精神保健福祉援助実習第二段階(2月～3月にかけて12日間行う集中型の法定実習)実施者15名を分析対象とした。

## 2. 研究方法

### 2.1 調査内容

授業で実施したセルフアセスメントおよびコンピテンステストの結果について、実施前と実施後の数値の変化から関連性について分析した。

T大学におけるセルフアセスメントは、「実習に臨むための基本姿勢と自己理解」について、自己評価を行うための取り組みとして、全20項目の質問項目を用いて各実習前後に実施するものである。各自の状態において4つの側面「生活習慣・身だしなみ」「基本的学習スキル」「対人関係」「社会スキル」に関する各5項目の質問項目については、5件法(5:十分にできている、4:ほとんどできている、3:だいたいできている、2:あまりできていない、1:全くできていない)を用い、実習前後の自身のストレングスに関する意識(「持っているストレングス」「得たストレングス」)については、記述式を用いた。

T大学におけるコンピテンステストは、「実習に臨むための基礎的な学習項目」について、事前学習を強化し、必要な知識の定着を図るための取り組みとして、全100問の質問項目を用いてソーシャルワーク基礎実習前に行う「コンピテンステストⅠ」及び全50問の実践に関する質問項目と実践事例に関する問題(50点分)を用いてソーシャルワーク実習及び精神保健福祉援助実習(第一段階・第二段階)前に行う「コンピテンステストⅡ」として実施するものである。各テストの質問項目について、合計100点満点にて実施した(60点以下の学生は不合格として、合格まで再試験を行っている)。

「セルフアセスメントシート」及び「コンピテンステスト」の各項目は、先行する社会福祉士養成校協会北海道ブロックによる「実習コンピテンス・アセスメント(2015年度版)」等を参考とし、実習指導を行う研究者7名によるワーキン

ググループによって実習指導カリキュラム及び実習形態等を踏まえた検討を行い、作成した。

### 2.2 分析方法

セルフアセスメントについては、「実習に臨むための基本姿勢と自己理解」の質問項目全体の各実習前後の平均値の推移、コンピテンステストについては、コンピテンステストⅠ及びコンピテンステストⅡそれぞれの合計得点(再試験者は再試験後の合格点)における平均値の推移について集計を行った。

セルフアセスメントについては、4つの側面「生活習慣・身だしなみ」「基本的学習スキル」「対人関係」「社会スキル」における各実習前後における平均値の推移について比較(対応あるサンプルのT検定)し、その特徴について分析を行った。そして、コンピテンステストⅠⅡの点数とセルフアセスメントの4つの項目について、相関分析を行い、特徴との関連性について分析を行った。分析には、SPSS第25版を用いた。

さらに、セルフアセスメントにおける実習前後の自身のストレングスに関する記述(「持っているストレングス」「得たストレングス」)については、用いられた言語の特徴及び変化について、テキストマイニングによる分析を行った。分析には、ユーザーローカル テキストマイニングツール(<https://textmining.userlocal.jp/>)を用いた。

### 2.3 倫理的配慮

本研究・調査を行うにあたり、対象者に対し、知り得た個人情報について個人が特定しないよう匿名化することや結果を研究目的以外には使用しないこと等を文書にして説明し、不利益を被ることの無いよう十分に配慮した。実施にあたっては、東京福祉大学・大学院倫理規定に基づき、倫理審査を受けて承認を得た(承認番号 東福大倫審2019-09号)。

## 結果

### 1. 各実習前後のセルフアセスメントの結果分析(合計)

セルフアセスメントの合計の平均値の推移における差異について分析を行った(表1)。

(社会福祉士)ソーシャルワーク基礎実習及びソーシャルワーク実習におけるセルフアセスメントの合計値においては、ソーシャルワーク基礎実習前の平均値76.47点から実習後の平均値82.60点、ソーシャルワーク実習前の平均値77.13点から実習後の平均値82.57点となっており、いずれも上昇している。対応ある平均の差の検定においても1%水準で有意差が見られた( $t=-8.677, p<.01$   $t=-4.761, p<.01$ )。

表1. 各段階の実習前後のセルフアセスメント合計の平均値推移

(社会福祉士) ソーシャルワーク基礎実習・ソーシャルワーク実習前後のセルフアセスメント合計の平均値推移

	平均値	度数	標準偏差	平均値の差	t値	有意確率(両側)
セルフアセスメント基礎実習前	76.47	83	13.559	-6.133	-8.677	.000
セルフアセスメント基礎実習後	82.60	83	11.966			
セルフアセスメントSW実習前	77.13	69	12.995	-5.435	-4.761	.000
セルフアセスメントSW実習後	82.57	69	14.951			

(精神保健福祉士) ソーシャルワーク基礎実習・精神保健福祉援助実習第一階段第二段階実習前後のセルフアセスメント合計の平均値推移

	平均値	度数	標準偏差	平均値の差	t値	有意確率(両側)
セルフアセスメント基礎実習前	72.58	26	10.504	-5.231	-4.459	.000
セルフアセスメント基礎実習後	77.81	26	11.893			
セルフアセスメント第一階段実習前	72.77	22	13.427	-4.909	-3.148	.005
セルフアセスメント第一階段実習後	77.68	22	12.985			
セルフアセスメント第二段階実習前	72.87	15	16.309	-3.867	-2.360	.033
セルフアセスメント第二段階実習後	76.73	15	13.307			

(精神保健福祉士) ソーシャルワーク基礎実習及び精神保健福祉援助実習第一階段、精神保健福祉援助実習第二段階におけるセルフアセスメントの合計値においては、ソーシャルワーク基礎実習前の平均値72.58点から実習後の平均値77.81点、第一階段実習前の平均値72.77点から実習後の平均値77.68点、第二段階実習前の平均値72.87点から実習後の平均値76.73点となっており、いずれも上昇している。ソーシャルワーク基礎実習前後及び精神保健福祉援助実習第一階段前後においては、対応ある平均の差の検定においても1%水準で有意差が見られた( $t=-4.459$ ,  $p<.01$   $t=-3.148$ ,  $p<.01$ )。

## 2. 各実習前後のセルフアセスメントの結果分析(項目毎)

セルフアセスメントの項目毎の平均値の推移における差異について分析を行った(表2)。

(社会福祉士) ソーシャルワーク基礎実習及びソーシャルワーク実習におけるセルフアセスメントの項目毎の平均値においては、「生活習慣・身だしなみ」「基本的学習スキル」「対人関係」「社会スキル」の全項目において、ソーシャルワーク基礎実習前の平均値から実習後の平均値、ソーシャルワーク実習前の平均値から実習後の平均値はいずれも上昇している。対応ある平均の差の検定においても、全項目において1%水準で有意差が見られた。

(精神保健福祉士) ソーシャルワーク基礎実習及び精神保健福祉援助実習第一階段、精神保健福祉援助実習第二段階におけるセルフアセスメントの項目毎の平均値においては、「生活習慣・身だしなみ」「基本的学習スキル」「対人関係」「社会スキル」の全項目において、「生活習慣・身だしなみ」「基本的学習スキル」「対人関係」「社会スキル」の全項目において、ソーシャルワーク基礎実習前の平均値から実習

後の平均値、精神保健福祉援助実習第一階段前の平均値から実習後の平均値、精神保健福祉援助実習第一階段前の平均値から実習後の平均値はいずれも上昇している。対応ある平均の差の検定においては、基礎実習前後の「対人関係」及び第一階段実習前後の「対人関係」「社会スキル」の項目のみにおいて1%水準で有意差が見られた。

## 3. コンピテンステスト結果及びセルフアセスメント結果との相関分析

コンピテンステストの結果(合計平均値)とセルフアセスメントの項目との相関関係について分析を行った(表3・表4)。

### 3.1 コンピテンステスト結果

コンピテンステストの結果については、社会福祉士の学生のコンピテンステストⅠの平均点が89.471点、コンピテンステストⅡの平均点が82.948点、精神保健福祉士の学生のコンピテンステストⅠの平均点が79.463点、コンピテンステストⅡの平均点が74.870点となっている。

### 3.2 コンピテンステストとセルフアセスメントとの相関

(社会福祉士) コンピテンステストⅠⅡと基礎実習・SW実習後のセルフアセスメント項目の相関では、テストⅠⅡのいずれにおいても②基礎実習後の「基本的学習スキル」との間で、やや強い正の相関が見られた。

(精神保健福祉士) コンピテンステストⅠⅡと基礎実習・精神保健福祉援助実習第一階段後のセルフアセスメント項目の相関では、テストⅠⅡのいずれにおいても第一階段実習後の「生活習慣・身だしなみ」との間で、やや強い正の相関が見られた。

表2. 各段階の実習前後のセルフアセスメント項目毎の平均値推移

(社会福祉士) ソーシャルワーク基礎実習・ソーシャルワーク実習前後のセルフアセスメント項目毎の平均値推移

	平均値	度数	標準偏差	平均値の差	t値	有意確率(両側)
基礎実習前「生活習慣・身だしなみ」	20.70	83	3.701	-1.735	-7.760	.000
基礎実習後「生活習慣・身だしなみ」	22.43	83	2.906			
基礎実習前「基本的学習スキル」	18.51	83	3.974	-1.012	-5.091	.000
基礎実習後「基本的学習スキル」	19.52	83	3.647			
基礎実習前「対人関係」	18.30	83	3.922	-1.783	-7.448	.000
基礎実習後「対人関係」	20.08	83	3.610			
基礎実習前「社会スキル」	19.10	83	3.805	-1.506	-6.238	.000
基礎実習後「社会スキル」	20.60	83	3.276			
SW実習前「生活習慣・身だしなみ」	20.78	69	3.601	-1.101	-4.339	.000
SW実習後「生活習慣・身だしなみ」	21.88	69	3.141			
SW実習前「基本的学習スキル」	18.26	69	3.988	-1.449	-5.313	.000
SW実習後「基本的学習スキル」	19.71	69	3.975			
SW実習前「対人関係」	18.70	69	4.027	-1.855	-6.446	.000
SW実習後「対人関係」	20.55	69	3.748			
SW実習前「社会スキル」	19.30	69	3.495	-1.768	-5.979	.000
SW実習後「社会スキル」	21.07	69	3.639			

(精神保健福祉士) ソーシャルワーク基礎実習・精神保健福祉援助実習第一段階第二段階前後のセルフアセスメント項目毎の平均値推移

	平均値	度数	標準偏差	平均値の差	t値	有意確率(両側)
基礎実習前「生活習慣・身だしなみ」	19.85	27	3.134	-1.296	-2.789	.010
基礎実習後「生活習慣・身だしなみ」	21.15	27	3.219			
基礎実習前「基本的学習スキル」	17.93	27	3.137	-.852	-2.442	.022
基礎実習後「基本的学習スキル」	18.78	27	3.490			
基礎実習前「対人関係」	16.73	26	3.573	-1.808	-5.088	.000
基礎実習後「対人関係」	18.54	26	3.723			
基礎実習前「社会スキル」	18.31	26	3.159	-1.077	-3.035	.006
基礎実習後「社会スキル」	19.38	26	3.086			
第一段階実習前「生活習慣・身だしなみ」	20.36	22	4.065	-.682	-1.115	.277
第一段階実習後「生活習慣・身だしなみ」	21.05	22	3.760			
第一段階実習前「基本的学習スキル」	18.00	22	3.842	-.500	-1.308	.205
第一段階実習後「基本的学習スキル」	18.50	22	4.033			
第一段階実習前「対人関係」	16.68	22	3.908	-2.227	-5.291	.000
第一段階実習後「対人関係」	18.91	22	3.728			
第一段階実習前「社会スキル」	17.86	22	3.590	-1.409	-3.868	.001
第一段階実習後「社会スキル」	19.27	22	3.341			
第二段階実習前「生活習慣・身だしなみ」	20.00	15	4.359	-1.267	-2.942	.011
第二段階実習後「生活習慣・身だしなみ」	21.27	15	3.595			
第二段階実習前「基本的学習スキル」	17.20	15	4.601	-.800	-1.277	.222
第二段階実習後「基本的学習スキル」	18.00	15	3.703			
第二段階実習前「対人関係」	17.47	15	4.580	-1.067	-2.256	.041
第二段階実習後「対人関係」	18.53	15	4.121			
第二段階実習前「社会スキル」	18.20	15	3.932	-.733	-1.408	.181
第二段階実習後「社会スキル」	18.93	15	3.262			

表3. コンピテンズテスト I II の合計平均値

(社会福祉士) コンピテンズテスト I II 合計平均値

	平均値	度数	標準偏差
コンピテンズテスト I	89.471	86	13.4506
コンピテンズテスト II	82.948	86	11.7641

(精神保健福祉士) コンピテンズテスト I II 合計平均値

	平均値	度数	標準偏差
コンピテンズテスト I	79.463	27	10.2890
コンピテンズテスト II	74.870	27	10.3288

表4. コンピテンズテスト I II と各段階実習後のセルフアセスメント項目の相関

(社会福祉士) コンピテンズテスト I II と基礎実習・SW 実習後のセルフアセスメント項目の相関

		I	II	①	②	③	④	(1)	(2)	(3)	(4)
I コンピテンズテスト I	相関係数	1	.564**	.198	.219*	.149	.094	.200	.133	.123	.215
	有意確率		.000	.073	.047	.180	.397	.099	.276	.316	.076
	度数		86	83	83	83	83	69	69	69	69
II コンピテンズテスト II	相関係数		1	.193	.274*	.156	.170	.224	.132	.164	.196
	有意確率			.080	.012	.159	.125	.065	.281	.178	.106
	度数			83	83	83	83	69	69	69	69
①基礎実習後 「生活習慣・身だしなみ」	相関係数			1	.702**	.681**	.718**	.676**	.514**	.428**	.613**
	有意確率				.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000
	度数				83	83	83	67	67	67	67
②基礎実習後 「基本的学習スキル」	相関係数				1	.617**	.748**	.554**	.610**	.467**	.602**
	有意確率					.000	.000	.000	.000	.000	.000
	度数					83	83	67	67	67	67
③基礎実習後 「対人関係」	相関係数					1	.806**	.543**	.540**	.673**	.643**
	有意確率						.000	.000	.000	.000	.000
	度数						83	67	67	67	67
④基礎実習後 「社会スキル」	相関係数						1	.618**	.600**	.640**	.731**
	有意確率							.000	.000	.000	.000
	度数							67	67	67	67
(1) SW 実習後 「生活習慣・身だしなみ」	相関係数							1	.748**	.574**	.755**
	有意確率								.000	.000	.000
	度数								69	69	69
(2) SW 実習後 「基本的学習スキル」	相関係数								1	.642**	.776**
	有意確率									.000	.000
	度数									69	69
(3) SW 実習後 「対人関係」	相関係数									1	.801**
	有意確率										.000
	度数										69
(4) SW 実習後 「社会スキル」	相関係数										1
	有意確率										
	度数										

\*\* . 相関係数は 1% 水準で有意 (両側) \* . 相関係数は 5% 水準で有意 (両側)

(精神保健福祉士) コンピテンズテスト I II と基礎実習・精神保健福祉援助実習第一段階後のセルフアセスメント項目の相関

		I	II	①	②	③	④	(1)	(2)	(3)	(4)	(4)
I コンピテンズテスト I	相関係数	1	.504**	.336	.247	.091	.088	.438*	.130	.081	.019	
	有意確率		.007	.086	.215	.658	.671	.042	.564	.720	.932	
	度数		27	27	27	26	26	22	22	22	22	
II コンピテンズテスト II	相関係数		1	.269	.055	.208	.178	.443*	.171	.337	.351	
	有意確率			.175	.785	.308	.383	.039	.447	.125	.109	
	度数			27	27	26	26	22	22	22	22	
①基礎実習後 「生活習慣・身だしなみ」	相関係数			1	.749**	.627**	.517**	.615**	.576**	.620**	.401	
	有意確率				.000	.001	.007	.002	.005	.002	.064	
	度数				27	26	26	22	22	22	22	
②基礎実習後 「基本的学習スキル」	相関係数				1	.719**	.595**	.537*	.703**	.613**	.492*	
	有意確率					.000	.001	.010	.000	.002	.020	
	度数					26	26	22	22	22	22	
③基礎実習後 「対人関係」	相関係数					1	.838**	.586**	.512*	.856**	.682**	
	有意確率						.000	.005	.018	.000	.001	
	度数						26	21	21	21	21	
④基礎実習後 「社会スキル」	相関係数						1	.366	.283	.637**	.710**	
	有意確率							.103	.214	.002	.000	
	度数							21	21	21	21	
(1) 第一段階実習後 「生活習慣・身だしなみ」	相関係数							1	.670**	.697**	.590**	
	有意確率								.001	.000	.004	
	度数								22	22	22	
(2) 第一段階実習後 「基本的学習スキル」	相関係数								1	.703**	.672**	
	有意確率									.000	.001	
	度数									22	22	
(3) 第一段階実習後 「対人関係」	相関係数									1	.790**	
	有意確率										.000	
	度数										22	
(4) 第一段階実習後 「社会スキル」	相関係数										1	
	有意確率											
	度数											

\*\* . 相関係数は 1% 水準で有意 (両側) \* . 相関係数は 5% 水準で有意 (両側)

4. セルフアセスメントにおける実習前後の自身のストレンクスに関する記述の分析結果

各実習前後のストレンクスの認識に関する記述「持っているストレンクス」「得たストレンクス」において用いられた言語の特徴及び変化について、テキストマイニングによる分析を行った(表5)。

4.1 (社会福祉士) SW基礎実習前後の記述の特徴及び変化

SW基礎実習前後のストレンクスの記述に出現する単語(名詞)を、それぞれどちらの記述に偏って出現しているかグループ分けし、その出現比率を比較して特徴を分析した。

実習前には「素直」「謙虚」といった単語の出現比率が高いのに比べ、実習後には「主張」「実行力」「意見」といった単語の出現比率が高くなっている。特徴として、実行する力等を示す表現比率が高まっていることが推察できる。

表5. 各段階実習前後の単語(名詞)の出現比率

(社会福祉士)

SW基礎実習前後の単語(名詞)の出現比率			SW実習前後の単語(名詞)の出現比率		
SW基礎実習前 (持っているストレンクス)	頻出単語 (名詞)	SW基礎実習後 (得たストレンクス)	SW実習前 (持っているストレンクス)	頻出単語 (名詞)	SW実習後 (得たストレンクス)
53	元気	47	21	チャレンジ精神	79
53	慎重	47	84	元気	16
39	前向き	61	100	素直	0
75	素直	25	100	親切	0
62	親切	38	53	慎重	47
14	主張	86	62	前向き	38
14	実行力	86	62	礼儀	38
14	意見	86	15	実行力	85
57	礼儀	43	66	責任感	34
23	チャレンジ精神	77	0	リラックス	100
38	冷静	62			
84	謙虚	16			
53	責任感	47			

(精神保健福祉士)

SW基礎実習前後の単語(名詞)の出現比率			第一段階実習前後の単語(名詞)の出現比率			第二段階実習前後の単語(名詞)の出現比率		
実習前 (持っているストレンクス)	頻出単語 (名詞)	実習後 (得たストレンクス)	実習前 (持っているストレンクス)	頻出単語 (名詞)	実習後 (得たストレンクス)	実習前 (持っているストレンクス)	頻出単語 (名詞)	実習後 (得たストレンクス)
0	リラックス	100	0	実行力	100	0	実行力	100
100	責任感	0	44	素直	56	0	協力	100
100	元気	0	80	慎重	20	0	行動	100
0	持続	100	100	チャレンジ精神	0	66	素直	34
61	誠実	39				25	前向き	75
34	素直	66	100	親切	0	25	慎重	75
54	前向き	46	0	謙虚	100	25	熱中	75
54	慎重	46	70	誠実	30	100	謙虚	0
76	謙虚	24	70	責任感	30	100	責任感	0
21	チャレンジ精神	79	100	愛情	0	0	具体	100
			61	リラックス	39	0	冷静	100
44	礼儀	56	100	親切	0	0	完璧主義	100
100	協力	0	0	コミュニケーション	100	0	愛情	100
100	真面目	0				0	方法	100
						0	真面目	100

#### 4.2 (社会福祉士) SW実習前後の記述の特徴及び変化

SW実習前後のストレングスの記述に出現する単語(名詞)を、それぞれどちらの記述に偏って出現しているかでグループ分けし、その出現比率を比較して特徴を分析した。

実習前には「素直」「親切」「のり」といった単語の出現比率が高いのに比べ、実習後には「チャレンジ精神」「実行力」「リラックス」といった単語の出現比率が高くなっている。特徴として、取り組む姿勢の向上を示す表現比率が高まっていることが推察できる。

#### 4.3 (精神保健福祉士) SW基礎実習前後の記述の特徴及び変化

SW基礎実習前後のストレングスの記述に出現する単語(名詞)を、それぞれどちらの記述に偏って出現しているかグループ分けし、その出現比率を比較して特徴を分析した。

実習前には「責任感」「元気」「協力」「真面目」といった単語の出現比率が高いのに比べ、実習後には「リラックス」「持続」「チャレンジ精神」といった単語の出現比率が高くなっている。特徴として、取り組む姿勢の向上を示す表現比率が高まっていることが推察できる。

#### 4.4 (精神保健福祉士) 第一段階実習前後の記述の特徴及び変化

第一段階実習前後のストレングスの記述に出現する単語(名詞)を、それぞれどちらの記述に偏って出現しているかグループ分けし、その出現比率を比較して特徴を分析した。

実習前には「チャレンジ精神」「親切」「愛情」といった単語の出現比率が高いのに比べ、実習後には「実行力」「謙虚」「コミュニケーション」といった単語の出現比率が高くなっている。特徴として、実践力の向上を示す表現比率が高まっていることが推察できる。

#### 4.5 (精神保健福祉士) 第二段階実習前後の記述の特徴及び変化

第二段階実習前後のストレングスの記述に出現する単語(名詞)を、それぞれどちらの記述に偏って出現しているかグループ分けし、その出現比率を比較して特徴を分析した。

実習前には「謙虚」「責任感」といった単語の出現比率が高いのに比べ、実習後には「実行力」「協力」「行動」「具体」「冷静」「完璧主義」「愛情」「方法」「真面目」といった単語の出現比率が高くなっている。特徴として、これまでの実習で得てきた実践力等について、より具体的に実践できる力の完成度を高めていこうとする意識や方法等を示す表現が高まっていることが推察できる。

## 考察

### 1. 社会福祉士

ソーシャルワーク基礎実習及びソーシャルワーク実習においては、セルフアセスメントの合計の平均値及び項目毎の平均値ともに上昇しており、実習を経験していく上で「実習に臨むための基本姿勢と自己理解」について、着実にその全般的な面において向上しているということが推察できる。

また、コンピテンステストⅠⅡの平均値と実習後のセルフアセスメントにおける「基本学習スキル」との間に相関が見られることから、テストの実施が実習にかかる学習等の向上を促しているということを推察することができる。

さらに、セルフアセスメントにおける実習前後の自身のストレングスに関する記述の分析からは、SW基礎実習の実施後の段階では特徴として「実行する力」の向上を示す表現が高まり、その後のSW実習後において「取り組む姿勢」の向上を示す表現が高まっていることから、実習の実施が段階的にそれらの向上を喚起しているということが推察できる。

### 2. 精神保健福祉士

ソーシャルワーク基礎実習及び精神保健福祉援助実習第一段階、精神保健福祉援助実習第二段階においては、セルフアセスメントの合計値の平均値及び項目毎の平均値における「対人関係」「社会スキル」における上昇が顕著であり、実習の経験が特にそれらの面での向上を促しているということが推察できる。また、コンピテンステストⅠⅡの平均値と実習後のセルフアセスメントにおける「生活習慣・身だしなみ」との間に相関が見られることから、テストの実施が実習にかかる生活習慣等の向上を促しているということを推察することができる。

さらに、セルフアセスメントにおける実習前後の自身のストレングスに関する記述の分析からは、SW基礎実習の実施後の段階では特徴として「取り組む姿勢」の向上を示す表現が高まり、その後の第一段階実習の実習後において「実践的な力」の向上を示す表現、そして第二段階の実習後においてはそれらの「実践的な力」をより具体的に実践できる力の完成度を高めていこうとする意識や方法等を示す表現が高まっていることから、実習の実施が段階的にそれらの向上を喚起し、定着させていこうとする意識の萌芽がみられているということが推察できる。

## 結論

本研究では、福祉実習コンピテンスとしてのコンピテンステストやセルフアセスメントが実習の前後においてどのように学生に影響を及ぼしているのかに焦点をあてて分析を試みてきた。セルフアセスメントの分析においては、特に基本姿勢や自己理解、社会スキルといった実習に臨む姿勢の向上が図られているということが、そしてコンピテンステストの分析においては、学習スキルや生活習慣の向上といった実習前に必要な知識の習得の促進が図られているという傾向の一端が垣間見られた。従って、こうした点から研究の目的としていた、ソーシャルワーク実習及び精神保健福祉援助実習におけるセルフアセスメントおよびコンピテンステスト結果との関連性の一端を見出すことはできたと考えることができる。ただこの点に関する具体的なスキルや知識等の内容については十分に明らかにできてはいない。今後実施予定の同対象学生に対する調査(質問紙調査「実習コンピテンスに関するアンケート調査」及びインタビュー調査「福祉実習コンピテンスに関するフォーカス・グループ・インタビュー」)において、よりその実態や考察を深めていくこととしたい。

## 文献

- 阿部好恵(2014): 社会福祉士教育における実習前評価システムの取り組み, 帯広大谷短期大学紀要 **51**, 27-34.
- 北海道ブロック実習評価システム検討小委員会(2015): 実習コンピテンス・アセスメント(2015年度版).
- 池田雅子(2005): 社会福祉実習教育における学生の自己コンピテンス・アセスメントの活用について. 北星論集(社) **42**, 49-56.
- 加藤恭子(2011): 日米におけるコンピテンス概念の生成と混乱. 産業経営プロジェクト報告書 **34-2**, 1-23.
- 社団法人日本社会福祉士養成校協会(2003): 平成14年度社会福祉士専門職教育における現場実習教育に関する研究報告書.
- 社団法人日本社会福祉士養成校協会(2004): 平成15年度社会福祉士専門職教育における現場実習教育に関する研究報告書.



## Results and Issues of a Program to Assess Students' Competency for Social Work Field Placement: Analysis of Relevance between Results of Self-Assessment Test and Competency Test for Field Placement of Social Workers and Psychiatric Social Workers

Masahiro MIZUSHIMA<sup>\*1</sup>, Soonam KANG<sup>\*1</sup>, Akiko NISHIMURA<sup>\*2</sup>, Tadashi AOKI<sup>\*2</sup>,  
Keiko TANIGUCHI<sup>\*3</sup>, Sayaka BABA<sup>\*4</sup> and Kaoru FUJISHIMA<sup>\*1</sup>

\*1 School of Social Welfare, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Ikebukuro Campus)  
4-23-1 Higashiikebukuro, Toshima-ku, Tokyo 170-8426, Japan

\*2 School of Childcare and Early Childhood Education, Tokyo University and  
Graduate School of Social Welfare (Ikebukuro Campus)  
4-23-1 Higashiikebukuro, Toshima-ku, Tokyo 170-8426, Japan

\*3 School of Psychology, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Oji Campus)  
2-1-11 Horifune, Kita-ku, Tokyo 114-0014, Japan

\*4 Professional Support Office, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Ikebukuro Campus)  
2-14-2 Higashiikebukuro, Toshima-ku, Tokyo 170-0022, Japan

**Abstract :** The purpose of this study is to clarify the effects for the students by completing competency tests and self-assessment sheets. Especially in this study, we analyzed the difference of scores, the relationship among testing items, and the changes of strength recognition between before and after their field placement learning. In the analysis of self-assessment sheets, we found out that there is a tendency to improve the attitude toward practical training such as basic manner, self-awareness, and social skills. In the analysis of competency test, there is a tendency to promote the acquisition of necessary knowledge before practical training such as learning skills and lifestyle. In conclusion, present study has demonstrated that there is a part of the specific relevance in conducting self-assessment sheet and competency test.  
(Reprint request should be sent to Masahiro Mizushima)

**Key words :** Competency, Competency tests, Self-assessment, Strength



## 大学院研究指導と社会的課題解決型事業との連携のあり方 — 大学院教育社会学特論における取り組みを中心に —

小野智一

東京福祉大学 保育児童学部・大学院教育学研究科 (伊勢崎キャンパス)  
〒372-8831 群馬県伊勢崎市山王町2020-1

(2020年11月30日受付、2021年2月25日受理)

抄録：本研究は社会的課題解決と大学院研究指導との接続点を探索する試みであるとともに、「ソーシャルビジネス」などに代表される社会的課題解決型事業に参加することにより、臨床的データの集積を目指したものである。本報告の意義は、社会的課題解決型事業団体と教育研究の相利共生的な関係構築のための事例提供にある。また、大学院生と事業立ち上げ間もない外部専門家とのコミュニケーションのもたらす相互に対する教育効果についても有益な示唆が得られたことを報告する。大学院生にもたらされた主たるメリットとしては、教育研究者としての社会貢献手段の多角化への示唆が得られたことにある。一方、社会的課題解決型事業団体にもたらされた主たるメリットとしては大学院生との交流を通して教育啓発団体としての責任意識の涵養などスタッフディベロップメントにつながったことである。

(別刷請求先：小野智一)

キーワード：教育社会学, 大学院研究指導, 社会的課題解決, ソーシャルビジネス

### 問題の所在 (緒言)

社会的課題への向き合い方について、教育においては認知の対象ととらえる見方をはじめ、課題解決の過程への参加をとおした意欲態度の形成や実践的スキルを学ぶ見方まで様々な教育的意義を見出している。大学院研究指導において社会的課題解決との接点を求めようとしても、弾力的なカリキュラムマネジメントについても一定の制約がある状況の中では、課題背景についての調査研究や現状認識に基づいた政策提言といった場面を切り取る形での関わりを求めざるを得ない。ほかにも社会的課題との接続点を学校外の組織・人材に求めることも教育現場にとって依然ハードルは高いと思われる。

今回の研究は社会的課題解決と大学院研究指導との接続点を探索する試みであるとともに、「ソーシャルビジネス (以下、SB)」などに代表される社会的課題解決型事業についてアクションリサーチ的に取り組むことにより、臨床的データの集積を目指している。やや遠大な視点ではあるが例えば、「0から事業を立ち上げ、創業期にあたる時期から学生に参画機会を設定し、事業に関わりを得たことから得られた学び」のような有益な実践研究仮説についての知見を得るための仮説探索的研究としての意味合いもある<sup>1)</sup>。

### 研究対象および方法について (事例)

#### (1) 社会的課題解決型事業について

本研究における社会的課題解決型事業とは、NPO法人に代表されるような社会的課題の解決を目的として事業を行う組織体によって運営される事業のことである。

社会的課題解決を目的とする事業を総称する言葉として代表的なものはSBがあり、2008年の経済産業省による「ソーシャルビジネス研究会」報告書公表をはじめ日本において定着してきている。ここでのSBは2006年ノーベル平和賞受賞者でありマイクロ・クレジットによる貧困対策の実践・創始者であったグラミン銀行頭取ムハマド・ユヌスの提起する概念をベースにしつつ、事業性や革新性を独自の定義として含めたものであった<sup>2)</sup>。

一方、地域の社会的課題を解決する事業を表す概念として「コミュニティビジネス (以下、CB)」がある。こちらも解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすることという点ではSBと共通する概念である。経済産業省による定義では主な事業対象地域が国内地域に限定されることや事業性・革新性が必ずしも高くないことから、同義としてとらえていない。SBの方が地域的な制約を受けずかつ、事業性・革新性を備えたCBを包括できる概念として適用できることから以降SBを政策用語として採用している。

本研究でかかわった事業はSBともCBとも規定しうるが、双方を包含する意味で社会的課題解決型事業と定義することとした。これは後述する今回かかわった組織体が、普遍的な社会的課題を目的としており、CBの平均的パフォーマンスにとどまらない革新性を求められる事業であること、加えて教育・研究活動の対象として取り上げる際にはSBの要素を取り入れつつ探索的にカリキュラムを構成してきたことから、上述の立場をとることとした。

## (2) 方法—社会的課題解決型事業と大学院研究指導との関わりをどう構築し評価するか—

### ①対象事業法人および法人構成員について

本研究で関わる事業法人は、現在NPO法人として関東A県より認証を受けた特定非営利活動法人Bである。特定非営利活動の種類としては(1)子どもの健全育成を図る活動、(2)社会教育の推進を図る活動としている。事業内容としては、①いじめに関する相談の対応と支援、②野外活動をおとした子どもの健全育成及び指導者養成、③いじめ問題に関する研究及び情報収集、④子どもの発育相談及び教育助言、⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業としている。

以上のように、B団体は解決すべき社会的課題として「いじめ問題」を取り上げ、啓発活動を事業の中心に取り組む団体である。現時点までの事業の具体的な形態としては、啓発活動としての教育研究活動の成果を発表する「研究大会」、子どもの自立心を養うキャンプなどの野外活動を企画実施してきている。

NPO法人化以前は任意団体として2015年より活動を開始した。当初は学生の参加と指導教員による研究団体として活動していたが、大学卒業後も活動を継続する意思から法人化を検討し、現在の団体に至った。NPO法人化後には初期から活動に参加していた学生から理事として活動を継続するケースもみられた。

### ②学習者について

関東C県にある私立D大学に設置されている大学院教育学研究科教育学専攻修士課程に所属する大学院生である。

### ③カリキュラム上の位置づけについて

大学院における開設科目、「教育社会学特論」において、授業内研究活動に取り組み、B団体の事業を紹介し、事業の一つである教育・研究活動へ参加した。

シラバス上の位置づけについては以下のようなものである。

春期開講の「教育社会学特論」については全15回中4回を、初学者を想定した先行研究講読を主たる学習内容とし、社会学および教育社会学の古典および近年のトピックを取り上げている。そして最終回のまとめを除いて10回を

「教育社会学における調査研究の在り方」として、質的調査研究法を中心に各種調査手法の解説とデータの取扱いについて解説しつつ、授業内研究テーマを設定し調査活動に取り組む内容としている。

また、2020年度までは秋期に「教育社会学演習」が開講されており、B団体の研究大会発表に参加の年度は、この科目内でも一部研究の取りまとめの時間を設定することとなった。ちなみに秋期開講の「教育社会学演習」については院生自身の研究テーマについて教育社会学の観点からの先行研究の分析を軸としており、春期授業との連携など履修条件は特段設定していない。しかしながらB団体の研究大会が秋期期間中の開催予定となっていることから、シラバス内で4回設定されている「各受講者の研究の進捗状況の発表」の時間を春期に調査した成果の取りまとめの時間として成果報告作成を授業内で取り組ませることとした。これは外部研究会の参加・研究発表に位置付けられる活動の準備にあたり、大学院生の研究活動及び業績として位置づけられる活動であるとともに、調査内容、方法ともに教育社会学的手法を採用させていることから、受講生自身の現在の研究活動の進捗を報告するものとして、シラバスと齟齬がない内容と判断される活動といえる。よって、秋期「教育社会学演習」のみの受講生については、上述の内容を前倒しして実施し、春期からの受講生の研究の進捗報告をもとに授業内で議論するように調整することとした。

## 取り組みの経過について

### (1) 対象事業法人の活動経過

#### ①団体の活動開始からNPO法人化以前まで

前述のとおり「いじめ問題」に関する啓発活動としての教育研究活動の成果を発表する「研究大会」を主催する。報告者には現職学校教諭、塾講師、保護者、学生などが担当してきた。2年に1度の開催でこれまで2回開催してきた。聴衆・大会参加者については大会実施地域を中心に地域広報から情報を得て参加する場合と授業で紹介した学生の参加が中心である。ほか、野外活動の事業については2回実施されているが、子どもの参加者数は延べ3人の小規模事業にとどまっている。

事業収益は定額の会費なしの寄付によって運営されている。収益面でみればマイナスの状況であった。補助金等公的機関からの支援は受けずに運営されていた。

また、後述するが、この間、3名の大学院生を期限付きの幹事(B団体の役員名で理事相当のポジションより下位に位置する。事業の運営に携わる役職で議決権は持たない)として参加している。

## ②NPO法人化後の活動経過

法人化以前にB団体の事業に見られなかった、社会的使命遂行に必要な収益事業を構想する動きがみられ、法人化と同時に教育助言事業として設置準備を開始した。2019年5月登記完了に伴いNPO法人としてのB団体が成立する。法人化初年度は野外活動の事業においても多くの利用者を集め収益構造に改善の兆しが見られた。しかしながら、翌2020年度はCOVID-19の影響により研究大会をはじめとする事業の中止を決定している状況にある。

## (2) 大学院授業「教育社会学特論・教育社会学演習」における取組の経過

次に大学院における教育社会学特論・教育社会学演習における取組の経過について、B団体との関わりを設けた2016年度から2019年度の取り組みの経過を述べる。

教育社会学特論・教育社会学演習においては、研究方法の実践の場と位置付け、授業内研究テーマを設定し研究活動に取り組んだ。春期開講の教育社会学特論においてテーマ設定および調査活動を実践し、秋期の教育社会学演習において調査データの取りまとめを行い、B団体主催の研究大会にて成果発表を行うことを基本とした活動を想定し、シラバス上の学習内容との整合性を図る措置をとった。

2016年度の実践は春期受講大学院生が1名(当該院生を以下Eと称す)であった。教育社会学領域におけるテーマ設定・調査方法の検討、調査の実施まで春期授業において実施した。秋期開講の教育社会学演習についてはEに加え受講生が1名(当該院生を以下Fと称す)増加することとなったが、春期授業のデータの取りまとめに参加させた。この新規受講生へはデータの取りまとめが秋期授業のうち2回分のみ割り当てる措置を取り、この取り組み部分はシラバスで位置付けがあるデータ処理演習として取り扱い先行実施する旨を提案し、同意を得たうえでデータ処理の実践について学ばせることとした。Eについてはデータ処理をさせ、その間、Fについてはデータの根拠となった質問紙等調査方法についての補足講義を組み込むという形で対応することとした。このため、B団体主催の研究大会ではEの単独発表という形で参加させることとした。ほか、自由研究発表者がシンポジウム登壇者となるシステムであったためEはシンポジストとしても登壇し、フロアとの意見交換に臨んだ。

この間、B団体との関わりとしては、Eは開催された役員会に同行している。教育機会としては、教育分野のSBに取り組む人的資源の実態について一事例を見聞する程度のささやかな機会であったが、学校教育以外の人材による教育支援についての取り組みがあることについてEの関心

は高まったようである。この年のEは在学期間のみ特別な会員としてB団体の会議に参加することもあった。

2017年度は教育社会学特論・教育社会学演習の開講はなかった。

2018年度の実践は3名の受講生による研究プロジェクトを設定し2016年と同様、B団体の主催する研究大会での発表を行った。この年の受講生のうち1名(当該院生を以下Gと称す)は、修士論文テーマとしていじめ問題を取り上げている。この大学院生はB団体を調査対象に含めた研究計画を立て調査を進める必要があったことから、B団体の定期的な会合(役員会・理事会に相当する会議)に参与観察する機会を持った。また、秋期授業より新規に1名の受講生を迎えることになり、2016年度と同様に春期授業における研究実践を事例として教育社会学研究の進め方について補完講義を進めることとなった。Gを含めた春期授業より参加した受講生3名は共同発表者としてB団体の主催する研究大会に参加した。また、前回同様の形式で実施されたシンポジウムにおいては、Gがシンポジストを務めた。

前述のB団体幹事に就任した3名の大学院生は、2016年度のEと2019年度の修士論文執筆者のGの計2名である。残りの1名は関東H県の国立I大学大学院所属の博士課程大学院生であり、2016年度の第1回の研究大会参加を機に2年間籍を置いた。

## 考察

本報告の事例科目は「教育社会学特論」であるが、「教育社会学」の定義は次の二通りの解釈をすることができる。一つは、教育について「社会学」という方法論を用いて研究するという狭義の教育社会学であり、もう一つは、社会の中における教育という対象を学問的に研究するという広義の教育社会学である。

本報告の事例は狭義にとらえれば、研究方法の実践を教育臨床の場に求めていく取り組みといえる。それとともに広義での教育社会学の学びをも実現できたものとする。本報告の意義は、社会的課題解決型事業団体と教育研究の有機的な接続をいかに構築するのか臨床的データの蓄積にある。また、大学院生と事業立ち上げ間もない外部専門家とのコミュニケーションのもたらす相互に対する教育効果についても有益な示唆が得られた。

大学院生にもたらされたメリットとしては、(1) 調査研究の実践を研究業績として結実させるための一連の手続きを経験できたこと、(2) 研究フィールドの開拓に寄与したこと、(3) 教育研究者としての社会貢献手段の多角化への

示唆が得られたことにあった。(1)については研究者としての基本となる成果の還元を経験できたことでこれから研究生活を送るうえでの基盤形成の一助となったであろう。(2)については、B団体を調査対象とした修士論文の完成を見たことで達成された。そして(3)については研究者としての社会的使命の自覚が促された。本事例の期間内に2名の大学院生が期限つきながらB団体の幹事を務めその職責を果たした。

一方、社会的課題解決型事業団体にもたらされたメリットとしては(a)大学院生との交流を通してスタッフの事業的側面でのコミュニケーションチャンネルが拡張されたこと、(b)大学院生による研究成果を受け入れることで、教育啓発団体としての責任意識の涵養につながったこと、(c)新規人的資源の開拓が挙げられる。(a)についてはB団体のスタッフ構成の大半が大学在学中、または、大学卒業後教職等社会人として働き始めて数年以内の若いスタッフであり、団体の事業の面から人脈を構築する手立てに制約のある状況であった。大学生活または本務の傍ら事業の拡充を図るための人的交流について、B団体としては事業を立ち上げたばかりであったこともあり非常に脆弱であった。外部人材との交流によって、事業に参加する魅力を再確認したスタッフも見られ、スタッフディベロップメント(以下、SD)という観点からも寄与が大きかったと言えよう。(b)については、これまで自前で開発した教育コンテンツの普及が事業計画の軸であったが、大学院生の研究成果などを発表する研究大会事業を新たに立ち上げることを機に、啓発活動を事業として遂行する責任意識がスタッフに芽生えた。この点もSDとしての寄与が大きかったと考える。(c)については、B団体設立当初の課題に関連している。B団体は当初、発起人の友人知人が主体となっていた事情から41名で発足したが翌年にはアクティブなスタッフが13名まで縮減していた。本務をもったスタッフは事業の理念には賛同しているものの、事業運営に携わるレベルでの参加意欲が乏しい状況にあったといえる。今回の大学院生との人的交流により、友人・知人としての繋がりだけで存在していた組織が、共通の利益の実現を目指す組織としてスタッフの在り方について見直すきっかけを得たと考えられる。B団体はこれを機に理念の賛同者を掘り起こす活動に注力することになるが、大学院生が幹事として参加したことは、新規人材をB団体に迎入れるにあたり原動力を生んだと考えられる。この時期に参加したスタッフの中には法人会後も登記対象の役員として活動に参加する者もでた。

## 結論

本報告は「0から事業を立ち上げ、創業期にあたる時期から学生に参画機会を設定し、事業に関わりを得たことから得られた学び」のような有益な実践研究仮説についての知見を得るための仮説探索的研究としての意味合いをもたせつつ実践を進めている。

最後に本報告事例における授業担当教員の役割および指導内容について若干の補足をする。まず、協力を仰いだB団体については、筆者自身もこの団体に役員参加して団体の活動支援をしていたことを注記する。これは、社会学における研究方法論の実践の場を求め、そこで得た経験を院生にフィードバックしようとする教材研究としての先行実践として取り組んでいた。そして、B団体における活動の経験を通して、社会的課題解決型事業に取り組む小規模事業体のもつ課題に気付き、その解決の糸口を見出すべく立ち上げたのが院生との双利共生的関係構築の試みである。また、一方で大学院における主研究指導教員以外の教員が担当する科目について、院生が学習の場として割ける時間的・労力的リソースには限界があり、優先度も低い傾向があることを課題としてあり、院生に資する授業の形を模索する中で試行し始めたのが本報告事例の実践である。端的に言えば院生に研究者としての業績形成の場を作りたいという願いから試みたという側面がある。以上のような経緯で、最大の難点である外部協力者とのマッチングについて、ほぼ教員が要求する形で団体と院生との双方の折り合いをつける状況を構築した。今後、理論の一般化を目指す中で、本報告における実践は多分に特殊であり、教育活動としての質的保障や、現実社会の課題と院生が直面することによるリスクのコントロールなど、本事例では検証にいたらなかった事項は山積している。

今回は事例提供にとどめるが、今後可能な限り検証を重ね大学院教育および社会的課題解決への新たな大学貢献のかたちを見出すべく研究を継続する所存である。

## 付記

本稿にて取り上げた団体、個人については、個人情報保護の観点から、文中では「A団体」等の記号で置き換えしている。また、研究上使用したデータに関する収集・保管については、研究倫理基準に準じて遂行していることを付記する。

注

- 1) 学外事業と学習との有機的接続を探究する事例としては、市村ら(2014)による、ボランティア体験等の学外活動参加をとおして社会的課題解決の活動意欲に繋げる実践がある。利用者の満足度調査による運営管理者側の意識変革アプローチを転換して管理運営側の社会的課題解決への意欲を引き出すことで意識変革につなげようとする視点は、本研究の狙う社会的課題解決型事業団体と教育研究の相利共生的な関係構築のニュアンスに近似しており示唆に富む。また、筆者は教員養成課程における関係構築のあり方についても並行して取り組んでおり、経過については小野(2020)を参照。
- 2) SBを展開する事業者の中心はNPO法人が占めており、経済産業省(2008)においては46.7%と約半数を占めるとされる。また、竹内(2015)による(株)帝国データバンクの企業データベースに登録されている法人対象調査では、NPO法人(1401社回収)の75.1%がSBに取り組んでいると回答している。また、売上高といった事業性の観点からは補助金なしの黒字法人が25.0%にと

どまっているなど官民両面での支援策の必要性が指摘されている。本研究の試みはリソースに不安があるSB事業者への人的資源確保の側面からもアプローチしている。

文献

- 市村恒士・小松亜紀子・金岡省吾(2014)：自然体験施設のボランティア活動による意識変化の社会的課題解決の活動意欲への影響。ランドスケープ研究 **77-5**, 659-662.
- 経済産業省(2008)：ソーシャルビジネス研究会報告書。1-43.
- 小野智一(2020)：社会的課題解決型事業への参加体験の教育的意義について一教職課程公民科指導法における取組を中心に一。日本社会科教育学会全国大会発表論文集。第16号第70回研究大会, 194-195.
- 竹内英二(2015)：わが国ソーシャルビジネスの「社会性」と「事業性」。日本政策金融公庫論集 **27**, 1-19.

## How Graduate Research Guidance should be Linked to Social Problem-solving Projects: Focusing on the Sociology of Education

Tomokazu ONO

School of Childcare and Early Childhood Education,  
Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Isesaki Campus)  
2020-1 San'o-cho, Isesaki-city, Gunma 372-0831, Japan

**Abstract :** This study is an attempt to explore the connection between social problem-solving and graduate school research instruction, as well as to accumulate clinical data through participation in social problem-solving businesses, such as "Social Business". The significance of this report is to provide a case study for the construction of a symbiotic relationship between social problem-solving business organizations and educational research. It is also important to note that there were some useful suggestions about the mutual educational effects of communication between graduate students and external experts who are new to business. The main benefit to the graduate students was the suggestion to diversify their means of contribution to society as an educational researcher. On the other hand, the main benefit to the social problem-solving organizations was the development of their staff through the interaction with the graduate students, such as the cultivation of a sense of responsibility as an educational enlightenment organization.

(Reprint request should be sent to Tomokazu Ono)

**Key words :** Sociology of education, Graduate research guidance, Social problem solving, Social business



## 自閉スペクトラム症者における感覚の特異性と強度行動障害との関連

村本浄司

東京福祉大学 社会福祉学部 (池袋キャンパス)  
〒171-0022 東京都豊島区南池袋3-13-16

(2020年11月30日受付、2021年2月25日受理)

抄録：本研究では、自閉スペクトラム症者が持つ感覚の特異性と強度行動障害との関連性について先行研究を概観することにより、行動障害へのアセスメントの中に感覚の特異性を含めた包括的な支援案について、今後の方向性を示すことを目的とした。自閉スペクトラム症者の多くは、感覚の特異性を持っており、そのことが不適応行動との相関を示しているため、感覚の特異性が強度行動障害に至る1つの要因になっている可能性を指摘した。強度行動障害への支援は、機能的アセスメントだけではなく、自閉スペクトラム症者の感覚に配慮した支援を行うことで、強度行動障害の改善に寄与する可能性が考えられる。

(別刷請求先：村本浄司)

キーワード：自閉スペクトラム症、強度行動障害、感覚の特異性、感覚プロフィール

## 問題と目的

知的障害を伴う自閉スペクトラム症者(以下、ASD者)の中には、強度行動障害と呼ばれる激しい行動を示している者が少なくない。強度行動障害とは、例えば自分の頭を激しく何度も叩いたり、自分の皮膚を引っ掻いて出血させる自傷行動や、他者に馬乗りになって何度も殴ってしまう等の他害行動、あるいは窓ガラスを拳で殴って割ったりテレビを投げて壊したりする破壊行動など、本人だけではなく周囲の人の日常生活に多大な悪影響を与える行動である(奥田, 2001)。これらの行動が影響し、本人だけではなく養育者や支援者が著しく支援困難に陥ってしまったり、家族の生活の質が著しく低下してしまったりする可能性がある。

強度行動障害に至る原因はさまざまであるが、井上(2019)は、その原因の1つにASD者の感覚の特異性を指摘している。感覚の特異性とは、感覚刺激への過反応や低反応のことであり(岩永, 2015a)、これまでの研究ではASD者の45-96%に感覚の問題が見られることが報告されている(Leekam et al., 2007; Ben-Sasson et al., 2009; Marco et al., 2011)。感覚の過反応とは、「感覚刺激に対して相応しくない情動や行動反応を起こす状態(p.18)」である。一方、感覚の低反応とは、例えば「触られても気づいていないように見えるなど反応(p.18)」がそれにあたる(岩永, 2014)。これらの感覚の問題はASDの診断においても重要な判断

基準となっており、2013年に刊行されたDSM-5の中で、「感覚刺激に対する過敏さまたは鈍感さ、または感覚的側面に対する並外れた興味(痛みや体温に無関心のように見える、特定の音や触感に逆の反応をする、対象を過度に嗅いだり触ったりする、光または動きを見ることに熱中する)(p.49)」という項目が追加されている(日本精神神経学会, 2014)。

これらの感覚特異性があるASD者では、感覚の問題が日常生活にかなりの影響を及ぼしている可能性が高く、行動問題に至っている要因の1つである可能性がある。辻井ら(2015)はASD者の感覚アセスメントツールである感覚プロフィール日本版(辻井ら, 2015)と、適応行動についての評価尺度であるVineland-II(日本版適応行動評価尺度)(辻井ら, 2014)の中の不適応行動項目との相関を調べたところ、正の相関が見られたことを報告している。

しかし、これまでの研究の中で感覚の特異性を抱えている者が不適応行動も抱える可能性は高いにもかかわらず、そこから行動障害に至ったことを報告した事例は少ない(井上・井上, 2015)。

そこで本研究は、ASD者が持つ感覚の特異性と強度行動障害との関連性について、先行研究を概観することにより、行動障害に対するアセスメントの中に感覚の特異性を含めた包括的な支援案の検討についての今後の方向性を示すことを目的とした。

## 強度行動障害の応用行動分析学によるメカニズム

強度行動障害とは、医学上の診断名ではなく、福祉行政上の用語である。この用語は飯田ら(1988)によって報告された調査研究から由来するものである。

これらの強度行動障害の発生メカニズムについては、これまでの応用行動分析学(以下、ABA: Applied Behavior Analysis)に基づく研究によって明らかにされてきている。

行動障害に至るメカニズムとして考え得る1つめは、コミュニケーション仮説である。これは、ASD者の診断基準の1つである対人的コミュニケーションの困難を要因としており、ASD者が行動問題を示すのは、行動問題自体がコミュニケーションの機能を有していることを示唆している(Carr & Durand, 1985)。すなわち、ASD者の多くは双方向のコミュニケーションを円滑に行うことに対して困難性を示しているため、自分の意思を他者に明確に伝えることが困難となる。特に、話しことばの遅れや無発語のASD者の場合には、他者との円滑なコミュニケーションがより阻害されやすいことになる。その結果、泣き叫び、自傷、あるいは他害などといった不適切な形態で行動が表面化しやすくなる。これらの積み重ねが、強度行動障害と呼ばれる二次的な障害を発生させると推測される。このようなコミュニケーション仮説は、行動障害を示すASD者に対するアセスメントを検討する際にカギとなる重要な考え方である。

例えば、Iwata et al. (1982)は、ASD児が示す行動問題について、4つの機能に分類するためのアセスメントである機能分析を提案している。この行動問題の4つの機能とは、「他者からの注目を得るために行っている」という注目獲得機能、「その人が欲しい物を要求したり、やりたい活動を要求したりするために行っている」という要求機能、「嫌な活動や苦手なことを避けたり嫌悪事態から逃れたりするために行っている」という逃避・回避の機能、さらには「本人が特定の感覚を得るため、あるいは特定の感覚を取り除くために行っている」という感覚機能に分類できるというものである。

さらにCarr & Durand (1985)は、これらの機能を分析することによって行動問題の機能を明らかにし、その機能と同じである適切な形態のコミュニケーション方法を指導することによって、相対的に行動問題の頻度を減らす機能的コミュニケーション訓練(Functional Communication Training: FCT)を考案し、その効果について明らかにしている。

現在では、行動問題の機能だけではなく、行動の生起に影響を与える環境要因も含めて、行動問題の要因を包括的

に明らかにする方法として、機能的アセスメントが開発・推奨されており(O'Neill et al., 2014)、我が国においても小中学校や福祉施設、福祉事業所、あるいは家庭や地域において行動問題を示している知的・発達障害児者に広く適用されている(例えば、村本・園山, 2008; 末永・小笠原, 2015)。

特に障害福祉の分野においては、強度行動障害を示しているASD者に対して、その行動問題がどのような機能を果たしているのかを機能的アセスメントによって明らかにし、そのアセスメント結果に基づいた支援の有効性が示されてきている(村本・園山, 2008; 村本・園山, 2010; 村本ら, 2010)。

福祉現場での実践では、例えば村本・園山(2008)は、他者への攻撃的行動や物壊しを示すASD者の行動問題の機能が、利用者が欲しい物への要求の機能や、施設環境の騒音からの逃避機能であると明らかにし、そのアセスメント結果に基づいて支援を行なった結果、ASD者の行動問題を減少に導いたことを報告した。さらに、冨田・村本(2013)は、つねり等の攻撃的行動や便をこねる等の不潔行動を示すASD者の行動問題の機能を明らかにし、施設内でアセスメントに基づいた包括的な支援を行うことにより行動問題の軽減を導くことを明らかにしている。

## 感覚の機能と行動障害との関連

行動問題に対する機能的アセスメントの中核は、行動問題の機能について明らかにすることであるが、行動が感覚の機能を有する場合においても、応用行動分析学に基づく理論によって説明可能である。注目や要求、あるいは逃避・回避の機能のような他者とのコミュニケーションによって強化される社会的強化ではなく、他者との関わりなしに本人自身が生み出す感覚によって強化されるため自動強化とも呼ばれる。行動分析的視点に基づく感覚の機能には以下の2つのメカニズムによって説明される。

1つ目は、本人が行動を行った結果、その人自身が何らかの感覚を獲得することによって自動的に強化される「正の自動強化」によるものである。これは例えば自慰行為などの快刺激を獲得したり、身体を叩くことで快感を得られるなどによりその行動が強化されるものである。

2つ目は、本人が行動を行った結果、不快な感覚が取り除かれることによって強化される「負の自動強化」によるものである。例えば、「歯痛を感じたとき、自身の頬を叩くと歯痛が治まる」、「蚊に刺された箇所を掻くことでかゆみを取り除かれる」などで説明することができる。

これまでの機能的アセスメントでは、本人が自動強化により維持されている行動問題については記載する事項はあ

るものの、ASD者本人の感覚の特異性を考慮に入れた詳細なアセスメントについては実施されてこなかった。しかし、DSM-5においてもASDの診断基準に感覚特性が示されたように、ASD者の多くが感覚に少なからず何らかの特異性を抱えていると考えられており、ASD者が持つ感覚特性と不適応行動との関連性も指摘されているため、行動問題への機能的アセスメントだけではなく、ASD者が持つ感覚の特異性に対するアセスメントの実施が必要であると考えられる。

もう1つの、ASD者の行動障害のメカニズムとして、レスポネント条件付けの視点から述べることができる。レスポネント条件付けは、無条件刺激と中性刺激が同時提示されることで、それまで中性刺激だったものが条件刺激となり、条件刺激を提示しただけで条件反応を誘発するようになるというメカニズムである。また、ASD者は不安障害を併発しやすいと言われているため(Levy et al., 2009)、ASD者は感覚刺激に対して無条件反応が誘発されやすく、レスポネント条件付けが起こりやすいと言える。

### ASD者の感覚特性

ASD者の中で感覚の特異性を持つ人の割合についての研究は、これまでいくつか報告されているが、それぞれの報告で割合が異なっており、依然として一致した見解が得られていない(岩永, 2015a)。しかし、ASD者の多くが、自身が持つ感覚の特異性が原因で、生活上さまざまな場面において、何らかの不自由さを感じている可能性は高い。さらに、ASD者それぞれにおいても感じ方は一様では無いため、それぞれのASD者にどのような感覚的特徴があるかをアセスメントする必要がある。

これまで開発されている感覚の特異性に関する主なアセスメントツールとして、感覚プロファイル(Dunn, 1999)を挙げることができる。この感覚プロファイルは日本でも2015年に標準化・出版されている。また、感覚プロファイル以外にも、0～3歳までが対象の乳幼児版感覚プロファイル(Infant & Toddler Sensory Profile: ITSP)と、11歳以上対象で自己評定式の青年・成人版感覚プロファイル(Adolescent & Adult Sensory Profile: AASP)があり、全部で3つのバージョンが存在している。

この中でも特に適用年齢が幅広く、汎用性が高いものが、感覚プロファイル日本版(Sensory Profile: SP)(辻井ら, 2015)である。これは元々対象児者の保護者などによる他者評定式で、原版は3～10歳を対象として開発されたが、日本版ではより年長の評価対象者に対しても他者評定が可能となるよう、0～82歳まで適用年齢を広げて標準化をし

	受け身の反応	積極的な反応
高閾値	<b>低登録</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>無関心</li> <li>物憂げな態度</li> <li>無気力</li> </ul>	<b>感覚探求</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>活発</li> <li>落ち着きがない</li> <li>興奮しやすい</li> </ul>
低閾値	<b>感覚過敏</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>注意散漫</li> <li>多動</li> </ul>	<b>感覚回避</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>変化を嫌がる</li> <li>儀式的な生活</li> </ul>

Fig. 1. Dunn (2011)による4象限モデル

ている(萩原, 2016)。

Dunn (2011)は、感覚プロファイルを作成するに当たって、感覚刺激に対する反応に関する4象限モデルを示している(Fig.1参照)。このモデルでは、「感覚刺激への神経学的反応閾値(刺激への反応の起こりやすさ)」と「感覚刺激に対する反応のタイプ」の2つの軸に基づいて4つのパターンに分類している。

その4つのパターンとは「低登録」「感覚探求」「感覚過敏」「感覚回避」である。「低登録」とは、感覚刺激への反応閾値が高く受動的な反応のことである。「感覚探求」とは、反応閾値が高くその人が自発的に刺激を得ようとする反応のことである。「感覚過敏」とは、反応閾値が低く受動的な反応のことである。「感覚回避」とは、反応閾値が低く自発的に感覚を避けようとする反応のことである。その人の感覚は複合的であるため複数の感覚系にまたがって反応が現れることが多い(岩永, 2015b)。例えば、聴覚刺激と触覚刺激の反応が同時に現れることもある。

感覚プロファイルの実施方法は、評価者により実施される各項目の質問に対して、回答者がどれくらいの頻度で起こるのかを、5件法(「いつも(100%)」「しばしば(75%)」「ときどき(50%)」「まれに(25%)」「しない(0%)」で回答する。保護者が回答することが一般的であるが対象者のことをよく知っている教員や施設職員などの関係者でも回答可能である。回答結果を評価するためには、すべての質問に回答しなければならないことになっている。その評価方法は、Dunn (2011)による感覚の4象限モデルから導き出されるようになっており、「低登録」「感覚探求」「感覚過敏」「感覚回避」の程度がそれぞれ「非常に高い」「高い」「平均的」の3段階で評価される。

### 行動障害とASDにおける感覚の特異性との関連

ASD者に感覚の特異性があった場合、さまざまな生活の困難性を抱えることが考えられる。そのため、強度行動障

害を示しているASD者と、ASD者特有の感覚の問題との間には何らかの関連性があるのではないかと推測される。

これまで、ASD者が本来持っている感覚の特異性と強度行動障害との関連性について述べられている研究は少ない。しかし、感覚の特異性を持つASD者が行動障害を持つに至るメカニズムは、Dunnによる感覚の4象限モデルと関連づけて述べるができる。それは、「感覚を感じにくいため自ら感覚を獲得する行動を示す感覚探求に起因する行動」と、「感覚を感じやすい感覚過敏性を持つがゆえに、苦手な感覚を避けようとする行動を示す感覚回避に起因する行動」である。

まず、感覚探求に起因する行動とは、特定の感覚を感じにくいがゆえに自ら感覚を求め行動のことである。この感覚探求をASD者が抱えている場合に、多動で落ち着きがない行動を示す傾向がある。さらに、手をひらひらさせたり、体全体でくるくると回転したりするなどの常同行動を示すこともある。例えば、静かにしなければならない公共の場所において大声で叫び続けたり、何の脈絡もなく突然何度もジャンプを繰り返したりする等の行動として表出される。また、感覚探求が自傷行動に発展するケースも予想される。具体的には、自らの感覚を求めために壁に頭突きをしたり、出血させるほど自身の身体を掻いたりする行動として表出する。

もう一方の、感覚回避に起因する行動とは、特定の感覚を感じやすいがゆえに、その感覚が恐怖や不安の原因となってしまうっており、それらの感覚を前もって回避するための行動のことである。ASDの主症状である同一性の保持もこの感覚回避から説明することができる。すなわち、ASD者は苦手な刺激を避けるために決められたルーティンや儀式的な行動をとると思われる。感覚回避の具体的な形態としては、例えば「ASD者が行う特定の行動の順番が決められている」「物を決められた順番に配列する」「何度も同じ質問を繰り返す」等の行動によって示される。

さらに、ASD者は他者とのコミュニケーションを円滑に行うことが困難であるため、「自身の感覚の特異性」について他者にうまく伝えることが困難である。その結果、彼ら自身の生きづらさを周囲の人が理解することができずに、大声で泣き叫んだり、激しい頭叩きをするなどの行動障害に至ってしまう可能性も推測される。

しかし、これまでに強度行動障害への発生メカニズムを検討する上で、ASD者特有の感覚の問題について明確に検討した研究は少なく、それらの関連性を検討することは、それらの発生メカニズムのさらなる解明に少なからず貢献すると考えられる。

## ASDにおける感覚の特異性への支援の現状

### 1. 感覚支援に関する先行研究

これまでに報告されている感覚の特異性に対する支援方法として、リハビリテーションの分野においては感覚統合療法(Sensory Integration Therapy: SIT)と感覚に基づく介入(Sensory-Based Intervention: SBI)の2つに分けて説明されている(Case-Smith, 2015)。SITは、センソリールーム(sensory room)などの特別な部屋を使用し、その中で感覚的な遊びを実施し様々な環境へ適応することを目指すものである。また、SBIは、実際にASD者に対して、触覚刺激や前庭感覚刺激など固有の感覚を提供していくものである(Yunus et al., 2015)。

一方、ABAに基づく介入においても、感覚の特異性に基づく行動問題を示すASD者への介入が報告されている。ABAにおいては、感覚の機能を果たす行動問題に対する支援の前提として、機能的アセスメントを行うことが一般的である。その結果、その行動問題が感覚の機能を有していると明らかになった場合に、適切な支援法に関する行動支援計画を立案し、それに基づき支援を実施していく。

これまでに報告されている感覚機能を有する行動問題への支援法としては、ASD者が示す感覚の特異性に起因する問題に対して、その都度、支援案を検討し、家族や教員、施設職員などの関係者と協働して実行されてきている(例えば、藤井・井上, 2015; 井上・井上, 2015)。

藤井・井上(2015)は、自閉スペクトラム症のある女兒を持つ保護者への支援の事例について報告している。その中で、対象児の幼少期は、聴覚過敏性や感覚の問題の影響により、外出拒否や母親との分離不安などの症状が起こっており、状態が悪かった。その当時の感覚プロフィールでは、聴覚過敏、触覚過敏、視覚過敏、あるいは味覚過敏などの過敏性が頻出していた。支援者はそれらの症状に対して様々な支援や配慮を行っている。例えば、外出拒否に対しては、「どのような道順で行くのかを事前に説明する」「自家用車で行けるとこを増やした後に自転車で行く」「行けたルートには対象児に色を塗ってもらい褒めることで強化する」などした。また、登園に関しては、登園カレンダーを作らせ行きたい日に♡を描かせて、当日行くことができたなら○を描く、保育園にも協力を仰いだ。聴覚過敏への支援はヘッドフォンの使用や窓を閉めるなどの対応を行った。母子分離困難に対しては、母親がこれからやることを対象児に声かけし、約束を守るようにした。小学校に上がっても、担任の先生に協力を求め特別支援学級の環境調整を依頼した。その後、対象児は1人で登校できるようになり、母親の負担は軽減した。

また、井上・井上(2015)は、感覚過敏とこだわりを示した自閉症児1名に対して、小学校低学年から高校までを継続的に支援した事例について報告している。対象児は幼児期から様々な感覚過敏性を示しており、特に家電製品の音やインターホン、赤ちゃんの泣き声などの様々な生活音に対して敏感であった。同時に食事の献立や一日のスケジュールなどにこだわりを示していた。その後かんしゃくや不登校などの二次的障害が生じたが、ソーシャルストーリー(Gray et al., 2002)を活用したり、不登校に対しては担任教師と話し合うことで教室の構造化や教材を工夫するなどした。その後、中学校でも耐震工事が原因で不登校になったが、家庭生活において規則正しい生活ができていた。また、編み物教室などの楽しみのある活動への参加を通して、感覚過敏が目立たなくなってきたようであった。その後、高等特別支援学校への進学を自ら希望し、入学後は毎日欠席することなく学校生活が送れており、感覚過敏も目立たなくなっている。

## 2. 辻井ら(2015)による感覚プロフィールに基づく支援ストラテジー

ASD者における感覚プロフィールを実施し、そのアセスメント結果に基づいて、支援方略を導き出す方法である。この方法は、低登録、感覚探求、感覚過敏、感覚回避の象限別にでたカットスコア(平均的、高い、非常に高い)の結果に応じて、支援案を検討する。ただし、人それぞれ感覚の特異性は異なるため、感覚セクション(聴覚、視覚、前庭覚、触覚、複合感覚、口腔感覚)ごとに支援方略を検討しなければならない。さらに、入浴時や起床時、食事場面、遊び場面などの日常生活における様々な場面において支援案を検討する必要がある。そのため、それぞれの象限ごとに感覚セクションの支援を日常場面別に検討するとすると、膨大な支援案になってしまうことから、スコア合計が「平均的」や「高い」という結果よりも「非常に高い」という結果が出たセクションを優先して支援案を検討することが望ましいと考えられる。

支援案の例としては、もし支援対象者の低登録と聴覚がそれぞれ「非常に高い」という結果が出た場合には、入浴場面においては、「明るいBGMを流す」「入浴中に歌を歌う」などの支援を行う。また感覚回避と触覚がそれぞれ「非常に高い」という結果が出た対象者には、外出時には「混んでいる場所に行かせないようにする」「体にぴったりした服を着せる」などの支援が考えられる。

## 結論

ASDの多くが、感覚の特異性を持つと考えられており、そのことがASD者の日常生活に大いに影響している。さらに、感覚の特異性と強度行動障害との関連性も非常に高いと推測される。特に、ASD者が感覚の機能を有する行動問題を出している場合にはその関連性が疑われる。このことは、感覚プロフィールの高いスコアとVineland-IIの不応行動の得点との高い相関(辻井ら, 2015)からも明らかである。そのため、今後は強度行動障害を示すASD者が、感覚プロフィールの高スコア(非常に高い)を示すか否かを検討しなければならない。それらの結果を明らかにすることで、強度行動障害者を支援する前提として、感覚プロフィールの実施の必要性が高まり、感覚に基づいたストラテジーの重要性を明確にすることができる。

また、これまで実施されてきた強度行動障害者に対するアセスメントである機能的アセスメントのみならず、これらに感覚プロフィールも含めて包括的に実施することが求められるであろう。そうすることで、これまで機能的アセスメントにおける感覚の機能に配慮した支援の効果が高められるのではないかと考える。

さらに、行動障害がある人に対する支援計画である行動支援計画に、感覚に配慮した支援を盛り込むことも可能となるだろう。行動支援計画の中身としては、「行動問題が起こりにくい支援である予防的支援」、「代替行動や望ましい行動をASD者に教授する方法」、「代替行動や望ましい行動が起こった後の結果操作」、さらに「万が一行動問題が起こった時のための危機対応」に分けられる(O'Neill et al., 2014)。

もし、ASD者の行動問題が社会的コミュニケーションの困難性により生起していることを主として行動支援計画が立案され、ASD者の感覚に配慮した支援があまり取り入れられない場合には、支援計画の效果に影響を与えられ考えられる。感覚に配慮した支援を行動支援計画に取り入れることで、ASD者の行動障害の軽減に貢献し、将来的に彼らの自立と社会参加を促進する一助になると考えられる。

## 文献

- Ben-Sasson, A., Hen, L., Fluss, R., Cermak, S. A., Engel-Yeger, B., and Gal, E. (2009): A meta-analysis of sensory modulation symptoms in individuals with autism spectrum disorders. *Journal of Autism and Developmental Disorders* **39**(1), 1-11.
- Case-Smith, J., Weaver, L., and Fristad, M. (2015): A systematic review of sensory processing interventions

- for children with autism spectrum disorders. *Autism* **19**, 133-148.
- Carr, E. G., and Durand, V. M. (1985): Reducing behavior problems through functional communication training. *Journal of Applied Behavior Analysis* **18**(2), 111-126.
- Dunn, W. (1999): *Sensory profile: User's manual*. Psychological Corporation, San Antonio, TX.
- Dunn, W. (2011): *Best practice occupational therapy for children and families in community settings*. SLACK Incorporated, NJ.
- 藤井智枝・井上雅彦(2015): 感覚過敏が顕著な ASD 児に対する養育者への支援と幼児期からの症状推移(特集 自閉スペクトラム症と感覚の問題: その実態と対処法). *Asp heart: 広汎性発達障害の明日のために* **13**(3), 32-37.
- Gray, C., White, A. L., and McAndrew, S. (2002): *My social stories book*. Jessica Kingsley Publishers, London.
- 萩原 拓(2016): 感覚をアセスメントする. *臨床心理学* **16**(1), 65-68.
- 飯田雅子・岡野卓雄・富沢彰雄・松田鉄蔵・加藤邦彦・三島 卓・渡 逸博(1989): 強度行動障害児(者)の行動改善および処遇のあり方に関する研究(I). 1988年度キリン記念財団助成研究報告書, 1-70.
- 井上雅彦(2019): 「問題行動」の背景にある感覚・運動特性 —機能的アセスメントにもとづくアプローチ. *こころの科学* **207**, 49-52.
- 井上菜穂・井上雅彦(2015): 感覚の問題と行動障害との関係(特集 自閉スペクトラム症と感覚の問題: その実態と対処法). *Asp heart: 広汎性発達障害の明日のために* **13**(3), 26-30.
- Iwata, B. A., Dorsey, M. F., Slifer, K. J., Bauman, K. E., and Richman, G. S. (1982): Toward a functional analysis of self-injury. *Analysis and intervention in developmental disabilities* **2**(1), 3-20.
- 岩永竜一郎(2014): 自閉症スペクトラムの子どもの感覚・運動の問題への対処法. 東京書籍, 東京.
- 岩永竜一郎(2015a): 特集にあたって(特集 自閉スペクトラム症と感覚の問題 —その実態と対処法). *Asp heart: 広汎性発達障害の明日のために* **13**(3), 8-11.
- 岩永竜一郎(2015b): 自閉スペクトラム症の感覚処理の問題への支援. *発達障害研究* **37**, 334-341.
- Leekam, S. R., Nieto, C., Libby, S. J., Wing, L., and Gould, J. (2007): Describing the sensory abnormalities of children and adults with autism. *Journal of Autism and Developmental Disorders*, **37**(5), 894-910.
- Levy, S. E., Mandell, D. S., and Schultz, R. T. (2009): *Autism*. *Lancet*, **374**(9701), 1627-1638.
- Marco, E. J., Hinkley, L. B., Hill, S. S., and Nagarajan, S. S. (2011): Sensory processing in autism: a review of neurophysiologic findings. *Pediatric Research* **69**(8), 48-54.
- 村本浄司・園山繁樹(2008): 知的障害者入所更生施設における激しい行動問題を示す自閉症利用者に対する行動契約法を中核とした介入パッケージ. *福祉心理学研究* **5**(1), 12-24.
- 村本浄司・園山繁樹(2010): 知的障害者入所更生施設において多飲行動を示す自閉症者に対する PECS を用いた支援の効果. *特殊教育学研究* **48**(2), 111-122.
- 村本浄司・園山繁樹・大石公一・鈴木一男(2010): 攻撃的行動を示す自閉症青年に対する問題解決訓練の試み —トークンエコノミーとの併用によるその効果の検討—. *福祉心理学研究* **7**(1), 28-38.
- 日本精神神経学会(監修), 高橋三郎・大野裕(監訳)(2014): *DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル*. 医学書院, 東京.
- 奥田健次(2001): わが国における強度行動障害処遇の現状と課題. *特殊教育学研究* **39**(1), 31-37.
- O'Neill, R. E., Albin, R. W., Storey, K., Horner, R. H., and Sprague, J. R. (2014): *Functional assessment and program development for problem behavior: A practical handbook third edition*. Wadsworth Pub. Co., MO.
- 辻井正次・村上 隆(日本版監修), 黒田美保・伊藤大幸・萩原拓・染木史緒(日本版作成)(2014): 日本版 *Vineland- II 適応行動尺度マニュアル*. 日本文化科学社, 東京.
- 辻井正次(日本版監修)萩原 拓・岩永竜一郎・伊藤大幸・谷 伊織(日本版作成)(2015): 日本版感覚プロファイル. 日本文化科学社, 東京.
- 末永 統・小笠原恵(2015): 行動問題を示す知的障害児に対する Positive Behavior Support —支援計画の実行に係る要因に関する分析—. *特殊教育学研究* **52**(5), 391-400.
- 富田雅弘・村本浄司(2013): 入所施設における他害行動などの行動問題を示す自閉症利用者への包括的支援. *特殊教育学研究* **51**(3), 301-310.
- Yunus, F. W., Liu, K. P., Bissett, M., and Penkala, S. (2015): Sensory-based intervention for children with behavioral problems: a systematic review. *Journal of Autism and Developmental Disorders* **45**(11), 3565-3579.

## The Relationship between Sensory Specificity and Severe Behavior Problems in People with Autism Spectrum Disorder

Johji MURAMOTO

School of Social Welfare, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Ikebukuro Campus)  
3-13-16 Minami-Ikebukuro, Toshima-ku, Tokyo 171-0022, Japan

**Abstract :** The author reviewed the developmental mechanisms for severe behavior problems exhibited by individuals with autism spectrum disorder from the standpoint of applied behavioral analysis and examined their relevance to sensory specificity in autism spectrum disorder. Because many individuals with autism spectrum disorder have sensory specificity, which correlates with inappropriate behaviors, it was suggested that sensory specificity may be one of the factors leading to severe behavioral problems. In addition to functional assessment, we pointed out the possibility that support for the severe behavior problems of individuals with autism spectrum disorders may contribute to the improvement of the severe behavior problems they exhibit by providing support that takes into account their senses.

(Reprint request should be sent to Johji Muramoto)

**Key words :** Autism spectrum disorder, Severe behavior problems, Sensory specificity, Sensory profile





## 言語景観における「注意喚起の言葉」の研究 — 日本語教育への活用を目指して —

津坂朋宏

東京福祉大学 留学生日本語別科 (名古屋キャンパス)

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-16-29

(2020年11月28日受付、2021年2月25日受理)

抄録：本稿は、街中で目にする「注意喚起の言葉」にどのような表現が使用されているのかを調べ、日本語教育に活かすためにその結果と考察をまとめたものである。日本語学習者は、その地域に住む生活者の一人としてルールやマナーを守り、生活に必要な情報を得ていかなければならない。そういった情報を示すものに、看板や掲示物、ポスターなどに書かれた注意喚起の言葉がある。来日した学習者がその地域で暮らしていけるように、学習者が目にする注意喚起の言葉の実態を把握しておく必要がある。本研究では研究方法として、道路や駅、公園、商業施設などといった場所で見られる注意喚起の言葉を集め、Excelデータの表にまとめた。その結果として日本語教育に重要な項目を挙げ、加えて、注意喚起の言葉の分類を考察し、「命令・禁止」「丁寧・非丁寧」による指標を提案した。本研究を通して、学習者にとって教室内での学習と実生活との結びつきがより深められると考える。

(別刷請求先：津坂朋宏)

キーワード：注意喚起、言語景観、文型、留学生への日本語教育、命令、禁止

### 緒言

はじめに本稿の研究背景、先行研究、そして問題と目的を述べる。

#### 1. 研究背景

昨今、東京オリンピックを例にして海外旅行者への観光促進や、台風による洪水、地震といった災害被害、そして日本に住む日本語非母語話者の増加といったことを受けて、「言語景観」や「やさしい日本語」といったテーマの研究や地域活動が広まっている。特に「やさしい日本語」の目的は、外国人観光客や、日本に住む日本語非母語話者である「生活者としての外国人」(文化審議会国語分科会, 2018) に対して、日本人側から伝わりやすい日本語とは何かを考えることである。日本語非母語話者との対話や情報伝達が重要な場面として、観光、国内地域での生活、災害時などが挙げられるが、それぞれ日本語非母語話者の母語の違いや日本語能力といった要素、コミュニケーションの場面などは大きく異なっている。

筆者は、留学生として日本に来ている日本語学習者(以下、学習者)が学んでいる日本語で街中にある注意喚起の言葉が理解できるものなのか、現在彼らの身の周りにある注意喚起の言葉の把握と考察が必要だと考えている。また

「やさしい日本語」のように、日本人側からの歩み寄りが進められているが、学習者側からも「習っていない言葉で書かれているから理解できない」とするのではなく、すでに設置されている注意喚起の言葉が理解できるように努めなければならない。筆者のような日本語教育機関で働く中堅日本語教師も、その役割として学習者に授業を行なうだけでなく、学習者と社会を繋ぐことが求められている(文化審議会国語分科会, 2018)。教科書の日本語をただ教えるだけでなく、学習者が国内地域で生活するのに障害となる問題を見つけ、それを解決しなければならない。

#### 2. 先行研究

磯野(2020)は、街中で見られる看板や掲示物、ポスターなど、公的な物も商用の物も含めて書かれた文字言語を「言語景観」と定義し、一言語としての日本語や異文化コミュニケーションを学ぶための教材として用いている。音声と表記の関係、ひらがなやカタカナ、漢字、アルファベットなどの使用文字、フォントといった表記の仕方や、語彙の多様性、海外にある日本語の標識に見られる正用と誤用、読み手に書き手が意図するところを考えさせる例<sup>1)</sup>などをその項目として挙げている。今回の筆者の調査が、注意喚起の言葉に使われている文型や語彙を対象としているのに対して、磯野(2020)はより標識全体を対象としている。

また磯野(2013)は、その地域の社会的特徴や意識、問題点が表れている言語景観を日本語教育に取り入れる意義を述べている。筆者は主に名古屋市内で注意喚起の言葉を集めているが、そのなかでも地域的な特徴と見られるものが二点あった。一つは、公的な交通機関の注意喚起の言葉のなかにも方言の使用例(「いる」の尊敬表現としての「みえる」)があったことである。これはおそらく意図的なものではないが、ポスターなどでは名古屋弁が意図的に使用されているのを見かけることがある。もう一つは、2020年度日本語教育学会秋季大会交流ひろばで、筆者が本調査で集めた資料とクイズの紹介をした際、名古屋市内で見られる痴漢に対する注意喚起は東京では見られないものだという意見を頂いたことである。筆者の調査は、異なった地域ごとに見られる注意喚起の言葉の比較には至っていないが、磯野(2013)は、この地域ごとの社会的特徴を考察する必要性を述べている。

ほかに磯野(2015)は、海外にある日本語の言語景観と比較して、日本国内の言語景観には「字義通りの意味には解釈できない語用論的な特徴(p.36)」があることを述べている。この「語用論的な特徴」については、言語景観のうち「注意喚起の言葉」に焦点を当てている本稿でも「間接的に命令するもの」「間接的に禁止を伝えるもの」として考察する。

本田ら(2017)は、外国人の目から日本国内の公共サインがどのように見えるのかを述べており、特に日本では注意喚起の標識が多すぎる、内容と伝え方が難しすぎることをなどを指摘している。また、観光客も日本の生活者も、ともに英語話者の割合が少なく、地域性もあるが、英語や中国語といった特定の言語に翻訳するよりも「伝達効率という点では日本語が有効(p.31)」だと述べている。注意喚起の言葉が多すぎることで、逆に読み手が注意を払わなくなる懸念があることは筆者も同意するところである。しかし、書き手としては注意喚起の言葉を設置しているため、目にする標識が多くても、読み手はそれらを理解して、ルールを守らなければならない。日本語学習者にとってそれはさらに困難なことになるが、日本人と同様に地域の生活者として求められることである。筆者は日本語教師として、日本語学習者に注意喚起の言葉を理解するための、何かストラテジーとなるものを提案したいと考えている。「命令」と「禁止」という二つの指標を立てることで、日本語学習者に「することが求められているのか」「しないことが求められているのか」をまず判断することができるように指導することが有意義ではないかと考え、「注意喚起の文型の分類」の章で学習者に示す指標を提案する。

情報を発信する側の日本人に働きかける「やさしい日本語」についてまとめたものに、弘前大学人文社会科学部社会言語学研究所(2017, 2019, 代表:佐藤和之)がある。この

「やさしい日本語」の取り組みは、1995年の阪神・淡路大震災をきっかけに、2004年の新潟県中越地震、2011年の東日本大震災での日本語非母語話者への情報伝達が困難であったという経緯から進められたものである。「やさしい日本語」を、災害発生から72時間以内に命を守る情報を確実に伝える「カテゴリーⅠ」と、日ごろからの生活情報を伝える「カテゴリーⅡ」に分けて、日本人側がどのような点に留意して情報発信をすべきかをまとめている。

外国人観光客から日本への留学生、労働者などの日本の生活者まで、母語の違いや、日本語のレベル、話すことはできても読むことはできないなど、日本語非母語話者の状況は多様で一つに絞ることはできない。しかし、先行研究や調査からも、日本語非母語話者に対してどういった日本語を使うべきなのか、発信する日本人側からの歩み寄りに関心が高まっていることが分かる<sup>2)</sup>。

### 3. 問題と目的

筆者が所属する東京福祉大学名古屋キャンパス留学生日本語別科へ学びに来る学習者のほとんどが、彼らの母国の日本語教育機関で『みんなの日本語 初級Ⅰ』(スリーエーネットワーク, 2012。本稿では第2版を資料とする)を学習して来日している。この『みんなの日本語 初級Ⅰ』は日本語能力試験(以下、JLPT)のN5レベル相当の教科書である。筆者が所属する別科のクラスは、卒業までにN5レベルからN2ないしN3レベルまでの範囲を扱って授業を行っており、特別進学クラスでは日本留学試験(以下、EJU)対策やN1レベルも学習範囲に含まれていく。このように、筆者が授業を行なっている学習者が学ぶ日本語は、『みんなの日本語 初級Ⅰ』『みんなの日本語 初級Ⅱ』といったものに当たる基礎学習と、JLPTやEJUの試験対策が主なものとなっている。

しかし、学習者は学校生活だけでなく、地域の生活者として住居施設や商業施設、アルバイト先のルールを知っていかなければならないが、注意喚起に使われている表現が、学習者が学んでいる日本語で網羅されているとは限らない。日本語教師は学習者が目にする注意喚起の言葉を理解しておくべきであり、教室の学習と実生活を結びつけるために実際の注意喚起の言葉も授業内で活用すべきである。

先行研究に対する位置づけとして、本稿は日本語教師が教えている文型・語彙の視点から、実際に目にした注意喚起の言葉を一つずつ分析し、そして実際の教育現場で活用できるように、その分析したデータを公開するものである。学習者にとって注意喚起の言葉が、ただ街中にある風景としてではなく、理解できる言葉として興味が持てるものになれば、注意喚起の言葉がよい教材になると考えている。

## 研究対象と分析項目

「緒言」で述べた通り、本研究では学習者が国外・国内の日本語教育機関で学習する日本語と照らし合わせながら、国内の地域で見られる注意喚起の言葉を調査した。本研究では、国内の地域で目にする文字言語「言語景観」のうち、読み手に行動を促す「命令」や、行動を制限する「禁止」を呼び掛けているもの、そして情報を提示する「案内」を含めて「注意喚起の言葉」としている。研究方法として、注意喚起の言葉の写真を撮って集め、Excelデータ「注意喚起の文型データ」に入力して情報をまとめた。集めた注意喚起の言葉の写真や作成した「注意喚起の文型データ」は公開しており、本稿の「結論」でそのURLを記載している。また、同じく「結論」で紹介する「注意のクイズ」も、これらの写真を用いて作成したものである。

本研究で集めた注意喚起の言葉の例文は、主に次の(1)「場所・物」(2)「管轄」におけるものである。そして、集めた例文をそれぞれ場所や物、管轄のほか「禁止・厳禁」「禁煙」など近いもので分けていった結果、「ポケット」と名付けた(3)の項目が出来上がった。

### (1) 場所・物

駅、駅のホーム、エスカレーター、エレベーター、温泉・銭湯、改札機、階段、看板、商業施設、精算機、通路、電車内、トイレ、非常停止ボタン、防犯ブザー、ポスター、など

### (2) 管轄

警察署、国土交通省、JR東海、東海道新幹線、名古屋市交通局、名古屋鉄道、日本エレベーター協会、防犯協会、など

### (3) ポケット

1.1 駅のお願ひ、1.2 駅(ホーム)の注意、1.3 駅の案内・情報、1.4 駅構内の注意・禁止、2.1 電車内の注意、2.2 電車のマナー、3.1 エスカレーター・エレベーター、3.2 階段、3.3 改札機、3.4 券売機・精算機、3.5 取扱説明、3.6 ボタン・ブザー、4.1 禁止・厳禁、4.2 禁煙、5.1 警察・防犯、5.2 公園、5.3 施設注意、5.4 商用施設、5.5 トイレ、6. その他

例文を分析するうえで、文型と語彙は、安藤ら(2014)、スリーエーネットワーク(2012,2013)、友松ら(2010)を参考にしている。「注意喚起の文型データ」内で、例えば「JLPTのN3レベルに相当する文型・語彙」は「N3」と記し、「『みんなの日本語』の第14課で学ぶ文型・語彙」は「M14」と記している。

本研究では、次の(4)から(15)の分析項目を立てている。以下にその項目について説明する。

### (4) 補助情報

日本語の注意喚起の言葉以外に表示されている情報のこと。イラスト、ピクトグラム、ふりがな、翻訳語(英語、中国語、韓国語など。JRではタイ語、愛知県ではポルトガル語がある)、マーク、矢印、など

### (5) 危険度

1(案内)、2(説明・手順)、3(お願い)、4(注意)、5(禁止等)

### (6) 分類

その例文が「案内」「間接禁止」「間接命令」「直接禁止」「直接命令」のどれにあてはまるか入力した。改めて本稿「注意喚起の文型の分類」の章で考察する。

### (7) 写真資料

例文の写真資料ごとに付けた番号を入力した。資料内ではGoogleドライブに保存した写真のリンクを付けて、例文が使われている写真が確認できるようにした。

### (8) 文記号

同じ写真資料内で例文を識別するもの。

### (9) 中心の文型

述部で注意喚起の機能を持つ文型を入力した。

### (10) 述語(相当)・目的語

その例文で述語となっている語彙か、「～をお願いします」などで目的語となっている語彙を入力した。

### (11) JLPT・みん日

その例文で注意喚起の機能を持つ「中心の文型」もしくは「述語(相当)・目的語」のレベルを入力した。「みん日」は「みんなの日本語」の略である。

### (12) 文の種類

一語文、述語文(平叙文、命令文、疑問文)

### (13) 語彙

その例文で使われている語彙をすべて入力した。

### (14) 脇の文型

述部の「中心の文型」以外で、その例文に使われている文型をすべて入力した。

### (15) 助詞の類、品詞変化、副詞句等

お(動詞語幹)、および、からの、形容詞連用形、(場所)にて、(場所)には、(状況)は、(時)は、(ヲ格)は、(人)まで、など

(9)「中心の文型」と(14)「脇の文型」は、本研究で筆者が名付けたもので、一般的に使われているものではない。そのほかに主語の省略など気になったことや、同じ例文が使われているものは「備考」に入力した。例文はすべて筆者が主に愛知県名古屋市内で集めたものであり、数は2020年11月27日時点で406である。次の「写真1. 注意喚起の文型データ」はその一部である。

通し番号	項目	場所・物	管轄	補助情報	危険度	分類	写真資料	文記号	注意喚起の言葉	JLPT	みんな日	中心の文型	述語(相当)・目的語	文の種類	語彙	脇の文型	助詞の類, 品詞変化, 副詞句等	備考
1	駅のおねがい	駅, ホーム	名古屋鉄道	ピクトグラム	3(お願い)	直接命令	1.1.1 A		危険を感じたら迷わず押してください。	N5	M14	てください	押す	命令文	危険な(N3), 感じる(N3), 迷う(N3), 押す(M16)	たら<条件>(NAM25), ずに(N4)		
2	駅のおねがい	駅, ホーム	名古屋鉄道	ピクトグラム	3(お願い)	案内	1.1.1 B		名古屋鉄道からのおねがいです。			名詞述語文(丁寧体)	お願い	平叙文	名古屋鉄道, お願い(願うN3, お願いしますM11)		からの	省略: 主語
3	駅のおねがい	駅, ホーム	名古屋鉄道	ピクトグラム	1(案内)	案内	1.1.1 C		この駅のホーム上には非常通報ボタンがあります。	M10		(場所)にある	ある	平叙文	この(M2), 駅(M5), ホーム上(上M10), 非常通報ボタン(ボタンM16), ある(M10)		(場所)には	
4	駅のおねがい	駅, ホーム	名古屋鉄道	ピクトグラム	3(お願い)	直接命令	1.1.1 D		みなさまのご協力をお願いします。	M11		お願いします	協力	平叙文	みなさま(みんなM11), 協力(N3), 願う(N3), お願いしますM11			
5	駅のおねがい	駅, ホーム	JR東海	イラスト, 英語	3(お願い)	直接命令	1.1.2 A		キャリーバッグをご利用の際は周囲のお客様にご注意ください。	N4	M19	お~ください	注意する	命令文	キャリーバッグ, 利用(N3), 周囲, お客様(M36), 注意(注意するM37)	さい(に)(N3) (時)は		
6	駅のおねがい	駅, ホーム	JR東海	イラスト, 英語	5(禁止等)	直接禁止	1.1.2 A		駆け込み乗車はおやめください。	N4	M19	お~ください	やめる	命令文	駆け込み乗車(～込むN2), やめる(M21)		(ヲ格)は	
7	駅のおねがい	駅, ホーム	JR東海	イラスト, 英語	3(お願い)	直接命令	1.1.2 A		安全なご旅行のためにご協力をお願いします。	M11		お願いします	協力	平叙文	安全な(N3M44), 旅行(M7), 協力(N3), 願う(N3), お願いしますM11	ため(に)<目的>(NAM42)		

写真1. 注意喚起の文型データ

例えば、通し番号1の例文「危険を感じたら迷わず押してください。」は次のように入力している。

ポケット: 1  
 項目: 駅のおねがい  
 場所・物: 駅, ホーム  
 管轄: 名古屋鉄道  
 補助情報: ピクトグラム  
 危険度: 3(お願い)  
 分類: 直接命令  
 写真資料: 1.1.1 (写真リンク付)  
 文記号: A  
 注意喚起の言葉: 危険を感じたら迷わず押してください。  
 JLPT: N5  
 みんな日: M14  
 中心の文型: てください  
 述語(相当)・目的語: 押す  
 文の種類: 命令文  
 語彙: 危険な(N3), 感じる(N3), 迷う(N3), 押す(M16)  
 脇の文型: たら<条件>(NAM25), ずに(N4)  
 助詞の類, 品詞変化, 副詞句等: (なし)  
 備考: (なし)

次章「調査によって生じた留意事項」では、分析を通して得られた知見から、学習者への日本語の指導上で重要だと思われる点について述べていく。

## 調査によって生じた留意事項

本章では、調査を通して日本語教育の視点から重要だと考える、指導上で注意すべき点について述べる。「1. 補助情報の留意点」では、注意喚起が言葉だけでなく、どういった情報か加えられているのかを見て、その留意点について述べる。「2. 「てください」と「お~ください」では、この意味が同じ二つの文型について、その頻出さと学習するレベル、活用形の難しさについて私見を述べる。「3. 様々な取り立て助詞「は」の例」では、主語だけでなく様々な語を取り立てる助詞「は」について、学習者にとって注意喚起の言葉がその例を示すのに活用できることを述べる。「4. 省略された述部の例」では、日本語教育機関では積極的に学習しない述部の省略について述べる。「5. 副詞句の重要性」では、注意喚起の言葉では述部の内容だけでなく、方法・手段・様態や条件・状況を示す副詞句の理解が重要であることを述べる。なお、本稿で使用する例文と写真資料はすべて「注意喚起の文型データ」のものである。

### 1. 補助情報の留意点

注意喚起の言葉に加えられている補助情報のうち、ピクトグラムのなかで、斜線で禁止を示すいわゆる「NOマーク」に不統一が見られた。また翻訳には、直訳というより意識されているものがあり、日本語、翻訳、ピクトグラムの間で、命令と禁止の意味が異なるものがあった。また、直接的な言葉を使わずに注意喚起をしているものなど、以下にその例を紹介する<sup>3)</sup>。



写真2. 「路上禁煙地区」と「自転車等放置禁止区域」

- (16) 路上禁煙地区
- (17) 自動車等放置禁止区域

写真2の右にある(16)「路上禁煙地区」の斜線は「たばこ」の上に描かれており、向きは左上右下である。それに対して、左の(17)「自動車等放置禁止区域」の斜線は「自転車」の下にあり、向きは右上左下である。(16)と(17)では斜線の方向が異なっている。また「たばこ」は斜線の下にあるのに対して、「自転車」は斜線の上にある。筆者の知人で日本語非母語話者であるオーストラリア人の英会話講師からは、斜線の上にあると「自転車のみ可」という意味に読めると意見を聞いたことがある。また「放置」の漢字が読めないと、読み手は自転車の放置が禁止なのか、乗って通行することが禁止なのかかわからないが、「放置」の語彙は、例えば安藤ら(2014)に含まれていない。

- (18) まき込み注意 (写真3)

(18)は、注意喚起の言葉、翻訳、ピクトグラムの意味に違いのある例である。「まき込み注意」は、「注意」を述語相当の語として持つ一語文である。英語訳「Watch the door」は、ドアに注意を払うことを命令している。ピクトグラムは、手でドアを触れることを禁止するものである。日本語の注意喚起の言葉「まき込み注意」は、ドアに物が巻き込まれ



写真3. まき込み注意



写真4. 中警察署長が見ています

ないように注意を示すものであるが、ここでの「まき込み」は、ピクトグラムの手に限らず「衣類や鞆」のまき込みも意味するのではないだろうか。また、これら日本語、英語訳、ピクトグラムは、みな「動くドアに注意しろ」という意味ではあるが、日本語と英語訳は命令であるのに対して、ピクトグラムは禁止である。

- (19) 中警察署長が見ています (写真4)

(19)「中警察署長が見ています」は、間接的に注意を促す注意喚起の例である。直接的には命令や禁止が述べられていないが、間接的に注意を促している。読み手は、言葉とイラストから、どういったことが注意喚起されているのかを想像しなければならない。直接的な注意喚起と間接的な注意喚起については、改めて「注意喚起の文型の分類」の章で、注意喚起の言葉の指標を考えるなかで考察する。

## 2. 「てください」と「お〜ください」

文型「てください」はJLPTのN5レベルであり、『みんなの日本語 第2版 初級Ⅰ』の第14課で学ぶものである。それに対して、「お〜ください」はJLPTのN4レベルであり、『みんなの日本語 第2版 初級Ⅱ』の第49課で学ぶ文型である。学習項目としては「てください」のほうが先行しているが、収集した406の例文のうちこれらの文型を用いている89例を見てみると、「てください」が35例に対して「お〜ください」は54例であった。今回の調査内の結果であるが、「お〜ください」のほうが、注意喚起の言葉として使用される頻度が高かった。また、文型を作るための動詞の活用としても、「てください」はテ形を使用し、「お〜ください」はマス形を用いるが、テ形よりも「ます」を取るだけのマス形のほうが、活用が容易である。話し言葉と書き言葉、丁寧と非丁寧といった違いはあるが、目にする頻度や活用が容易であることから、来日すぐの学習者にとって「お〜ください」は有用性の高い文型だと言える。

### 3. 様々な取り立て助詞「は」の例

注意喚起の文の主語は「読み手」であるものが多く、主語を限定する場合を除くと文には現れない。主語を限定しているものの例としては「以外」に付いた(20)がある。下線と括弧内の説明は、筆者によるものである<sup>4)</sup>。

(20) 係員以外は入らないでください。

(20)の下線部「は」は、主語の「係員以外」を取り立てたものである。主語以外を取り立てた「は」の例には、次のものがある。

(21) 駆け込み乗車はおやめください。

(22) この中のハンドルを手前に引けばドアは手で開けられます。

(23) 鶴舞線は、エスカレーターを降りて直進して下さい。

(24) キャリーバッグをご利用の際は周囲のお客様にご注意ください。

(25) (当駅構内で居座りや飲酒行為は、他のお客様の迷惑となります。) このような場合は直ちに退去していただきます。

(21)の下線部「は」は、目的語の「駆け込み乗車」を取り立てたものである。(22)の下線部「は」は、対象の「ドア」を取り立てたものである。(23)の下線部「は」は、方向の「鶴舞線」を取り立てたものである。(24)の下線部「は」は、時・状況の「キャリーバッグをご利用の際は」を取り立てたものである。(25)の下線部「は」も、時・状況の「このような場合」を取り立てたものである。

このように、助詞「は」は、目的語、対象、方向、時・状況などといった語を取り立てて、文の主題とするのに使われている。注意喚起の言葉は、その性質から主語が現れないことが多いため、主語以外の「は」の例が見つけやすい。注意喚起の言葉の例文を学習に取り入れることで、様々な助詞「は」の使い方を学習者に示すことができる。

### 4. 省略された述部の例

本研究での述部とは、述語文における述語と、それに付随する文型や表現を合わせたもののことである。注意喚起の言葉には、命令する「てください」といった述部が省略されているものがある。こういったものは、学習者が日本語教育機関での基礎学習やJLPT対策で積極的に学習しないものである。

(26) 危険を感じたら、迷わず呼びかけを!

(27) 独占はダメ、荷物はあみだなに。

(26) は、「(呼びかけを)してください」が、(27) は、「(あみだなに)置いてください」や「移してください」が省略されていると考えることができる。読み手には、(26)に「する(してください)」を連想する材料として、名詞「呼びかけ」と格助詞「を」がある。(27)は、名詞「荷物」「あみだな」と格助詞「に」から、「置く」「移す」といった語を補うことになる。

(28) 整列乗車で気持ちよく。

(29) あやしい人や車をみたら 110番

(28)の述部は、「(整列乗車で、気持ちよく)乗車してください」「利用してください」または「乗車しましょう」「利用しましょう」などであると想像できる。こちらは、名詞と格助詞ではなく、連用修飾語(形容詞の連用形による副詞的用法)から読み手は想像して、補うことになる。しかし、意味的に「してください」は末尾の「気持ちよく」に付くのではなく、手段を表す格助詞「で」が付いた名詞「整列乗車」で、「整列乗車をしてください」となることがほかの例文と異なっており、注意喚起の言葉のなかで述部よりほかの語が指示の重要な語となっている。述部よりほかの語が重要になることについては、次節「5. 副詞句の重要性」で改めて取り上げる。

(29)は、「(110番)をしてください」「(110番)に電話をかけてください」と考えられる。名詞「110番」が電話番号であることから、「110番」に電話をかけることを読み手は想像して、補うことになる。また、(29)は条件の連用修飾節「あやしい人や車をみたら」が付いた一語文のようにも見える。

(26)と(27)は格助詞まで述べられていたが、(29)から述部を連想するのに格助詞が必ずあるわけではないことがわかる。学習者は、格助詞の有無にかかわらず、述部を連想して補える練習が必要となる。

### 5. 副詞句の重要性

注意喚起の機能を持つのは述部であるが、連用修飾語や連用修飾節といった副詞句によって、方法・手段・様態や、条件・状況といった情報が、述部と同様に重要になることがある。次の(30)は実際に、副詞句に下線が引かれていたものであり、その下線部の文字の色も赤に変えてあった。書き手の注意してほしいことが、述部よりも下線部であることが見て取れる。

(30) 人と人が接触しないように距離をあけて並んで下さい。

ほかにも方法・手段・様態といった副詞句を持つものに、次のような例文が挙げられる。以下、(31)から(43)までの下線は筆者によるものである。

- (31) 荷物の管理は、お客様の責任でお願いします。
- (32) 2列に並び立ち止まりご利用ください。
- (33) 早朝の散歩は静かにお願いします。
- (34) 公園内は自転車を降りて通行いただくようご協力お願いします。
- (35) 構内は自転車を降りて押してください。

このような方法・手段・様態といった副詞句は、その重要性は述部よりも高いのではないだろうか。筆者は、述部で注意喚起の機能を持つ文型を「中心の文型」と呼び、それ自体には注意喚起の機能がない文型を「脇の文型」と呼んでいるが、注意喚起の言葉を理解するうえで、注意喚起の機能を持つ「中心の文型」だけでなく、注意喚起の機能を持たない「脇の文型」も重要である。

このほかに、注意喚起には条件・状況を特定しているものがある。この場合、その条件や状況でない時に要求されている行為をすると、かえって注意を受けてしまうことがある。条件や状況が述べられているものは、副詞句と述部の情報をどちらも理解しなくては、要求されている行動ができない。

- (36) 危険を感じたら迷わず押してください。
- (37) 手すりを必要とされている方がみえましたら、通行区分に拘らずに、通路をお開け下さい。
- (38) 線路内にみだりに立ち入ると法律により罰せられます。
- (39) こちらに荷物を置かれた場合には、乗務員が通りました際にお知らせください。
- (40) 危険を感じたらすぐ呼びかけを。
- (41) 緊急の場合、このスイッチを押してください。
- (42) 防犯ブザー 緊急時は迷わず押して被害防止!
- (43) 似ていると思ったら すぐに110番通報を!

方法・手段・様態といったものを示す場合は、動詞の連用形接続、テ形接続(順次・前段階、方法・状態)が重要となる。条件・状況を示す場合は、「場合」「とき」を修飾するものや、「たら<条件>」「ば<条件>」「と<条件>」といった文型が使われている。このように、述部の「中心の文型」だけでなく、述部以外の「脇の文型」や語も理解していないと、読み手は注意喚起の内容に沿って行動することができない。

## 注意喚起の文型の分類

ここでは注意喚起の言葉に使われる文型を学習者に示すのにどのような分類指標がよいか考える。注意喚起の例文をどう分類するか、本研究の調査段階では危険や重要といった指標から、(5)「危険度」の項目を立てて分類した。

しかし、(5)の分類では、例文をどの分類に振り分けるか判断に悩むことが度々あった。注意喚起が守られないことで誰が被害を受けるのかを分類基準にしてみると、「本人に被害が及ぶもの」「他人に被害が及ぶもの」「本人と他人に被害が及ぶもの」、そして被害と関係ない「案内」に分けることができた。しかし、意味や状況から「誰に被害が及ぶのか」が変わるため、文型や語彙によって被害対象が決まっているわけではない。本研究では、文型と対応した分類を立てることを目的にして、注意喚起の言葉をどう分類するか、改めて(6)「分類」の「案内」「間接禁止」「間接命令」「直接禁止」「直接命令」という項目を立てることにした。

注意喚起の言葉は、読み手に動作を促す「命令」と、その動作を禁ずる「禁止」、そして情報を伝える「案内」に分けることができる。動作を促すという目的から見れば、読み手の「助け」や「協力」を促すものも、読み手への働きかけという視点から「命令」に分類できる。「命令」「禁止」には、注意喚起の機能を持つ文型を用いて直接的な言葉で伝えるものと、注意喚起の機能を持つ文型を用いずに間接的な言葉で伝えるものがあり、「丁寧か非丁寧か」によっても表現が変わる。

そこで本章では、「命令・禁止・案内」のうち、行動を要求しない「案内」を指標の外に置き、「命令」と「禁止」における「直接的に命令するもの」「直接的に禁止を伝えるもの」と「間接的に命令するもの」「間接的に禁止を伝えるもの」の例を示す。そして「丁寧か非丁寧か」という指標によって、注意喚起の言葉を分類することを提案する。この考察から、目にした注意喚起の言葉が指標のどの位置にあるものなのか、学習者がイメージできるようにすることを目指す。

### 1. 案内

「命令」と「禁止」については、直接的なものか間接的なものかという指標で、次節で詳しく見る。ここでは先に「案内」の例と、案内から「間接的に命令するもの」「間接的に禁止を伝えるもの」となる例を見ていく。

- (44) この駅のホーム上には非常通報ボタンがあります。
- (45) 以下のエリアからICカードでご乗車のお客様はこちらの自動精算機でもお取り扱いができます。
- (46) 火災が発生したときの避難経路を掲出しています。

(47) ICカードで熱海以東から乗車の場合、改札機をご利用いただけません。

(44)は、「(場所)に(物)があります」という文型のものである。(45)の中心の文型は可能形である。(46)の中心の文型は「ている〈進行・継続〉」である。(47)の中心の文型は可能形の否定である。(44)(45)(46)は、素直に「案内」と分類できるものではないだろうか。(47)も、改札機が利用できないことについて読み手に注意を促しているが、何かを禁じているわけでない。

「案内」を示す文型には、主に次の(48)ものが使われていた。

#### (48) 案内を示す文型の例

(場所)に(物)があります、(物)は(場所)があります、(場所)に(人)がいます、(人)は(場所)にいます、(物)は(場所)です、可能形、動詞述語文、ている〈進行・継続〉、など

これらに対して、次の例は「命令」や「禁止」を示す文型が使われていなくても、読み手に少なからず注意を促しているものである。

(49) 持ち主が確認出来ない荷物は、途中駅で降ろす場合もあります。

(50) 定期シール無の自転車は1回利用エリアに移動します!!

(51) 注意 扉を開けると アラームが鳴ります。

意味としては、(49)は「持ち主が確認できない荷物は降ろすこと」が、(50)は「シールの無い自転車は移動されること」が書かれており、読み手に「禁止」を提示している。(51)も、最初に「注意」と書かれているように、「むやみに扉を開けること」を禁止している。このように注意喚起の機能を持つ文型が使われていなくても、単なる情報の明示ではなく、読み手に注意を促すものがある。注意の意味を持つものは「案内」から「間接命令」「間接禁止」になる。

## 2. 命令・禁止：直接的か間接的か

注意喚起には、直接的に「命令・禁止」を指示するものだけでなく、情報を提示することで間接的に「命令・禁止」を指示するものがある。直接的に「すること」「しないこと」を言及するのではなく、読み手に書き手が意図することを想像させることで、間接的に「すること」「しないこと」を述べている。その直接的に命令する「直接命令」と、直接的に禁止を伝える「直接禁止」の例には、次のようなものがある。

#### 直接命令

(52) 危険を感じたら迷わず押してください。(36の再掲)

(53) 防犯ブザー 緊急時は迷わず押して被害防止!

(54) お互いに清潔にしましょう!

#### 直接禁止

(55) 線路内には絶対に立ち入らないでください。

(56) 駅構内での物品の販売勧誘は固くお断りします。

(57) 駅構内及び車内で次の行為をすることを禁止します。

(58) 物を置いたりするのはやめましょう。

「直接命令」と「直接禁止」に使われる文型には、主に(59)と(60)のものが挙げられる。

#### (59) 「直接命令」に使われる文型の例

てください、お〜ください、お願いします、ご〜願います、命令形、(辞書形)こと、(辞書形)ように、意向形、注意、など

#### (60) 「直接禁止」に使われる文型の例

ないでください、ご遠慮ください、てはいけません、な〈禁止〉、(ない形)こと、(ない形)ように、可能の否定形、危険、禁止、厳禁、など

次は、間接的に命令する「間接命令」と、間接的に禁止を伝える「間接禁止」の例である。

#### 間接命令

(61) あなたのひと声が目の見えない人の命を救います。

(62) 事故になる直前の緊急時のみ、腕をつかんでもかまいません。

#### 間接禁止

(63) 線路内にみだりに立ち入ると法律により罰せられます。

(64) 当駅構内で居座りや飲酒行為は、他のお客様の迷惑となります。

(65) 当ショッピングセンターでは館内の一部の飲食店舗以外は全館禁煙とさせて頂いております。

「間接命令」の例を見ていくと、(61)は「目の見えない人に声をかけること」、(62)は「てもかまわない〈許可〉」の文型によって「緊急時のみ(目の見えない人の)腕をつかむこと」が、協力を求めるかたちで命令されている。「間接禁止」の述部にある(63)の受身や、(64)の「となる」、(65)の「させて頂く」といった文型は、直接的には禁止を示す



ものではない。しかし、(63)は「線路内にみだりに立ち入ること」が禁止されており、(64)は「構内での居座りや飲酒行為」が禁止されている。(65)も「一部の飲食店舗以外、全館禁煙であること」が述べられている。

間接的な表現を用いることで丁寧さが加えられているが、学習者にとっては「命令」や「禁止」の文型として学んでいないもので注意喚起が示されていることになる。本稿では、間接的な表現によく用いられる文型を示すまでには至らなかったが、間接的な表現の伝え方を分類していくことで、その表現の仕方のパターンが見えてくるかもしれない。

### 3. 丁寧か非丁寧か

学習者が文型を一つ覚えたとしても、その文型の形が変わって現れる要因に、丁寧さが加わることがある。直接的な表現に使われる文型であっても、丁寧さが加われば、例えば(66)のように形が変わる。学習者は元の形とともに、形の変化したものも覚えなければならない。

- (66) お願いします → お願いいたします、お願い申し上げます  
 あります、です → (～で) ございます  
 ご遠慮ください → ご遠慮させていただきます、  
 ご遠慮させていただいております、お慎みください

### 4. まとめ

注意喚起の言葉は、「間接的な表現」や「丁寧さが加わること」によって様々な現れ方をしている。そのため、学習者にとっては負担になってしまう。この負担を軽減するためには、注意喚起の言葉の指標となるイメージと、その意味における代表的な文型を示すのが良いと考える。その注意喚起の言葉がどこに位置するものなのかを捉えるイメージとして、「命令・禁止」「丁寧・非丁寧」という指標を用いて、学習者に「図1. 注意喚起の言葉の指標」を示すことを提案する。

(66)のように丁寧さが加えられた表現について、図1の指標の中ではより「丁寧」の方に振られたものということになる。学習の際は、その文型がどの辺りに分類されるものなのかをイメージすることで、文型の意味をそれぞれ一つずつ覚えるのではなく、ほかの文型との関係を認識して学習できるようにしたい。また、間接的な表現についても、この指標のどの位置になるのか例文ごとに教師と学習者で考えることになるだろう。

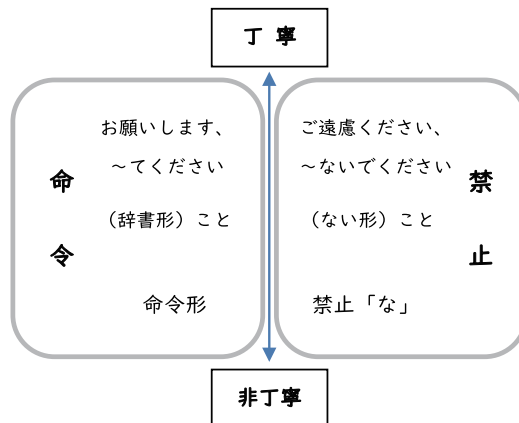


図1. 注意喚起の言葉の指標

## 結論

注意喚起の言葉は、述語を持つ述語文と、「駐車禁止」「館内禁煙」といった体言(名詞句)のみの一語文とに二分できる。述語文に現れる文型項目について、本研究では、述語に使われる注意喚起の機能を持つ「中心の文型」と、中心の文型以外の、それ自体は注意喚起の機能を持っていない「脇の文型」とに分けた。そして、一語文でも「禁止」「優先」などといった、述語のような役割を担っている語を「述語相当の語彙」として分類し、学習者が注意喚起の言葉を理解するのに重要なものとした。本研究の調査成果として、学習者が注意喚起の言葉を理解するうえで、重要な文型と語彙を(67)(68)(69)に示す。

#### (67) 中心の文型

お願いします、ご～願います、ご遠慮ください、お～ください、お～する、(～と)なる、ないでください、てはいけない、ている<進行・継続>、てもらう、させてもらう、ようにする、よう<意志>、(場所)に(物)がある、(場所)に(人)がいる、動詞述語文(ナイ形)、られる<可能>、られる<受身>、命令形、な<禁止>、こと、ございます(「ある」の謙譲語)、など

#### (68) 脇の文型

につき、によって<手段・方法>、たり～たりする<複数の行為>、て<方法・状態>、て<順次・前段階>、ずに、まま、ため(に)<目的>、こと、場合、とき、さい(に)、まえに、ように<期待>、と<条件>、たら<条件>、ので、から<原因・理由>、と<間接話法>、と<直接話法>、連体修飾節、連用形接続(動詞)、動詞語幹の名詞的用法、など

#### (69) 一語文の述語相当の語彙

危険、禁煙、禁止、厳禁、注意、優先、専用、など

本研究を通して、学習者が注意喚起の言葉を理解できるようにするためには、これらの文型と語彙を指導しなければならないことがわかった。また裏を返せば、これらの文型や語彙が学習項目となっている授業では、注意喚起の言葉を例文として使えるということであり、注意喚起の言葉を例として示すことで、授業の内容と実生活を結びつけることができる。筆者はその活動の一つとして、今回の分析した写真データとGoogleフォームを利用して、標識やポスターなどの写真を見て指示されている意味を四択から選ぶ「注意のクイズ」を作成した。

本稿では、学習者が注意喚起の言葉を理解するために、「調査によって生じた留意事項」の章で、次の日本語教師として注意しておくべき点を挙げた。「1. 補助情報の留意点」では、注意喚起の言葉を集めるなかで補助情報についての気づいた点を紹介し、「2. 「てください」と「お〜ください」」では、「お〜ください」の優位性について所見を述べた。「3. 様々な取り立て助詞「は」の例」では、取り立て助詞「は」によって様々な語が主題となっている例文が注意喚起の言葉から見つけられることを示した。「4. 省略された述部の例」では、注意喚起の言葉に見られる、述部が省略されているものを示した。述部の省略は、特徴的な文型でありながら、日本語教育機関で積極的に教えていないことである。日本にきた学習者は、これらの注意喚起の言葉を見た際、格助詞の有無に関わらず、名詞から連想して述部を補う必要がある。「5. 副詞句の重要性」では、述部の意味だけでなく、手段・方法・様態や条件・状況といった副詞句の重要性について例文を通して見てみた。

「注意喚起の文型の分類」の章では、注意喚起に使われる様々な文型をどのように分類すべきかを考察した。まず注意喚起の言葉を分類するために「案内」「間接禁止」「間接命令」「直接禁止」「直接命令」という項目を立てた。そして、「命令・禁止」「丁寧・非丁寧」という指標を用いて、学習者に示す指標として「図1. 注意喚起の言葉の指標」を示した。以上が、日本語教育への活用に向けて、注意喚起の言葉を分析した結果と考察である。

最後に、実際に授業に当たる日本語教師が注意喚起の言葉の例文とその写真が使えるように、本研究で作成したExcelデータ「注意喚起の文型データ」と写真資料を公開している。また先に述べた「注意のクイズ」は、このコロナ禍の影響で筆者が所属する別科でもオンライン授業を進めるなかで、学生たちに自宅学習の一つとして提示することができた。以下にそれらのURLを記載して、本稿の締め括りとする。

注意喚起の文型データ

(<https://drive.google.com/file/d/1XWLG2590VYxtZM9Iw7kr1LTx5E1Dobn0/view?usp=sharing>)

注意のクイズ

([https://drive.google.com/drive/folders/16n\\_uq\\_vi7LCYWqFcYn6wWyoj5ERW7AYi?usp=sharing](https://drive.google.com/drive/folders/16n_uq_vi7LCYWqFcYn6wWyoj5ERW7AYi?usp=sharing))

## 付記

本稿の内容は、日本語教育学会が受託した文化庁委託事業「平成30年度日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業 事業区分(2) 日本語教育人材の研修カリキュラム開発(外) 日本語教師【中堅】に対する研修」(受託期間2018-2020年度)における成果の一部である。また、本稿の執筆と同時期に、筆者は2020年11月28日にオンライン開催された2020年度日本語教育学会秋季大会交流ひろば(第3部第1会場)で「日本の地域に見られる注意喚起の文型に関する研究:作成した資料とGoogleフォームを使ったクイズの紹介」を発表している。研修でお世話になった先生方、一緒に研修に参加した皆様に謝意を表します。

## 注

- 1) 例えば、名古屋市営地下鉄の駅のホームで見られる「つい、カッとなった。人生、ガラッと変わった。」「よっぽばらったら、何してもいいの?」といったポスターを、その例に挙げている。
- 2) 2020年11月28日の2020年度日本語教育学会秋季大会でも、一般公開プログラムで「受け入れ社会側へ働きかけるツールとしての「やさしい日本語」研修」というシンポジウムが行われた。また同大会の地域発信企画でも「地域の外国人に寄り添う「やさしい」日本語学習支援」という企画プログラムが行われており、昨今の「やさしい日本語」への関心の高さが見受けられる。
- 3) 写真と例文は、それぞれ「注意喚起の文型データ」における次の「通し番号」のものである。写真2.の(16)は293、写真2.の(17)は289、写真3.の(18)は56、写真4.の(19)は315である。(2021年2月5日更新のデータより)
- 4) 以下、例文は「注意喚起の文型データ」における次の「通し番号」のものである。(20)は33、(21)は6、(22)は119、(23)は71、(24)は5、(25)は91、(26)は16、(27)は137と138、(28)は183、(29)は304、(30)は362、(31)は124、(32)は212、(33)は320、(34)は336、(35)は345、(36)は1、(37)は21、(38)は52、(39)は122、(40)は158、(41)は262、(42)は266、(43)は312、(44)は3、(45)は61、(46)は68、(47)は63、(49)は123、(50)は398、(51)は249、(53)は266、(54)は369、(55)は12、

(56) は 82、(57) は 83、(58) は 169、(61) は 14、(62) は 18、(63) は 52、(64) は 90、(65) は 346 である。(2021 年 2 月 5 日更新のデータより)

## 文献

- 安藤栄里子・恵谷容子・阿部比呂子・飯嶋美知子(2014)：  
 どんなどきどう使う日本語語彙学習辞典. アルク, 東京.
- 文化審議会国語分科会(2018)：日本語教育人材の養成・  
 研修の在り方について(報告). 文化庁, 東京.
- 弘前大学人文社会科学部社会言語学研究室(2017)：生活情  
 報誌作成のための「やさしい日本語」ガイドライン  
 ～街の外国人に生活情報を伝えるために・カテゴリーⅡ～.  
 弘前大学人文社会科学部社会言語学研究室, 青森.
- 弘前大学人文社会科学部社会言語学研究室(2019)：これ  
 さえあれば!!「やさしい日本語」作り方ガイドブック  
 (カテゴリーⅠ対応)～掲示物・放送・SNSで伝える～.
- 弘前大学人文社会科学部社会言語学研究室, 青森.
- 本田弘之・岩田一成・倉林秀男(2017)：街の公共サインを  
 点検する——外国人にはどう見えるか. 大修館書店,  
 東京.
- 磯野英治(2013)：言語景観を日本語教育に応用する視点.  
 日語日文学研究 **86**, 韓国日語日文学会, 289-302.
- 磯野英治(2015)：日本語教育に活用可能な言語景観の分  
 類に関する考察. 多文化社会と留学生交流：大阪大学  
 国際教育交流センター研究論集 **19**, 35-41.
- 磯野英治(2020)：言語景観から学ぶ日本語. 大修館書店,  
 東京.
- スリーエーネットワーク(2012)：みんなの日本語 第2版  
 初級Ⅰ. スリーエーネットワーク, 東京.
- スリーエーネットワーク(2013)：みんなの日本語 第2版  
 初級Ⅱ. スリーエーネットワーク, 東京.
- 友松悦子・宮本 淳・和栗雅子(2010)：新装版どんなどき  
 どう使う日本語表現文型辞典. アルク, 東京.

## Research for Words of Warning Notices in Linguistic Landscape: Preparing to Apply Teaching Japanese as a Foreign Language

Tomohiro TSUSAKA

Institute of the Japanese Language, Tokyo University and Graduate school of Social Welfare (Nagoya Campus)  
2-16-29, Marunouchi, Naka-ku, Nagoya City, Aichi 460-0002, Japan

**Abstract :** In this note, I researched grammatic patterns and words used in warning notices, and attempted to apply the data to Teaching Japanese as a Foreign Language. Foreign students studying in Japan are also required to follow the same rules and manners as the people who live in the local area. Moreover, they must gain information to live in Japan by themselves. We should not only teach Japanese, but also connect our students to their local community. A typical way to notice the rules and the manners is a warning notice which appears in signs, signboards, posters and so on, which we can always see in our town. This time our research target is grammatic patterns and words appearing in warning notices. I gathered photos of warning notices on signs on roads, stations, public parks, mercantile establishments, then I typed the data in an Excel table. As a result, I picked up Grammatic patterns and words which appear frequently and the 5 most important points for Teaching Japanese: (1) Points to remember about Assistant information, (2) “V-teください” and “V-masuください”, (3) Contrastive particle “は” in sentences of warning notice, (4) Sentences in which the predicate is omitted, (5) The importance of adverb phrases. In addition, I considered how to organize the words of warning notices and show the Image to our students. As a by-product of this research, I am opening this research data for assisting your lessons and I made Attention Quizzes utilizing Google Forms. I think we can connect learning in the classroom and life in their local area by using this research.

(Reprint request should be sent to Tomohiro Tsusaka)

**Key words :** Warning notice, Linguistic landscape, Grammatic pattern, Education for foreign students studying in Japan, Command, Prohibition

## 1969年の老齢保険制度構想について

佐々木貴雄

東京福祉大学 社会福祉学部 (伊勢崎キャンパス)  
〒372-0831 伊勢崎市山王町2020-1

(2020年11月30日受付、2021年2月25日受理)

抄録：日本の医療保険制度は、高齢者を他の年齢層とは別の医療保険制度に加入させる特徴がある。本稿では、1969年に当時の厚生省が提示した老齢保険制度構想がどのような経緯で作られ、当時の議論においてどのように評価されたのかについて、明らかにすることを目的とした。老齢保険制度の特徴の一つである、国民皆保険体制の中で、高齢者を他の年齢層とは別の保険制度に加入させるという考え方は、当時の日本医師会の影響を大きく受けたものであった。一方で、当時の高齢者医療においては、保険給付の割合をどう高めていくかという問題が最も重要であったとともに、医療保険財政においては政府管掌健康保険の問題が大きく、高齢者の医療費の問題はまだ大きな論点でなかったことが確認できた。

(別刷請求先：佐々木貴雄)

キーワード：老齢保険制度、老人医療費支給制度、厚生省、高齢者医療、国民皆保険

### 緒言

日本の医療保険制度は「国民皆保険」と呼ばれているように、日本に住む者は原則として健康保険、国民健康保険など複数ある医療保険の中から、いずれかに加入することになる。その一つとして、2008年に創設された後期高齢者医療制度があり、主に75歳以上の者が加入している。後期高齢者医療制度が創設されるまでは、1983年から老人保健制度が実施されており、医療を含む保健事業を提供してきた。

世界的に見れば、このように高齢者を他の年齢層と切り離す形で、独立した医療保険制度を創設している国は数少なく、日本と同じ社会保険方式でほぼ全国民に対して医療保障を行っている、フランスやドイツの医療保険制度にも、このような制度加入における年齢区分は存在しない。

本稿は、このような高齢者を対象とした独立型の医療保険制度がなぜ日本で作られるようになったのかを検討するため、その一つの手がかりとして1969年に当時の厚生省から発表された、老齢保険制度の構想に注目し、その背景と意義について明らかにする。なぜならこの老齢保険制度構想も、約40年後に創設される後期高齢者医療制度と同様に、高齢者を対象とした独立型の医療保険の構想の一つであったからである。

### 先行研究

日本の医療保険制度史のなかで、高齢者医療の問題を取り上げる際には、1973年の老人医療費支給制度(いわゆる老人医療費の無料化)の位置づけは大きい。医療保険における高齢者医療の問題は、ここを起点にして、その後の老人保健制度や後期高齢者医療制度などの議論へと続いていく。この老人医療費支給制度については、多くの論考があり、制度実施の背景として地方自治体での同様の制度の設立や、政治状況をとらえたものや、この制度がその後の医療保険制度に与えた影響について分析するものが多い。例えば、キャンベル(1995)は、老人医療費支給制度実施に至るまでの、厚生省と自由民主党(以下、自民党)を中心とした政策形成プロセスについて、当事者へのインタビュー調査も踏まえて説明している。島崎(2011)は、医療保険の歴史を踏まえた上で、批判的に「老人医療費無料化はわが国の医療保険制度史上最大の失敗であった(p.64)」と述べている。

一方で、老人医療費支給制度に先立って議論された、本稿の主題である老齢保険制度でも、後述するように外来については10割給付(ただし一部負担あり)を掲げていた。当時の国民健康保険被保険者は7割給付、被用者保険被扶養者は5割給付の時代であり、老齢保険の実施による給付率の充実も、高齢者の医療アクセスの向上に寄与したはずである。

しかし、この老齢保険制度の構想については、これまであまり検討されていない。日本の医療保険制度についての通史的な位置づけを持つ吉原・和田(2008)でも、老齢保険制度の内容については紹介されているが、その経緯や背景などへの言及はされていない。しかし、老齢保険制度は、日本独特の高齢者医療制度の歴史を検討する上で、その端緒として欠かせない要素のひとつではないかと考える。

本稿は以上のような問題意識を基に、老齢保険制度が提案された経緯やその後の動向について検討を行い、医療保険制度史における位置づけについて明らかにしたい。

## 結果

### (1) 医療保険抜本改正と日本医師会の提案

1961年に達成された国民皆保険は、「分立型国民皆保険体制」とも呼ばれるように、複数の医療保険制度から成り立つものであった。保険間には、保険料の負担能力や医療費の差などがあり、必然的に保険間の格差を生む仕組みでもあった。国民皆保険の翌年の1962年に社会保障制度審議会は、「社会保障制度の総合調整に関する基本方策及び社会保障制度の推進について」と題する勧告を出し、分立している各制度を統合することが理想ではあるが、当面は制度の分立を前提とし、「プール制」による保険者間の財政調整を行うことを提案していた。

もう一つは、政府管掌健康保険(現:協会けんぽ)の赤字問題が大きく問題となり、国鉄・米と並んで3K赤字と呼ばれた。これへの対応として、1967年に保険料率や一部負担の引き上げ、国庫補助の増額が盛り込まれた健康保険臨時特例法が成立したが、2年間の時限立法であり、その間に抜本改正が求められる状況となっていた。

このような状況の中で、厚生省は自民党医療問題基本調査会の要請に応じる形で、試案として1967年11月に「医療保険制度改革試案」を発表した。この試案では、制度の体系については、被用者保険と地域保険という現在の二本立ての体系を維持し、被用者保険については小集団方式の長所をいかすとした。一方で、保険料負担の公平をはかるため、被用者保険間で法定分の医療給付費の5割について財政調整を行うとし、一定の保険料負担を超える保険者には国庫負担を導入するとした。

このような動きに対し、高齢者を独立させた医療保険の構想を明らかにしたのが日本医師会である。同じく1967年11月の第20回日本医師会設立記念医学大会において、当時の武見太郎会長は、「健康保険の抜本改正」と題する講演を行っている。このなかで、65歳以上を対象とした老齢健康保険制度を創設する提案を行った。これは、30歳から64歳

まで老齢保険料(健康保険料率のおおむね4分の1)を支払った上で、65歳以上は全額給付とし、一部負担を課さないとするものであった。また、他の医療保険も地域保険と産業保険とに統合し、労災保険も産業保険に含めるとした。武見会長はこの講演のなかで、老齢人口の増加について「社会保険制度は老齢の圧力によつて崩壊する(武見(1967) p.1063)」と述べるとともに、「アメリカ等でみましても、ケネディ大統領は老齢保険制度を実施しているわけでありますが、日本でも当然この制度を実施しなければならなくなつてきております(武見(1967) p.1071)」と、1966年から実施されたアメリカのメディケア(高齢者医療保険)を引き合いにして、日本でも高齢者を対象とした医療保険が必要であると主張している。

また、この翌年の9月に日本医師会は「医療保険の抜本改正に関する意見」を発表している。ここでも、制度体系は「健康保険の抜本改正」と同様の地域保険、老齢保険、産業保険の三本立てとしている。老齢保険も同様に65歳以上の者を対象とし、その保険料は65歳以上の者には賦課せず、30歳から64歳までの国民が均一に負担するとした。また、財政方式はいわゆる積立方式を採用するため、制度の発足後、数年間の費用は国庫が負担するとした。保険者は政府とし、地方公共団体に適切な機関を置くことされた。給付率は10割とされた。

このような主張の背景としては、高齢化が社会保障制度にもたらす問題への注目がある。武見は1955年に書かれた論考で既に社会保険における高齢化の問題について取り上げており、「健康保険や国民健康保険被保険者の高齢化の問題を考慮しなければならない段階にある(武見(1955) p.247)」と述べているとともに、1962年に日本医師会が出した「国民健康保険読本」でも、退職後に経済基盤が弱体で給付水準の低い国民健康保険に移らなくてはならない日本の医療保険の構造について、「今日の医療保険の残酷物語である(日本医師会(1962) p.60-61)」と批判し、武見が書いた「序」でも「非現業共済組合や健保組合に若い時に働いて召上げられた金は、当然停年と同時に国保に持参金として持つて行くべきである(日本医師会(1962) p.序4)」と述べている。

加えて、この日本医師会の「抜本改正」提案の実質的なねらいは、健康保険組合の廃止にあったと吉原・和田(2008)は指摘している。先述の「医療保険の抜本改正に関する意見」においても、現行の医療保険制度は崩壊を導くメカニズムを持っているとし、その理由として保険が細分化されていることに加えて、保険間の所得や健康水準の格差があることが挙げられている。また、健康保険組合のような小集団方式は社会的連帯性を失っており、「健康水準の上昇よりは経営効率の増加を指標とする現行の制度は、まさに社会保障の私企

業化といえる」と批判していた。先の1967年の武見による「健康保険の抜本改正」についての講演の中でも、「現在は組合に収奪されつばなしで、老齢保障が確立しておりません(武見(1967) p.1072)」と指摘し、「老齢健康保険制度を推進しようとするればどうしても組合管理の形式は避けねばならなくなつてまいります(武見(1967) p.1071)」と述べている。

## (2) 国民医療対策大綱の発表とその背景

抜本改正に向けて、自民党の医療基本問題調査会から、1969年4月に国民医療対策大綱が発表されている。これには、1969年度予算に際して抜本改正提案を行うことが見込めず、先述のように2年間の時限立法となっていた健康保険臨時特例法の延長を図る必要があったという背景があり、幸田(2011)は、「第二次特例をうまく通過するようなお膳立て、陣立てをしたと考えていい(p.46)」と述べている。

この大綱では制度の体系は、国民保険と勤労者保険、老齢保険の三本立てとし、勤労者保険の対象とするのは被用者本人のみとし、被用者の家族は国民保険に加入し、その経費は勤労者保険からの拠出金と国庫負担で賄うとされた。また、勤労者保険は業務上の傷病に対しても給付を行うものとされた。

また老齢保険は、勤労者保険の被保険者を除く70歳以上の者が対象とされた。老齢保険の運営は、勤労者保険の被保険者として設立される全国規模の特殊法人である勤労者保険公社が行い、その費用は国民保険及び勤労者保険からの拠出金を充て、必要に応じて国庫負担を行なうとされた。この拠出金の算定は、両保険の被保険者の総所得に応じて行なうとされた。給付率については、被用者本人は勤労者保険に加入するので入院・外来ともに10割とする一方、老齢保険の加入者については外来10割・入院7割とし、外来については定額の一部負担、入院については普通給食費相当分を負担させるとした。

前文では、このような老齢保険を作る理由について、「将来の人口構造の推移、社会経済体制の変化等からみて、老人対策は、今後の行政の一大重点として、有機的に関連を持った総合施策を樹立し、段階的に実施に移す必要がある(健康保険(1969) p.32)」と述べるとともに、「この際老齢保険制度の創設を決意し、被保険者、国が一体となって相協力して、老人のための、且つ青壮年の老後のための医療を確保する端緒を開くこととした(健康保険(1969) p.32)」としている。

この国民医療対策大綱が発表される前には、医療基本問題調査会による関係団体からの意見聴取とともに、日本医師会との「対話」が1968年7月から7回にわたって行われている。このなかで老齢保険については、1968年9月の

第5回の対話において中心的に取り上げられている。ここで日本医師会の武見会長は、年齢による死亡率の違いや疾病構造の変化の状況を取り上げるとともに、1965年には6.3%であった高齢化率がその50年後には20%にまで上昇するとし、「老令という問題はどうしても今後50年間の日本の政治が負わなければならない重大な事実(日本医師会(1968) p.673)」であると指摘している。

また、アメリカでは既に老人が4割の病床を占めていることにも触れ、老人の健康保障について「どうしてもこれは老人保険制度というものを仕立てなければこの対策はたたない(日本医師会(1968) p.674)」と述べている。また、これを社会福祉医療で行おうとすれば、それは「焼け石に水」であり、老齢人口の増加に対応できないと述べている。これに対し、当時の鈴木善幸調査会長は、日本医師会の提案する老齢保険が積み立て方式で行われるために、財源の蓄積までに相当の国庫負担が必要ではないかと質問している。これに対し、武見日本医師会会長は、その通りであるが、社会保険全体では1,300億円の黒字を出しており、これは「老齢対策に当然使われるべき(日本医師会(1968) p.678)」と回答している。また、「私の老齢対策の基本的問題としてはやはり国の恩恵とか何とかではなく、自立で老齢対策を考えるというのが経済成長下の社会保障としては当然だろうと思います。経済成長のないところでございましたら国費によらなければならなくなりますが、経済成長をうたっている日本では国費に依存する前に自立的な体制を考える必要があると思います(日本医師会(1968) p.678)」と、経済成長という前提のもとではあるが、国庫負担に頼らない制度設計を志向していた点は興味深い。

大綱における三本立ての制度体系は、このような経緯もあり、先の日本医師会の構想に類似したものとなっている。この時期、他の団体からも改革構想は様々提案されていたが、このように、高齢者を独自の医療保険制度の対象とする構想は、他にないものとなっている。ただ、日本医師会の構想と大綱の大きな違いとして、老齢保険の財源調達の方法が挙げられる。いずれも老齢保険の加入者に保険料を課さないという点で共通していたものの、日本医師会案は、30歳から64歳の者が保険料を拠出する「積立方式」であったのに対し、大綱では、国民保険及び勤労者保険からの拠出金に加えて、国庫負担を充てるとした。社会保障制度審議会委員であった小山(1969)もこの老齢保険について「こういう制度は、もはや、普通の意味における保険制度とはいえない(p.18)」と指摘し、「自分たちで金を出して自分たちの医療を受けるものではないこのような制度」では、「いまの医療保険のもっている伸び伸びした味わいはなくなる(p.18)」と批判している。

老齢保険の構想を見ても分かるように、この大綱には日本医師会寄りなどといった多くの批判がなされ、保険者側で老齢保険に賛意を示していたのは、国保中央会のみであった。一方で、被用者保険については労災保険の給付をまとめ、全国規模の勤労者保険公社を保険者としたものの、先の医師会案とは異なり、現行の健康保険組合や共済組合による代行を認める仕組みであったことから、日本医師会からの批判も浴びることとなった。

この国民医療対策大綱は、5月に自民党総務会で了承されるとともに、6月に政府に送付された。この際、総務会では「今回、医療基本問題調査会が了承した国民医療対策大綱については、左記の如き問題点があるので、政府は之等を充分参酌して国民医療対策を立案する様配慮すべきである(週刊社会保障(1969a) p.4)」として、5項目にわたる附帯意見も付記されたが、この内容は大綱とは正反対のものであった。医療保険制度の枠組みに関連するものとしては、大綱にあるような、被用者保険の被扶養者への給付を国民保険で行うことや、勤労者保険に労災保険を取り入れることは適切ではないとし、老齢保険に関連しても、「十割給付

の制度について問題のある際、新たに老齢保険にこの制度を加えることは適当ではない(週刊社会保障(1969a) p.4)」とされた。この附帯意見については、当時の梅本保険局長が「これでは右向け左だ」と感嘆したとされている。

### (3) 提示された老齢保険制度構想と審議会の答申

特例法の期限がきた1969年8月に、健康保険法の改正案が成立し、採決にあたって厚生省は、本国会開会中に抜本改正について諮問した上で、2年以内に提案すると約束した。それに沿って、国会会期末直前の8月5日に厚生省は「国民医療対策大綱」の考え方を基本として、当時の社会保障制度審議会と社会保険審議会に対し「医療保険制度の再編成について」と題する諮問を行った。諮問内容は5項目かつ簡素なものであったが、これに加えて、「将来の基本構想」として「医療保険制度改革要綱試案(将来の基本構想)」(表1)を提示するとともに、「さしあたり実施すべき事項」として「国民健康保険制度改革要綱試案」、「被用者保険制度改革要綱試案」に加え「老齢保険制度要綱試案(さしあたり実施すべき事項)」(表2)の3つを提示した。

表1. 医療保険制度改革要綱試案(将来の基本構想)

<p>一. 適用対象者は、七十歳以上の国民とする。ただし、被用者保険の被保険者を除く。</p> <p>二. 老齢保険事業は、市町村の協力を得て社会保険庁が行う。</p> <p>三. 医療給付の割合は、在宅診療については十割とし(ただし、勤労者保険に準じた一部負担を設ける。)、入院診療について七割とする。ただし、長期療養者については、一部負担の軽減を考慮する。</p> <p>四. 給付に要する費用は、国民保険及び勤労者保険からの拠出金をもってあて、必要に応じ国庫負担を行なう。</p>
---

出典) 社会保障研究所編(1975)をもとに筆者作成

表2. 老齢保険制度要綱試案(さしあたり実施すべき事項)

<p>一. 適用対象者 老齢保険の適用対象者は、七十歳以上の国民とする。ただし、被用者保険の被保険者を除く。</p> <p>二. 経営主体 老齢保険事業は、市町村の協力を得て社会保険庁が行う。</p> <p>三. 保険給付 (1) 医療給付の割合は、在宅診療については十割とし、被用者保険に準じて一部負担を設ける。 入院診療について七割とする。 (2) 葬祭料の額は、一万円とし、被用者保険における葬祭料に準じて改定する。</p> <p>四. 費用負担 (1) 国は老齢保険の保険給付に要する費用の四分の一を負担する。 (2) 国民健康保険及び被用者保険の経営主体は、老齢保険の保険給付に要する費用の四分の三に相当する額をそれぞれの被保険者に係る市町村民税所得割の課税標準額に応じて負担する。 (3) 国民健康保険においては、(2)の負担金の二分の一を国が負担する。</p>
---

出典) 社会保障研究所編(1975)をもとに筆者作成



これは医療保険制度を国民保険、勤労者保険、老齢保険の3つに再編成するものであった。このうち老齢保険制度は、勤労者保険の被保険者を除く70歳以上の国民を対象に、外来10割、入院7割の給付を行い、市町村の協力を得て社会保険庁が行うとするものであった。

「医療保険制度改革要綱試案」に書かれた老齢保険と「老齢保険制度要綱試案」に書かれた老齢保険の概要はほぼ同一であったが、費用負担については「医療保険制度改革要綱試案」では「国民保険及び勤労者保険からの拠出金をもって、必要に応じ国庫負担を行う（社会保障研究所編（1975）p.218）」としていたのに対し、「老齢保険制度要綱試案」の方は、国や保険者の負担割合が明示されるなど、より負担の仕組みが明確に示されているものであった。また、勤労者保険については勤労者保険公社の創設ではなく社会保険庁が行うこととされ、業務上の傷病に対する勤労者保険からの給付は盛り込まれなかった。

一方で、老齢保険についての記述が他の二つの保険と異なる点として、「医療保険制度改革要綱試案」では、「次のような老齢保険制度を創設することが考えられる（社会保障研究所編（1975）p.218）」という表現がなされているとともに、「老齢保険制度要綱試案」においても、「高齢者の医療を確保するための具体的な方法としては、諸種の方式が考えられるが、社会保険の方式による場合は、次のような老齢保険制度を創設することが考えられる（社会保障研究所編（1975）p.218）」というように、あくまで選択肢の一つとしての位置づけであることが強調されていた。8月14日の社会保険審議会における齋藤厚生大臣の説明の中でも同様に、「高齢者医療の問題は、今後の重要課題のうちでも最大のものである（週刊社会保障（1969b）p.5）」としつつも、「具体的な方法につきましては、社会保険の方式によるか、公費負担の方式によるか或いは両者を組み合わせて行なうか、いろいろと議論のあるところであろうが、これを保険方式で行なう場合には、勤労者本人を除く七十才以上の国民を対象とし、国民保険及び勤労者保険からの拠出金と一定の国庫負担を財源として、必要な給付を行なうような制度にしてはどうか（週刊社会保障（1969b）p.5）」と述べている。

このような書きぶりに対して、佐口（1969）は、「高齢者医療の必要性を認識していながら、これにどのような制度で対応していくかの明確な肚づもりを当面はもっていないのが当局だといってよいようである（p.44）」と述べている。一方で近藤（1970）は、必ずしも保険方式に拘泥していないが、「社会保険方式がとれたらとりたいという意向があることだけは確か（p.17）」と述べ、むしろ国民保険への被用者家族の移管に比べれば、「老齢保険の方は是非とも実

施したいというのであろう（p.16）」と分析している。ちなみに近藤は本論文において、日本医師会の老齢健康保険構想について「わたくしがかねて提唱してきたアメリカ流の長期保険に似た構想（p.20）」と述べ、賛意を示している。

これに対する両審議会の答申は、2年後の1971年9月に社会保障制度審議会から、10月に社会保険審議会から行われた。この答申までの間には、中医協での「審議用メモ」に端を発する、保険医総辞退があった。

社会保障制度審議会の答申「医療保険制度の改革について」では、制度の体系について、被用者保険と国民健康保険の二本立てが望ましいとし、それぞれの制度ごとに社会連帯の見地から財政調整は当然であるとした。答申の直前には、当時の斎藤厚生大臣から、将来の制度一本化を示唆するような発言もみられたが、これも退けるような形となった。また、被用者保険については、組合方式を基本とすることとし、その理由として健康面に対する配慮が行き届き、組合意識の高揚により健康保持に対する自覚が高められるとともに、保険の管理が効率的に行われることを挙げた。

老人医療については、「医療保険+公費負担」型、「全額公費負担」型、「全額医療保険」型の3案を挙げ、政府諮問に伴う試案（老齢保険）である「全額医療保険」型については、「やや現実性はあるが、いかにも不自然で、もって廻った感じが強い（総理府社会保障制度審議会事務局監修（1980）p.773）」とするとともに、医師会案を意識して「多額の国庫負担を予定し、積立式で実施しようとする案があるが、将来の所要医療費の予測は現在のところ、事実上不可能である（総理府社会保障制度審議会事務局監修（1980）p.773）」と退けた。その上で、一部の国民健康保険で行われている、現在の制度内で老人の給付率を高める方法が、「老人に対する給付内容に他の理由による制約が加えられることもなく、所得による適用除外者も生まれず、将来にわたり安定した制度となり得る（総理府社会保障制度審議会事務局監修（1980）p.773）」として、「最も望ましい（総理府社会保障制度審議会事務局監修（1980）p.773）」とした。

また社会保険審議会の答申「医療保険制度の根本的改正について」も、「被用者保険と地域保険との二本建てという制度の仕組みを現状においては変更すべき理由は見当たらない（健康保険（1971）p.123）」とした。老齢保険に関しては、「高齢者医療制度」の項において、「人口構造の急速な高齢化、社会経済条件の変動のもとで高齢者福祉の充実は緊急な要請とされており、その医療確保についても早急な対策が必要であるので、老人医療については公費負担により、医療の無料化を実施すべきである（健康保険（1971）p.127）」と述べるにとどまり、老齢保険に関する言及は盛り込まれなかった。

その後、1972年2月に厚生省は懸案の抜本改正についての「医療保険各法の改正案要綱」を諮問したが、制度体系については「各制度を一元的・統一的に調整することが理想であるが、各制度の沿革やそれぞれの保険者の特殊事情に配慮しつつ漸進的改革を進めることが实际的(総理府社会保障制度審議会事務局監修(1980) p.809)」とされ、各医療保険を維持したまま財政調整を行う案が示されたが、高齢保険制度は含まれていなかった。

#### (4) いわゆる「老人医療費無料化」にむけて

このような「抜本改正」の議論が続けられてきた一方で、新たに老人医療費無料化の議論が同時に進むこととなっていた。国の動きとしては、まず1969年度予算の概算要求における、いわゆる「園田構想」がある。これは、70歳以上の所得制限以下の者について、医療保険の自己負担額を一定額(定額負担)に抑え、残りの分を国と地方公共団体の公費で負担するというものであったが、これは大蔵省(当時)の反対もあり、実現しなかった。

これに対して、国に先んじる形で、自治体による、いわゆる老人医療費無料化施策が進む。都道府県レベルでは秋田県が1969年4月から制度化を行ったが、特に大きな影響を与えたとされるのが東京都であり、所得制限以下の70歳以上の者に対して、自己負担分を公費で負担する制度が1969年12月から実施された。その後も、同様の制度を導入する都道府県が相次いだ。

その後、1971年3月に厚生省は省内で社会局長を主査とする「高齢者対策プロジェクトチーム」を発足させ、同年5月の「高齢者対策検討状況の中間報告」の中で、老人医療費の軽減のための4案を提示した。この4案は、(A)医療保険制度の自己負担額を公費で負担するものであり、現物方式と償還方式の2方式が考えられる、(B)市町村が行う自己負担額を公費で負担する事業で、都道府県が助成しているものについて、都道府県に一部補助を行うもの、(C)老人医

療を医療保険制度から包括的に外し、医療費公費負担制度を創設するものであり、全額公費による方式と一部を保険財政から繰入れる方式、(D)現行の医療保険制度において、給付率を10割に引き上げるものであった。ただし、「老人のみについて特別の制度を設定することについては、理論的にも問題があるほか、政治的にも強い反対が予想される(寺脇隆夫編(2014) p.516)」とし、C案については否定的な考え方が示されている。キャンベル(1995)によれば、このような4案併記は省内の意見が分かれていた結果であり、その後の社会・政治状況を踏まえた自民党の議論の中で、A案が選択されたという。

この「A案」による老人医療費支給制度を内容とする老人福祉法改正案は、社会保障制度審議会に対しては、1972年2月9日に諮問が行われ、その3日後の2月12日に答申(老人福祉法の一部を改正する法律の制定について)が行われている。ここでは、その後の老人医療費支給制度について、「諸般の情勢から、今この措置をとることは暫定的な方法としてやむを得ないとしても、なるべくすみやかに本審議会の提案の線にそつた方策をとられんことを望む(総理府社会保障制度審議会事務局監修(1980) p.799)」として、先の1971年の答申のように、医療保険制度の中に公費を取り入れる形で老人の給付率を高める方法が最も適切だとの考えを改めて示した。

その後1972年6月の老人福祉法改正により、1973年1月から老人医療費支給制度が実施されることとなる。

## 考察

ここでは、なぜ高齢保険制度が構想されたのか、そしてなぜ高齢保険制度は導入されなかったのかについて、検討してみたい。(表3)

まず、なぜ高齢保険制度が構想されたのかについて検討する。堤(2018)は、昭和40年代前半以降の高齢者医療に関

表3. 高齢保険制度構想に関する経過

1967年11月	厚生省「医療保険制度改革試案」
1967年11月	日本医師会「健康保険の抜本改正」
1968年9月	日本医師会「医療保険の抜本改正に関する意見」
1969年4月	自民党医療基本問題調査会「国民医療政策大綱」
1969年8月	厚生省「医療保険制度の再編成について(諮問)」
1971年9月	社会保障制度審議会「医療保険制度の改革について(答申)」
1971年10月	社会保険審議会「医療保険制度の根本的改正について(答申)」
1972年2月	厚生省「医療保険各法の改正案要綱(諮問)」

出典) 筆者作成

する制度構想が、「日本医師会が独自の構想を提起し、自民党がそれに追随し、厚生省は不承不承付いて行った (p.118)」というメインストーリーが基本線にあると指摘している。本稿で検討してきた老齢保険制度に関しても、堤(2018)の中で検討されているように、日本医師会の提案から始まる同様の流れがあることが確認できる。この時期の厚生省による医療保険制度改革に関する試案を比較しても、1967年の試案には老齢保険は入っていなかったが、1969年の試案には入っていることが確認できる。やはりこれは、日本医師会や自民党の提案から明らかに影響を受けたものと考えられる。

一方で、その老齢保険の内容については、日本医師会、自民党、厚生省と案を経る中で、変化がみられる。特に財政面については、積立方式を採用していたのは日本医師会案のみで、最終的な厚生省案の老齢保険における、拠出金と公費によって財政を賄う形は、高齢者が保険料賦課の対象にならない点が異なるものの、その後の老人保健制度に近いものであったといえる。

次に、なぜ老齢保険制度が導入されなかったのかについて検討する。吉原・和田(2008)は、「当時の医療保険の抜本改正の議論は、政管健保の財政対策や家族の給付率の7割への引き上げが中心で、老齢保険の創設や老人の給付率を10割にすることなどを本格的に議論できる状況ではなかった (p.234)」とする一方で、与党自民党としても、1971年の参議院選挙で敗れ、「保革伯仲」の状況が近づく中で、「世論を背景に、地方自治体の老人医療の無料化制度が福祉の象徴的制度として燎原の火のごとく全国に広がっていき、国としてもなんらかの対応を決断せざるを得なかった (p.234)」と述べている。

また、堤(2018)は厚生省が抜本改正の流れで社会保障制度審議会と社会保険審議会に諮問を行う一方で、並行して中央社会福祉審議会にも「老人医療対策を含む老人問題に対する総合的諸施策」についての諮問も行うという「ダブルトラックの戦略 (p.122)」を持っていたとし、「保険局は、抜本改正の流れの中で必ずしも本意ではない日医・自民党のいう老齢保険構想に付き合わざるを得ない状況にあり、むしろ社会局が公費により福祉的対応をすることを是としていたのではないか (p.122)」と述べている。

また、この時代はまだ高度経済成長期であり、日本の社会保障制度の創設を検討した田多(2009)が社会保障制度の拡充の時期と位置付けたように、国の財源による制度の充実がまだ可能な時代であった。そのため、各団体による老人医療の充実案もほとんど公費で賄うべきものとされており、高齢者の受診時の負担面だけをみれば、新たに老齢保険制度を創設する必要性は共有されなかった。

## 結論

老齢保険制度構想は、日本医師会の構想から始まり、高齢者に対する給付の充実とともに、医療費の財源調達を目的としたものであった。高齢者に対する給付の充実については、考察で検討したような、いわゆる老人医療費の無料化に関する政治的な背景もあって重視される一方で、財源調達についてはまだ大きく問題視されておらず、実施には至らなかったといえよう。ただし、この時点では構想にとどまったものの、1973年の老人医療費支給制度の実施後の医療費の急増によって、高齢者の医療費を確保するための新たな制度改革が求められるようになっていくことになる。

今後の課題として、この時期の高齢者を対象とした医療提供体制についての十分な検討ができなかったことが挙げられる。先述の1971年の社会保障制度審議会答申でも、「老人医療費問題の解決は、老人の必要とする総合的サービスの中の一つの面の改善であるに過ぎない(総理府社会保障制度審議会事務局監修(1980) p.774)」と指摘されているし、その後の1983年から実施された老人保健制度が「保健」と名のつく制度であった理由のひとつは、ここにあったと思われる。これについては、別稿での検討課題としたい。

## 文献

- J.C. キャンベル(著)・三浦文夫・坂田周一(監訳)(1995): 日本政府と高齢化社会 政策転換の理論と検証. 中央法規, 東京.
- 健康保険(1969): 資料 国民医療対策大綱(全文) 44・4. 健康保険 **23(5)**, 20-39.
- 健康保険(1971): 医療保険制度の根本的改正について (答申・昭和46年10月8日). 健康保険 **25(11)**, 118-127.
- 近藤文二(1970): 老齢保険の是非. 健康保険 **24(4)**, 16-21.
- 幸田正孝(述)・印南一路・中静未知・清水唯一朗(2011): 国民皆保険オーラル・ヒストリー I 幸田正孝報告書. 医療経済研究機構, 東京.
- 小山進次郎(1969): 「国民医療対策大綱」批判. 週刊社会保障 **23(513)**, 15-18.
- 日本医師会(1962): 国民健康保険読本 現状と問題点. 日本医師会, 東京.
- 日本医師会(1968): 自民党医療基本問題調査会日本医師会常任理事との第5回対話. 日本医師会雑誌 **60(7)**, 669-682.
- 佐口 卓(1969): 老人の医療保障—わが国の老齢保険制度の構想—. ジュリスト **435**, 44-48.

- 島崎謙治(2011):日本の医療 制度と政策. 東京大学出版会, 東京.
- 総理府社会保障制度審議会事務局(監)(1980):社会保障制度審議会三十年の歩み. 社会保険法規研究会, 東京.
- 社会保障研究所(編)(1975):日本社会保障資料2. 至誠堂, 東京.
- 週刊社会保障(1969a):自民党が対策大綱を了承—政府に反対意見を参酌し立案をと—. 週刊社会保障 **23(516)**, 4.
- 週刊社会保障(1969b):特報 医療保険制度改革の厚生省要綱試案全文. 週刊社会保障 **23(527)**, 4-7.
- 田多英範(2009):日本社会保障制度成立史論. 光生館, 東京.
- 武見太郎(1955):老人の増加にどう対応するか—老人学と社会保障—. 中央公論 **70(3)**, 243-251.
- 武見太郎(1967):健康保険の抜本改正. 日本医師会雑誌 **58(10)**, 1061-1072.
- 寺脇隆夫(編)(2014):資料集 戦後日本の社会福祉制度 第8巻 母子・児童・老人福祉基本資料. 柏書房, 東京.
- 堤 修三(2018):社会保険の政策原理. 国際商業出版, 東京.
- 吉原健二・和田 勝(2008):日本医療保険制度史 増訂改訂版. 東洋経済新報社, 東京.

## A Study on the Conception of Old-age Health Insurance in 1969

Takao SASAKI

School of Social Welfare, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Isesaki Campus)  
2020-1 San'o-cho, Isesaki-city, Gunma 372-0831, Japan

**Abstract :** One feature of Japan's health insurance system is that the elderly are required to enroll in a separate health insurance system from the one that serves other age groups. The purpose of this paper was to shed light on the circumstances behind the conception of the old-age health insurance system in 1969 by the former Ministry of Health and Welfare, and on how the system was evaluated in discussions at that time. The idea of requiring the elderly to enroll in a separate insurance system from other age groups within the universal health insurance coverage system, which was one characteristic of the old-age health insurance system, was greatly influenced by the Japan Medical Association at that time. Our research also confirmed that the biggest issues in medical care for the elderly at that time were how to increase healthcare benefit coverage rates and the financial administration under government-managed health insurance. At that time, the cost of healthcare for the elderly was not a major point of discussion.

(Reprint request should be sent to Takao Sasaki)

**Key words :** Old-age health insurance system, Medical care expenditure provision system for the elderly,  
Ministry of Health and Welfare, Medical care for the elderly, Universal health insurance coverage system



# 東京福祉大学・大学院紀要投稿要領

平成22年4月1日制定

平成31年3月14日第4改定

## 第1 投稿資格

紀要に投稿することができる者は、本学の教職員、専任教員の指導若しくは協力による共同研究者、本学学生・大学院生若しくは卒業・修了生、又は学会誌等編集専門部会が適当と認めた者とする。

## 第2 著作権

紀要に掲載された論文等の著作権は、東京福祉大学・大学院に属する。

## 第3 投稿原稿

- (1) 原稿の内容は倫理的配慮および研究不正防止への対応が充分になされたものであること。
- (2) 人を対象とした実験・調査では、インフォームドコンセント、個人情報の管理がしっかりとされていること。また、必要に応じて本学もしくは研究参加者が所属する施設・学会等の研究倫理審査を受け、承認をうること。
- (3) 原稿は和文または英文による原著論文を主とするが、他に総説、解説、報告、資料等を掲載することもある。ただし、既刊のもの又は刊行物に掲載予定のものは投稿できない。
- (4) 原稿制限字数
  - ① 総説(8000字～16000字程度、英文の場合は32000字程度)
    - ・ある主体に関する研究・調査論文を総括および解説、評論したもの。
  - ② 原著(8000字～16000字程度、英文の場合は32000字程度)
    - ・新しく独創的な研究で、価値ある結果が得られており、当該分野への貢献度が高いと認められるもの。
  - ③ 資料(4000字～16000字、英文の場合は32000字程度)
    - ・調査等のもとになる材料(調査・統計・実験などの結果も含む)で実践や研究に有用な資料
  - ④ 研究ノート(8000字～16000字程度、英文の場合は32000字程度)
    - ・萌芽的研究を含め、将来の基礎となり優れた研究に発展拡大する可能性のあるもの。独創的な研究への端緒となる提言等。
  - ⑤ 短報(4000字～8000字程度、英文の場合は16000字程度)
    - ・速報としての価値のある内容を含む未発表の短い論文に相当するもの。
  - ⑥ 調査報告(4000字～8000字程度、英文の場合は16000字程度)
    - ・新事実発見のため、または既に確立されている理論の検証や修正ならびに事柄の明確のために行われる調査・試験などの報告。対象について十分な分析がなされているもの。
  - ⑦ 実践報告(4000字～8000字程度、英文の場合は16000字程度)
    - ・実践活動に関する報告。
  - ⑧ 解説(4000字～8000字程度、英文の場合は16000字程度、ただし、書評の場合はその半数程度とする)
    - ・特定の分野や主題について解説した記事。
  - ⑨ 事例研究(8000字～16000字程度、英文の場合は32000字程度)
    - ・事例に基づく臨床的・教育的実践から得られた独創的な知見や考察をまとめたもの。
  - ⑩ 学生によるレポート(8000字～16000字程度、英文の場合は32000字程度)
    - ・高い評価を得られた学生執筆のレポート、卒業論文等。ただし、教育上の効果と論文の質担保の観点から、論文執筆過程において指導教員より適切な指導を受けたものに限る。
- (5) 印字原稿は word で A4 版に文字サイズ 10.5 ポイントでテキスト形式で印字し、和文では 40 字×40 行(1,600 字)、英文では 12 ピッチ、ダブルスペースとする。また、ヘッダー、脚注・引用文献の挿入等の各種 word 機能は使用しないこと。
- (6) 写真・図・表は原則として総計 5 点以内とし、それぞれ 400 字として換算し、原稿制限字数に加算される。
- (7) 投稿に際しては、原稿(表紙・本文)のファイル、原稿に使用した全ての写真・図・表(写真・図等は jpeg に統一し、表等 word 等で作成したものはそのままの形式)のファイルを別に作成し、USB メモリ・CD-R 等の電子媒体に記録したものと、印字原稿 1 部、査読用コピー 2 部を提出する。
- (8) 「書物や論文等を要約しただけのもの」「他人の説を無批判に繰り返しただけのもの」「引用してこれらを並べた

だけのもの」「証拠立てられない私見だけのもの」「他人の業績を無断で使用したもの(剽窃)」「自己剽窃」等の投稿は認めない。

#### 第4 原稿の形式

原稿の様式は次の通りとし、順に綴じる。

##### (1) 表紙

- ① 論文種別、表題、投稿者名、所属、所在地および連絡先(電話・ファックス番号、Eメールアドレス)を明記する。
- ② 表題、投稿者名、所属、所在地を英語にて記す。  
なお、本学の英語表記は Tokyo University and Graduate School of Social Welfare とする。
- ③ ランニングタイトル(和文では20字以内、英文では40レター以内)を記す。
- ④ 別刷請求先: 該当する著者名を記す(英文の場合は、Reprint request should be sent to Name of correspondent author)。

##### (2) 本論文

原稿の2枚目から、次のスタイルで記す(論文の種類によってはこの限りでない)。

###### ① 和文論文の場合

和文抄録(400字以内)、日本語キーワード(3~6個)、緒言(はじめに、問題と目的)、研究対象と方法、結果、考察、結論、引用文献、英文抄録(300語以内)、英語キーワード(日本語キーワードに対応するもの)の順に、見出しをつけ、これらの全てを組み入れて構成・記述する。

緒言: 疑問点(既存の報告の中で疑問に思った点、あるいは明らかになっていない点を示す)を指摘し、何を解決するのかを目的としているのか記す。

研究対象と方法: 緒言で示した目的を達成するために、データを得るための対象として何を使ったのか、どのような方法で新たなデータを得て分析したのかを記す。

結果: 得た結果を記す。

考察: 新たに得た結果と既発表論文の内容と比較して、新規の知見(当該論文の意義)を示す。

結論: 何が新たに判明したのか、簡単にまとめる。

###### ② 英文論文の場合

Abstract(300語以内)、Key words(3~6個)、Introduction, Materials and Methods, Results, Discussion, Conclusion, References、和文抄録(400字以内)、日本語キーワード(Key wordsに対応するもの)の見出しをつけ、これらの全てを組み入れて構成・記述する。

以下Introductionから和文論文と同様のスタイルで記す。

##### (3) 投稿原稿の書式

- ① 和文による原稿は、現代仮名遣いにしたがって平仮名混じり、横書きで、正確に句読点(、。)をつける。
- ② 脚注を使用する場合には、本文中に(注1)などの表記をしたうえで、引用文献の前に記載する。
- ③ 各分野で認められている省略記号以外は、述語の省略はしない。略語は用いても差し支えないが、初出の場合は省略せず( )内に略語を明記する。
- ④ 度量衡は原則としてSI単位系を使用する。

##### (4) 引用について

本紀要は印刷及びインターネット上で公開・配布されるため、引用に当たっては引用元の著作権や肖像権等を侵害することのないよう十分留意すること。

※国外のものについては各国の著作権法の引用条件を満たすこと。

【引用の条件】※引用とは原則として「文章」である。「図表等」は著作権法上「複製」にあたることがあるので原則として使用しないことが望ましい。

- ① 既に公表されている著作物であること。
- ② 自己の文章が主であり、引用部分との「主従関係」が明確であること。  
※主従関係が逆転(引用が多い等)した場合、「引用」ではなく「転載」となる。無断転載は「盗用」「剽窃」となるため、出典を明らかにしても不可。
- ③ 自己の説を正当付けるため等の「必要性」があり、「最小限」に限られること。
- ④ 引用する文章は原文のままであること。(著作者には同一性保持権があり、著作者の許諾なしに改編してはならない)



- ⑤ 引用を行う部分は「カギ括弧」などにより明確に区別すること。
- ⑥ 出所の明示を行うこと。著者名、書名(題名)、雑誌名、ページ等を明確に表示する必要がある。引用文献で参照しても、本文中の引用箇所が特定できないときは、適法な引用といえない。
- ⑦ インターネットから引用する場合は慎重に行うこと。基本情報、情報責任の所在が明らかでないもの、書き替えられたり消去される恐れが強いもの(例:ブログやWikipedia等)は使用しないこと。許諾が必要な場合は、許諾書のコピーを提出すること。引用する際は著者、発表年、表題、URL、最終検索日を明らかにすること。  
※各省庁等行政機関が一般公開しているコンテンツについては、許諾無しでも利用できるものとできないものが混在しているため、利用規約等を十分確認し、必要に応じて許諾を得ること。
- ⑧ 他者が著作権を所有する写真・図・表等をコピーして論文に貼り込む(引用)場合は、原則として著作者の許諾が必要となるため、必要に応じて「インターネット上で無料公開される論文に使用する許諾」を得ること。また、引用図表等の下部に出典を詳細に明記すること。また、改編を加える場合は別途その許諾が必要。(「同一性保持権」及び捏造や改竄防止)  
※政府刊行物の一部等のように「本書のデータ、図表を引用・転載する場合は出典を記載すれば可」「加工して利用する場合は出典及びその旨の記載も明記すれば可」の旨が明記されている場合は許諾書不要。ただし、根拠情報を必要に応じて提出すること。

(5) 引用文献の表記

- ① 文献を引用する際は、本文の引用箇所に著者名と発表年を示す。  
(例) 澤口(2010)は～ もしくは ～と報告されている(澤口, 2010)。  
和字の著者2名は「・」でつなぎ、3名以上は第一著者の後に「ら」で略す。欧字の著者2名は‘and’もしくは‘&’でつなぎ、3名以上は第一著者の後に‘et al.’で略す。  
(例) 2名の著者の場合: 澤口・栗原(2010) (澤口・栗原, 2010)  
Sawaguchi and Kuribara (2010) (Sawaguchi and Kuribara, 2010)  
3名以上の著者の場合: 澤口ら(2010) (澤口ら, 2010)  
Sawaguchi et al. (2010) (Sawaguchi et al., 2010)  
本文引用の表記において、同一著者の同一発表年の文献がある場合には、発表年の後ろに a, b, c をつける。  
(例) 澤口・栗原(2010a) 澤口・栗原(2010b)  
引用文献に記載されている表記をそのまま引用する場合には「 」で引用箇所を括り、掲載されているページ番号を記載する。  
(例) 栗原(2017)は「・・・(本文引用)・・・(p. )」としている。
- ② 引用文献(References)欄は、筆頭著者のアルファベット順で並べ、同一筆頭著者では、著者1名、同2名、同3名以上の順とし、著者2名では第2著者のアルファベット順、3名以上は発表年順に並べ、以下の要領に従って記す。著者が3名を超える場合は、3名まで記し、「ら」または‘et al.’で略す。  
雑誌: 著者(発表年): 表題. 雑誌名\* 巻数(太字), 頁.  
\*雑誌名は、和文誌は「医学中央雑誌収載誌目録」、欧文誌は「Index Medicus」により略記してもよい。  
(例) 澤口彰子・栗原 久(2010): 健康に及ぼす環境の影響. 東京福祉大学・大学院紀要 **1**, 15-25.  
Sawaguchi, A. and Kuribara, H. (2010): Stress-induced impairment of the mental health. **Bull. Tokyo Univ. Sch. Social Welfare** **1**, 27-35.  
単著本: 著者(発表年): 書名. 発行所, その所在都市名.  
(例) 澤口彰子・栗原 久(2010): 健康科学. 伊勢崎出版, 伊勢崎.  
Sawaguchi, A. and Kuribara, H. (2010): Health Science. Isesaki Pub., Isesaki.  
分担執筆: 著者(発表年): 表題. In: 編者名(編), 書名. 発行所, 所在都市名, pp 頁.  
(例) 澤口彰子(2010): 血圧の調節. In: 栗原 久(編), ストレスマネジメント. 池袋福祉出版, 東京, pp75-90.  
Sawaguchi, A. (2010): Control of blood pressure. In: Kuribara, H. (ed.), Stress Management. Ikebukuro Welfare Pub., Tokyo, pp75-90.  
インターネット文献: 著者(発表年): 表題. URL (最終検索日).  
(例) 小野智一(2018): 文献の考察 —学術論文の記載について.  
<http://www.tokyo-fukushi.jp/bunken2018.htm> (2018.6.30 検索)

- (6) 写真・図・表とその説明 ※引用(複製)する場合は上記「(4)引用について」も参照
- ① 写真・図・表の掲載はA4に収まるサイズとする。ただし印刷校正において縮小・拡大される場合がある
  - ② 写真・図はそのまま印刷できるような鮮明なものとする。
  - ③ 写真・図・表の番号は掲載順にアラビア数字を使用し、説明に使用する言語は、和文論文では日本語か英語のどちらかに統一し、英文論文では英語とする。  
(例) 写真1.(Photo. 1.)、 図1.(Fig. 1.)、 表1.(Table 1.)
  - ④ 写真の使用においてはマスキングする等個人情報の保護に十分配慮すること。
  - ⑤ 図をコピーして論文に貼り込み(引用)する場合は③に加え、出典を明らかにする。改編されている場合は、その旨も明記する。(どちらも原則として著作権者の許諾を要す)  
(例) 図1出典: 栗原著、〇〇出版、p××図2  
(例) 図1出典: 栗原著、〇〇出版、p××の図2を元に著者が手を加え改変

## 第5 原稿の受付

- (1) 投稿者は、原稿(表紙、本文)、写真・図・表を3部(オリジナル1部、コピー2部)、およびデータを保存したUSBメモリなどの電子媒体を「東京福祉大学・大学院学会誌等編集専門部会」へ直接又は書留郵便で提出する。
- (2) 学会誌等編集専門部会は、原稿・投稿要領の確認後、投稿者に受領書を発行する。  
ただし、本投稿要領に沿わない原稿等は受付不可とし、返却する。
- (3) 原稿の締め切りは毎年5月末日、11月末日必着とする。

## 第6 原稿の取扱い

- (1) 原稿の取扱いは、原則として到着順とする。
- (2) 原稿の査読は、学会誌等編集専門部会が2名以上の学内外の専門家に依頼する。
- (3) 査読の依頼を受諾した者は、原稿を受けとってから2週間以内に、査読結果を学会誌等編集専門部会長に連絡する。
- (4) 査読者の意見に従って、投稿者に原稿の修正を依頼することがある。
- (5) 掲載の採否は学会誌等編集専門部会で決定し、投稿者に通知する。
- (6) 修正依頼後、6ヶ月以内に修正原稿の提出がない場合は、投稿を取り下げたものとする。
- (7) 査読結果により再査読が必要となった場合、著者は修正等に関する査読者のコメントに対する回答書(書式自由)と併せて、修正原稿を提出する。

## 第7 校正

投稿者による校正は、原則として二校までとし、指定期間内に返却すること。校正に際して、誤植以外の訂正は許されない。

## 第8 経費の負担

- (1) 投稿原稿にカラー写真を含み、カラー印刷を希望する場合は、その経費全額を投稿者が負担する。
- (2) 別冊作成の経費は投稿者負担とする。

## 第9 責任

紀要に発表した論文の内容に関して生じた問題の責任は投稿者が負う。

## 第10 その他

紀要の編集、その他細部は、学会誌等編集専門部会の協議により決定する。編集の関係で、編集部において原稿を一部変更することがある。

## 第11 個人情報の保護

- (1) 紀要の刊行に関し、個人情報の秘密やプライバシーの保護については十分に配慮する。
- (2) 個人のプライバシー侵害・名誉毀損の可能性が推測されるようなケースでは、姓名、名称のイニシャル記載は不可とする。
- (3) 個人情報の記載が同意、承認された場合においても、第三者によって問題となることも想定されるので、注意を要する。

## 研究不正行為防止について

文部科学省による「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」の取りまとめや科学技術・学術政策局に設置された「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議での審議の結果(平成26年2月3日)を踏まえて平成26年8月26日、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が文部科学大臣により制定された。これに基づき、本紀要では以下の行為を禁止する。

### 1. 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

### 2. 改ざん

研究資料、研究機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

### 3. 盗用

他の研究者のアイデア、分析若しくは解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

### 4. 特定不正行為

故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる投稿論文等発表された研究成果の中に示されたデータ又は調査結果等の捏造、改ざん又は盗用

### 5. 二重投稿

他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること

### 6. 不適切なオーサーシップ

論文著作者を適正に公表しないこと

\*オーサーシップ(authorship)とは、「原作者」「原著者」の意味。

例として、論文が共著者の合意のないまま投稿され、採択されてしまうなど。

### 7. 不正行為

研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質又は本来の趣旨を歪め、科学コミュニティにおける正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為

\*研究者は研究データを論文等を発表のときから5年間保存する義務を負い、必要などきは開示しなければならない。

## 東京福祉大学・大学院紀要における倫理指針

研究者がより円滑に研究を行うことができるように、また研究対象者の個人の尊厳と人権が守られるように、この倫理指針を定める。

この指針は、我が国の個人情報の保護に関する法律や、世界医師会によるヘルシンキ宣言等を踏まえ、研究の実施に当たり、研究対象者に説明し、同意を得ることなど個人情報の保護を原則とする。また、研究にはきわめて多彩な形態があることに配慮して、この指針においては、基本的な原則を示すにとどめる。

一方、研究者等が研究計画を立案し、その倫理的な適否についての判断は、本学倫理・不正防止専門部会によって行われる。

### 細則

研究計画書に記載すべき事項は、一般的に以下のとおりとするが、研究内容に応じて変更できる。ただし、指針において記載することとされている事項及び倫理・不正防止専門部会の審査を受けることとされている事項については必ず記載しなければならない。

- ・ 研究対象者の選定方針
- ・ 研究の意義、目的、方法、機関、個人情報の保護の方法
- ・ 研究機関の名称（共同研究機関を含む。）
- ・ 研究者等の氏名
- ・ インフォームド・コンセントのための手続（インフォームド・コンセントを受けない場合はその理由及び当該研究の実施について公開すべき事項の通知又は公表の方法）
- ・ インフォームド・コンセントを受けるための説明事項及び同意文書
- ・ 研究に参加することにより期待される利益及び起こりうる危険並びに必然的に伴う不快な状態
- ・ 危険又は必然的に伴う不快な状況が起こりうる場合の、当該研究に伴う補償等の対応
- ・ 当該研究に係る資金源、起こりうる利害の衝突及び研究者等の関連組織との関わり
- ・ 研究対象者からインフォームド・コンセントを受けないで試料等を利用する場合、研究が公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である理由。代諾者を選定する場合にはその考え方
- ・ 資料の保存及び使用方法並びに保存期間
- ・ 研究終了後の資料の保存、利用又は廃棄の方法（他の研究への利用の可能性と予測される研究内容を含む。）

# 投稿申込書

東京福祉大学・大学院紀要 学会誌等編集専門部会 殿

下記論文を貴誌に投稿いたします。この論文は他誌に未発表であり、また投稿中でもありません。採用された場合には、この論文の著作権を東京福祉大学に委託すること、また学術リポジトリに要旨及び全文を収載すること、同大学と契約を交わした Web 上に英文あるいは和文の要旨を収載することに同意いたします。なお、本論文の内容に関しては、著者（ら）が一切の責任を負います。

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

論文表題 (必須): \_\_\_\_\_

サブタイトル: \_\_\_\_\_

ランニングタイトル (必須): \_\_\_\_\_

署名: 共著者全員の署名が必要です。欄が足りない場合はコピーして2枚提出してください。

① \_\_\_\_\_ 年 月 日      ② \_\_\_\_\_ 年 月 日

③ \_\_\_\_\_ 年 月 日      ④ \_\_\_\_\_ 年 月 日

⑤ \_\_\_\_\_ 年 月 日      ⑥ \_\_\_\_\_ 年 月 日

論文の種類: ○で囲んでください。

総説   原著   報告   その他(\_\_\_\_\_)

連絡先: 氏名 \_\_\_\_\_ (所属 \_\_\_\_\_)

〒 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_ MAIL \_\_\_\_\_

料金請求先: (上記と同じ場合は、署名のみで結構です)

氏名 \_\_\_\_\_ (所属 \_\_\_\_\_)

〒 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_ MAIL \_\_\_\_\_

学会誌等編集専門部会記入欄:

論文受付日      年 月 日

論文受理日      年 月 日

受付番号



# 東京福祉大学・大学院紀要への論文投稿の著者チェックリスト

**\*最新版の「投稿要領」を熟読してから、下記の項目にチェックしてください。  
投稿要領に沿わない原稿は受付できません。**

論文の倫理:ヒトを対象とした研究などは、ヘルシンキ宣言およびこれに準拠した倫理規定に従い実施されていることが必須である

①今回の投稿論文は上記に該当する研究か【 はいYes ・ いいえNo (いずれかに○をつける) 】

(①の間で「はいYes」を選んだ場合は次の②の間にも回答すること。)

②所属機関等の倫理審査を受け承認を得られたか【 はいYes ・ いいえNo (いずれかに○をつける) 】

## タイトルページ

- 【    】 論文タイトルが書かれている
- 【    】 著者名とその所属・所在地がすべて書かれている
- 【    】 著者の所属が異なる場合、右肩に数字(\*1)などを付記して区別されている
- 【    】 別冊請求先の著者名が書かれている
- 【    】 20字(英文では40レター)以内のランニングタイトル(欄外表題)が書かれている

## 抄録ページ

- 【    】 400字(英文では300語)以内の抄録が、改行なしで書かれている
- 【    】 抄録の内容は、研究対象と方法、結果、結論が簡潔に示されている
- 【    】 3~6個以内のキーワードが書かれている
- 【    】 和文・英文論文とも、和文・英文両方のタイトル、抄録、キーワードが書かれている

## 本文

- 【    】 紀要投稿要領に従って書かれている。注記がある場合は「引用文献」の前に記載されている
- 【    】 語句を省略する場合は、すでに一般化されているものを除いて、最初に完全形を記し、括弧内に省略形を示している
- 【    】 機器、薬物、動物などを使用した場合、商品名、供給会社名、所在都市名が書かれている
- 【    】 図表の挿入箇所<sup>1</sup>に図表が挿入されている。(諸指定がある場合は赤字で記載されている)
- 【    】 未発表のデータを引用する場合は、本文中に明記している(記載例: 伊勢崎ほか、未発表データ、Isesaki et al., unpublished data)

## 引用文献

- 【    】 本文中での文献引用は、投稿要領に従って必要最小限であり、適切に示されている
- 【    】 投稿中の論文は引用されていない(掲載受理決定の論文は可)
- 【    】 引用文献欄の記載が、投稿要領に従っている
- 【    】 図表を複製(引用)する場合、著作権者の許諾を得ており、必要に応じて許諾書の写しを添付している。

## 図・写真・表と解説 (図・写真・表はそれがないと説明できない等必要最小限で、原則として5点以内)

- 【    】 図等はjpeg形式またはWord等で作成され、文字、数値、記号などが縮小しても明瞭である
- 【    】 必要な場合を除いて、3次元パターングラフは使用されていない
- 【    】 図の番号とタイトル、解説が付記されている
- 【    】 表には上に番号とタイトル、下に脚注が記述されている
- 【    】 カラー図・写真の掲載を希望する際は、その旨が原稿の該当箇所<sup>2</sup>に朱書きで記述されている(希望する場合は、カラー印刷にかかる実費を負担することに同意する)
- 【    】 図・写真・表は本文とは別のファイルで作成し、添付している

※裏面「本文・構成のチェックリスト」につづく

## 本文・構成のチェックリスト

\*「著者チェックリスト」につづいて下記の項目にチェックしてください。

- 「緒言」では研究の目的を明確に述べる
- 「対象および方法」は簡潔かつ適切に記載する
- 「考察」は「結果」に基づいて記載する
- 「結果」は「緒言」の目的に対応し、研究結果の詳細を提供する
- 「文献」は読者が確認できるよう適切に記載する(引用・参考した全ての文献を記載。引用・参考していない文献は記載しない)

総説・解説の場合（「実験技術」、「研修報告」等を含む）

- 緒言 (Introduction)
- 結論 (Conclusions)
- 文献 (References)
- 利益相反はない

原著の場合（「短報」「症例報告」「資料」「調査」等を含む）

- 緒言 (Introduction)
- 対象および方法 (Materials and Methods)
- 結果 (Results)
- 考察 (Discussion)
- 結論 (Conclusions)
- 文献 (References)
- 利益相反はない

報告の場合

- 緒言 (Introduction)
- 事例 (Case)
- 結果 (Results)
- 考察 (Discussion)
- 結論 (Conclusions)
- 文献 (References)
- 利益相反はない

確認日時 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

著者サイン \_\_\_\_\_



共著者がいる場合のみ、ご提出ください。  
共著者が複数の場合は、一人につき一通ご提出ください。

## 『東京福祉大学・大学院紀要』オーサーシップ確認シート

この確認は、投稿された論文の共著者のオーサーシップについて、学会誌等編集専門部会が書面で確認するためのものです。

執筆者（共著者含む）は〔\*オーサーシップの在り方について〕をご確認いただき、ご提出ください。

\*日本学術会議「科学研究における健全性の向上について」（2015.3.26公開）。

**共著者の方へ** [オーサーシップの在り方について] 当てはまる項目に✓をつけてください。

- 【    】 研究の規格・構想、もしくは調査・実験の遂行に本質的な貢献、または実験・観測データの取得・解析、または論理的解釈やモデル構築など、当該研究に対して実質的に寄与した。
- 【    】 原稿の草稿を執筆したり、重要な箇所に関する意見を表明し、原稿の完成に寄与した。
- 【    】 原稿を承認し、内容について説明できる。

上記3点のオーサーシップを満たしていることを確認し、下記にご署名ください。

### 【共著者署名】

氏名(自署): \_\_\_\_\_ (ローマ字) \_\_\_\_\_

所属・職位: \_\_\_\_\_

原稿に寄与した箇所: \_\_\_\_\_

記入年月日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※上記3点のオーサーシップを満たさない関係者は「謝辞」への記載が適切とされています。

**第一著者(筆頭著者)の方へ** 「共著者のとりまとめについて」下記をご確認の上、ご署名ください。

- 【    】 [オーサーシップの在り方について]を確認した。
- 【    】 提出された全ての共著者にオーサーシップがあることを確認した。

### 【第一著者署名】

氏名(自署): \_\_\_\_\_



# 東京福祉大学・大学院紀要 ネイティブチェック証明書

年 月 日

東京福祉大学・大学院紀要編集 学会誌等編集専門部会長 殿

第一著者名: \_\_\_\_\_

表 題: \_\_\_\_\_

上記原稿（またはタイトル・本文）の外国語表記について、下記ネイティブスピーカーによる確認を行ったことを証明します。

確認者:

氏 名: \_\_\_\_\_

所 属: \_\_\_\_\_

住 所: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

署名(自署): \_\_\_\_\_

\*本文が母国語以外の場合は、投稿時に証明書を提出してください。

\*証明書の様式は問いません。上記様式は一例です。



## 編集後記

東京福祉大学・大学院紀要 第11巻を上梓いたします。

学会誌等編集専門部会での活動が6年目となった今年度は、立場を変えて迎えることとなりました。昨年から続くコロナ禍において、先生方におかれましては、オンライン授業や非対面での学生指導が続くなど、例年とは異なる校務に加え、研究を取り巻く状況もさまざまな影響を受けていたと思われます。リサーチデザインを見直したり、研究方法を変更せざるを得なくなったり、社会調査活動はこれまで以上に配慮が必要になったりするなど、さまざまな工夫や労力が費やされているのではないのでしょうか。そのような状況の中、ご寄稿いただいた先生や研究成果をまとめてご投稿いただきました先生方、ご多忙にもかかわらず査読を快く引き受けてくださった先生方、そして不安な中で始まった編集作業等にご協力いただいております部会員の先生方、本紀要にご支援ご協力をいただきました各関係者の皆さまに、こころより感謝申し上げます。

次号を発行する頃にはコロナ禍が収束そして終息に向かい、活発な研究活動の成果をより多くの先生方にご投稿いただける状況になっていることを願うばかりです。今後もよろしくお願い申し上げます。

(2021年3月 学会誌等編集専門部会 部会長 内藤 伊都子)

---

### 東京福祉大学・大学院 学会誌等編集専門部会

部会長 内藤 伊都子(編集責任者)

副部会長 岡野 雅子

部員 新井 雅人

(50音順) 新井 洋輔

河村 明和

熊谷 大輔

澤田 晋一

澁井 とし子

先崎 章

坂 望美

八重樫 幸雄

山口 敬雄

山本 健志郎

古澤 和泉(投稿受付・事務担当)

宮下 尚士(事務担当)

### 東京福祉大学・大学院紀要

第11巻1-2合併号

編集／東京福祉大学・大学院 学会誌等編集専門部会

発行所／東京福祉大学

東京福祉大学短期大学部

編集部／〒372-0831 群馬県伊勢崎市山王町2020-1

TEL: 0270-20-3676 FAX: 0270-20-3696

E-mail: lib@ad.tokyo-fukushi.ac.jp

2021年3月20日印刷

2021年3月25日発行

---

印刷所／高山プレスシステムセンター株式会社